資料１

第十一次山口市高齢者保健福祉計画
第十次山口市介護保険事業計画

（二次素案）

令和８年１０月

山　口　市

目　次

第１章　計画策定の考え方 1

１　計画の趣旨 1

２　計画の位置付け 1

３　計画の期間 2

４　計画の進行管理 2

第２章　高齢者・介護を取り巻く現状と課題 3

１　高齢者福祉を取り巻く国の動き・社会情勢 3

２　本市の高齢者の現状と課題 5

３　介護保険制度の状況 31

第３章　計画の基本方針と基本目標 37

１　基本方針 37

２　基本目標と基本施策 38

第４章　施策を推進する基本計画 42

１　日常生活圏域 42

２　基本計画 44

基本目標１　いきいきと自分らしく暮らす 45

基本施策１　介護予防の推進 45

取組１　健康づくり・フレイル予防の推進 46

取組２　自立支援・重度化防止の推進 48

基本施策２　社会参加と生きがいづくりの推進 50

取組１　生きがい活動の推進 51

取組２　社会活動、ボランティア活動への参加促進 52

基本目標２　住み慣れた地域で支え合いながら暮らす 53
基本施策１　地域包括ケアシステムの充実 53
取組１　地域支え合いの推進 54
取組２　地域包括支援センターの安定的な運営..... 56
取組３　在宅医療と介護の連携体制の充実..... 58
基本施策２　認知症対策の推進 60
取組１　認知症の理解の増進と暮らしやすい環境づくり..... 62
取組２　相談支援体制の充実 64
取組３　認知症への備えと早期支援の推進..... 66
基本施策３　在宅生活支援の充実 67
取組１　日常生活を支えるサービスの充実..... 68
取組２　高齢者の権利と尊厳を守る取組の推進..... 70
取組３　地域で暮らし続けるための環境づくり..... 72

基本目標３　介護サービスを利用して安心して暮らす 75
基本施策１　介護サービスの充実 75
取組１　適切な認定と給付 76
取組２　サービス提供の基盤整備と介護人材の確保・育成..... 78
取組３　介護保険制度の安定した運営..... 81

用語説明 .....
策定の経過 .....
山口市すこやか長寿対策審議会 .....

第１章　計画策定の考え方

１　計画の趣旨

令和６年度から令和８年度までを計画期間とする「第十次山口市高齢者保健福祉計画・第九次山口市介護保険事業計画」では、「家族や地域の『絆』で支え合い、高齢者が、自分らしく、元気に、暮らし続けられるまち」を基本方針に掲げ、その実現に向けた各種施策に取り組んでまいりました。

このうち、主な取組として、地域包括ケアシステムの充実では、高齢者、障がい者、子どもなど分野を問わず、複雑化・複合化した地域課題に対応するため、重層的支援体制整備事業を推進し、地域包括支援センターや「やまぐち『まちの福祉相談室』（通称：ふくまる相談室）」をはじめとする相談支援機関の連携強化を図るとともに、高齢者の相談支援体制の充実や医療・介護・福祉の関係機関による連携を進めてまいりました。また、介護サービスの充実では、介護サービス基盤の整備や介護人材の確保・育成などに取り組んできたところです。

こうした中、この度の介護保険事業計画策定のために国が示した基本方針では、高齢化がピークを迎える２０４０年を見据え、中長期的な人口動態や介護ニーズの変化を踏まえた介護サービス基盤の計画的な整備を進めるとともに、医療と介護の連携強化、地域包括ケアシステムのさらなる深化、認知症施策の推進、介護人材の確保及び介護現場における生産性向上などに取り組むこととされています。

本市においても、今後、団塊ジュニア世代が６５歳以上となる２０４０年頃に高齢者人口のピークが見込まれている中、介護や医療を必要とする８５歳以上の高齢者の増加とともに認知症高齢者、ひとり暮らし高齢者及び身寄りのない高齢者の増加が見込まれるなど、高齢者を取り巻く課題は一層多様化・複雑化していくことが予想されます。また、生産年齢人口の減少により介護人材の不足が懸念される中、多様化する介護ニーズに対応しながら、限られた人材や地域資源を有効に活用し、持続可能な介護サービス提供体制を確保していくことが重要な課題となっています。

こうした国の動向や本市を取り巻く状況を踏まえ、令和９年度から令和１１年度までを計画期間とする「第十一次山口市高齢者保健福祉計画・第十次山口市介護保険事業計画」においては、引き続き「家族や地域の『絆』で支え合い、高齢者が、自分らしく、元気に、暮らし続けられるまち」を基本方針とし、２０４０年を見据えた中長期的な視点の下、高齢者保健福祉施策及び介護保険事業に関する基本的な考え方や目標を定めるとともに、取り組むべき施策・事業、その実施効果及び成果目標を明確にし、計画的かつ着実に推進していくものとします。

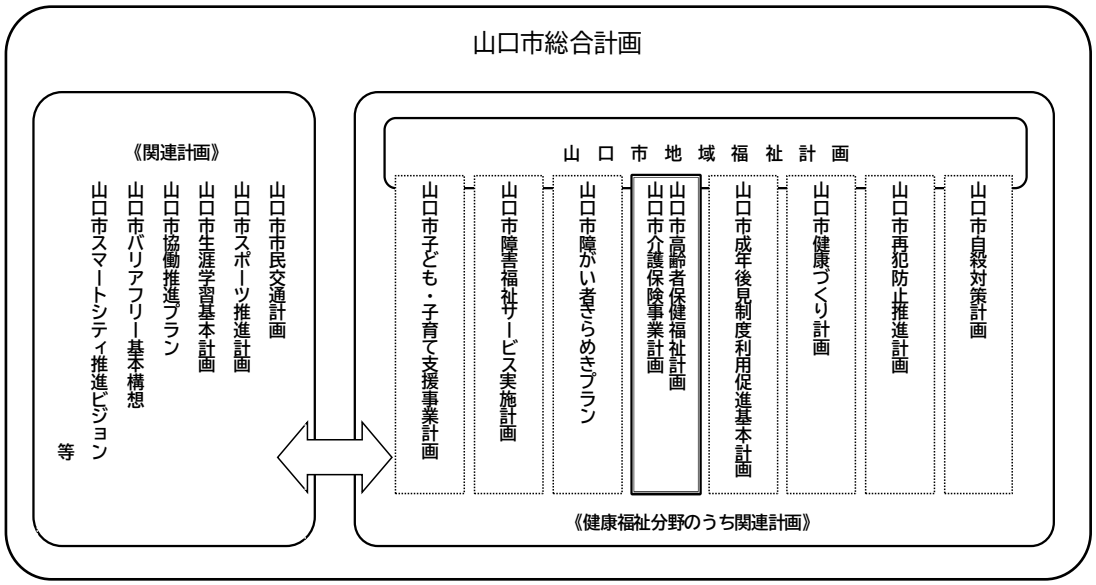
２　計画の位置付け

本計画は、老人福祉法第２０条の８の規定に基づく市町村老人福祉計画として策定する「第十一次山口市高齢者保健福祉計画」と、介護保険法第１１７条の規定に基づく市町村介護保険事業計画として策定する「第十次山口市介護保険事業計画」に位置付け、両法の規定に基づき一体のものとして策定するものです。

あわせて、本計画は、共生社会の実現を推進するための認知症基本法第１３条に規

定する市町村認知症施策推進計画を包含するものとします。

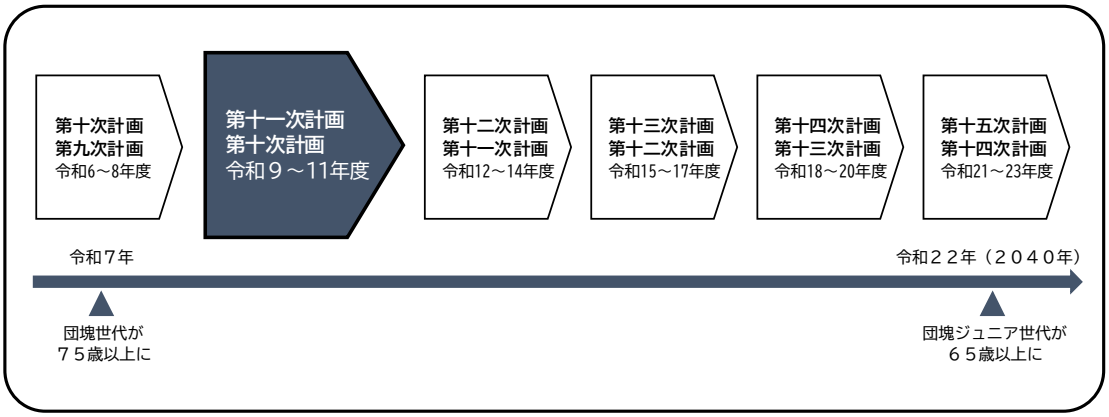
また、本市の最上位計画である山口市総合計画における健康福祉施策を具体化する部門計画に位置付けることとします。



３　計画の期間

本計画の期間は、令和９年度から令和１１年度までの３年間とします。

計画の推進に当たっては、令和２２年（２０４０年）を見据えた中長期的な人口動態や介護・医療ニーズの見込みを踏まえつつ、地域の実情に応じた見直しや改善を行い、「住まい・医療・介護・予防・生活支援」が一体的に提供される地域包括ケアシステムの一層の深化を図るとともに、安定した介護保険制度の運営を目指します。



４　計画の進行管理

本計画の着実な推進を図るため、計画の進捗状況についてＰＤＣＡサイクルを取り入れ、効果的かつ効率的に事業を実施するとともに、その内容について点検・評価を行い、学識経験者、保健医療福祉団体等関係者、サービス利用関係者、被保険者代表で構成する「山口市すこやか長寿対策審議会」に報告し、計画の推進に関する意見を求めることとします。

第２章　高齢者・介護を取り巻く現状と課題

１　高齢者福祉を取り巻く国の動き・社会情勢

我が国では、総人口が減少に転じる中、高齢者人口は今後も増加を続け、２０４０年に向けては、高齢化や人口減少のスピードに大きな地域差が生じることが見込まれています。また、単身高齢者や高齢者のみ世帯の増加、認知症高齢者の増加が見込まれる中で、多様化・複雑化する高齢者福祉のニーズへの対応が求められています。

国は、第１０期介護保険事業計画の基本指針で、２０４０年に向けた地域包括ケアシステムの深化を通じた地域共生社会の実現や、医療・介護連携の強化、高齢者向け住まいとの連携、認知症施策の推進、介護サービス基盤の計画的な整備、介護人材の確保と生産性向上などを重要な方向性として示しています。

本市においても、こうした国の動向や社会情勢を踏まえ、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、次の４つの重点的な視点に基づき施策を推進します。

視点１　地域包括ケアシステムの深化・推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援が一体となった地域包括ケアシステムの深化・推進を図るとともに、多様化・複雑化するニーズに対応できる包括的な支援体制の充実を進める必要があります。

〔現状・課題〕

- ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、身寄りのない高齢者の増加に伴い、見守りや生活支援をはじめ、多様なニーズへの対応が求められています。
- 医療、介護、権利擁護、住まいなど、高齢者を取り巻く課題が複雑化・複合化しており、関係機関が連携した包括的な相談･支援体制の充実が必要となっています。
- 高齢者が健康で自立した生活を維持できるよう、介護予防と生活支援を一体的に推進する必要があります。
- 地域活動や生活支援活動の担い手不足が課題となっており、多様な主体が参画する地域づくりや支え合いの仕組みづくりが求められています。

視点２　認知症施策・権利擁護の推進

認知症基本法及び認知症施策推進基本計画を踏まえ、本人の意思を尊重した支援を推進するとともに、高齢者一人ひとりの権利と尊厳を守るため、相談支援から権利擁護支援までを一体的に提供する地域連携による支援体制の充実を図る必要があります。

〔現状･課題〕

・ 認知症高齢者の増加が見込まれる中、認知症への正しい理解の普及や見守り体制の充実、本人や家族への支援の強化が求められています。
・ 認知症の人が地域の中で希望を持ち、自分らしく暮らし続けることができるよう、本人の意思や視点を尊重した取組を推進する必要があります。
・ 高齢者虐待、判断能力の低下に伴う権利侵害への対応が課題となっており、早期発見・早期対応に向けた取組の充実が求められています。
・ 判断能力が十分でないことにより支援を必要とする人が安心して暮らし続けることができるよう、意思決定支援を基盤とした権利擁護支援と、切れ目のない支援体制の充実が求められています。

視点３　介護サービス基盤の計画的な整備

高齢者が住み慣れた地域で必要な介護サービスを安心して利用できるよう、2040年を見据え、介護ニーズや地域特性に応じた介護サービス基盤の計画的な整備を進める必要があります。

〔現状・課題〕

・ 居宅要介護者の在宅生活を支え、様々な介護ニーズに柔軟に対応できる在宅サービスの充実が求められています。
・ ２０４０年を見据えた介護ニーズの変化を踏まえ、計画的なサービス基盤の整備が求められています。
・ 中山間地域や人口減少地域などの地域特性を踏まえ、地域の実情に応じた持続可能な介護サービス提供体制の構築を進める必要があります。

視点４　介護人材の確保

高齢者が必要な介護サービスを安心して利用できるよう、介護人材の確保・育成・定着を図るとともに、介護現場の生産性向上を進め、持続可能な介護サービス提供体制の構築を進める必要があります。

〔現状・課題〕

・ 介護サービス需要の増加が見込まれる中、介護人材の確保・育成・定着が喫緊の課題となっています。
・ 介護職の魅力向上や働きやすい職場環境づくりを進めるとともに、外国人材を含む多様な人材の確保が求められています。
・ 介護ロボットやＩＣＴ等の活用による生産性向上や業務効率化を推進し、地域の実情に応じた持続可能な介護サービス提供体制の構築を図る必要があります。

２　本市の高齢者の現状と課題

本計画の策定に当たっては、人口構造や高齢化の状況、介護保険事業の実績などの客観的なデータに加え、高齢者の生活実態や意向、介護サービスの利用状況、介護人材の確保状況等を把握するために実施した各種調査結果を活用し、本市の現状と課題の整理を行いました。

特に、高齢者の健康状態や介護予防、社会参加、認知症に関する意識、日常生活における困りごとなどを把握するための「すこやか長寿アンケート（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）」、地域活動や支え合いに対する意識等を把握するための「まちづくりアンケート」、在宅生活の継続状況や介護サービス利用者を支える家族等介護者の負担、就労継続等の状況を把握するための「在宅介護実態調査」、介護サービス事業所における人材確保や事業運営の状況を把握するための「介護人材実態調査」の結果等を活用しています。

本章では、これらの統計データ及び各種調査結果から見える本市の現状を整理するとともに、その分析を踏まえ、今後の高齢者保健福祉施策及び介護保険事業における課題を明らかにします。

活用した主なデータ

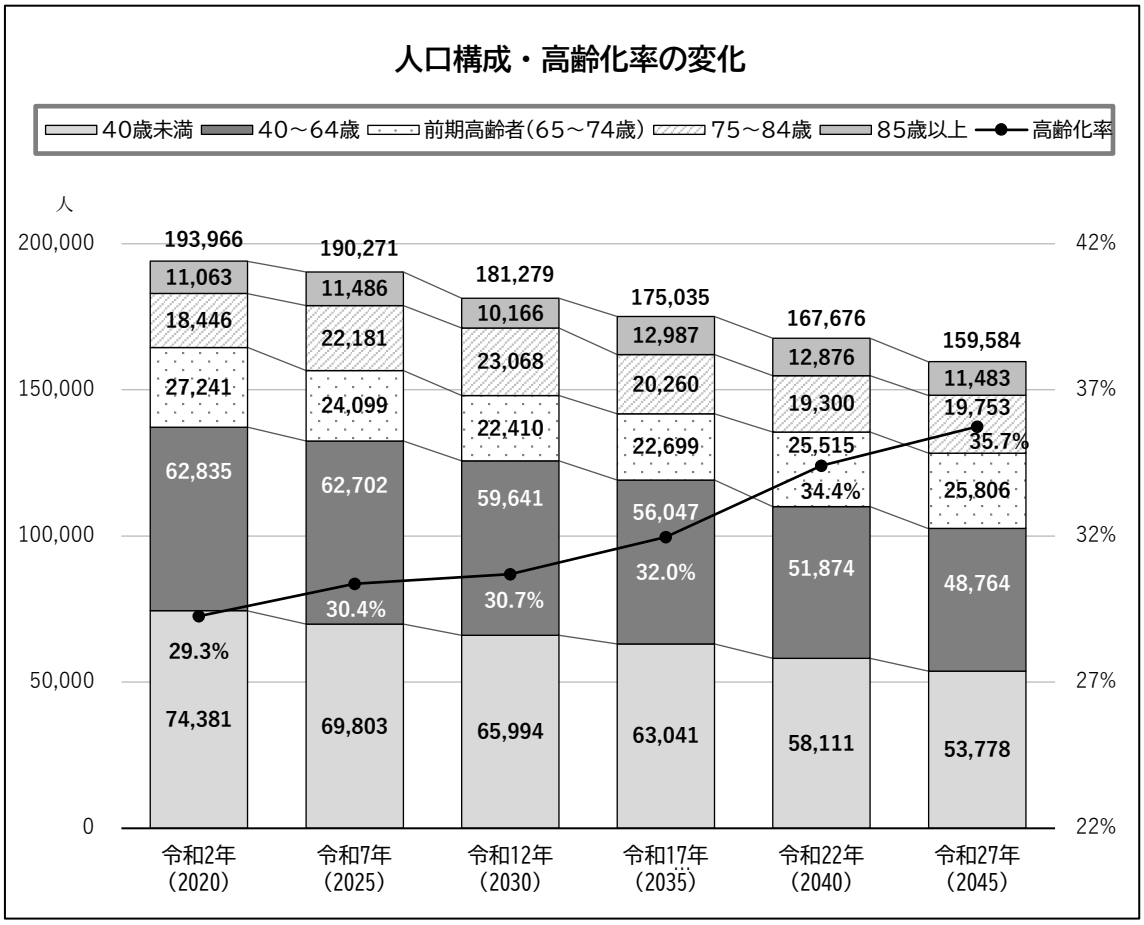
データ・調査名	実施主体	主な内容
国勢調査	総務省	人口構造、高齢化率、高齢者世帯の状況等
地域包括ケア「見える化」システム	厚生労働省	将来人口、高齢化率、高齢者人口の推計等
介護保険事業状況報告	厚生労働省	要介護認定の状況、サービス利用状況、介護給付費の推移等
まちづくりアンケート（まちづくりに関する市民意識調査）	山口市	市民のまちづくりに関する意識等（地域活動、支え合い、地域とのつながり等）
すこやか長寿アンケート（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）	山口市	高齢者の健康状態、介護予防、生きがい・社会参加、認知症、日常生活の課題等
在宅介護実態調査	山口市	在宅介護の状況、介護者の負担、就労継続・介護離職の状況等
介護人材実態調査	山口市	介護サービス事業所における介護人材の確保・定着、職場環境の状況等

（１）人口・高齢化の推移と構造の変化

全国的に人口が減少する中、本市においても総人口が減少する一方、６５歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合（高齢化率）は上昇傾向にあります。

団塊ジュニア世代が６５歳以上となる令和２２年（２０４０年）頃には、総人口と生産年齢人口が減少する中、高齢者人口がピークとなることが予測されます。

こうした状況を踏まえ、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの充実と持続的な介護サービスの提供に向けた取組を一層推進していくことが必要です。



	令和2年（2020）	令和7年（2025）	令和12年（2030）	令和17年（2035）	令和22年（2040）	令和27年（2045）
総人口	193,966	190,271	181,279	175,035	167,676	159,584
高齢者人口	56,750	57,766	55,644	55,946	57,691	57,042
65～74歳（前期高齢者）	27,241	24,099	22,410	22,699	25,515	25,806
75歳以上（後期高齢者）	29,509	33,667	33,234	33,247	32,176	31,236
高齢化率	29.3%	30.4%	30.7%	32.0%	34.4%	35.7%

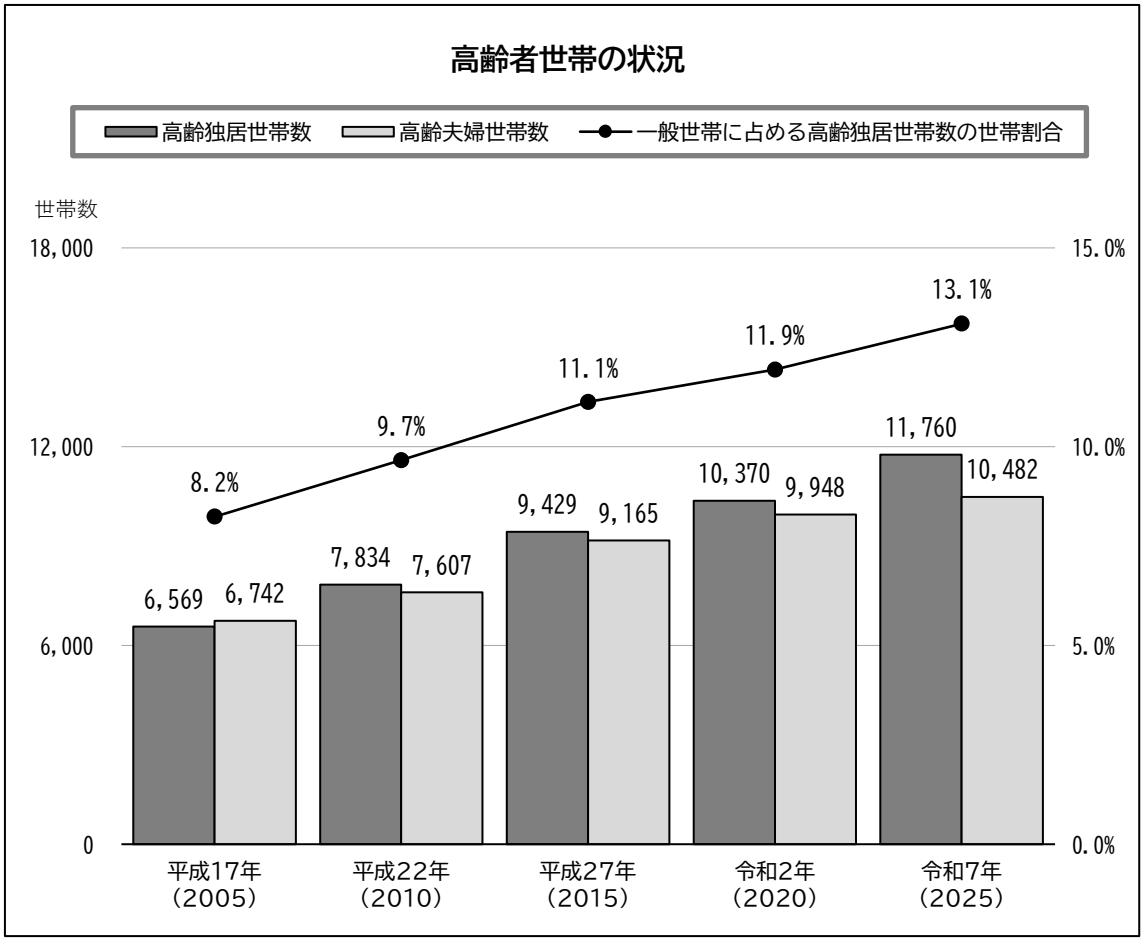
資料：令和 2 年、令和 7 年は、総務省「国勢調査」、
令和 12 年以降は、第二次山口市総合計画後期基本計画「山口市の将来人口推計」

（２）高齢者世帯の状況

高齢者のみで構成される世帯が増加しており、高齢独居世帯数及び高齢夫婦世帯数は増加傾向にあります。特に、高齢独居世帯数は令和７年には１１，７６０世帯となり、一般世帯数に占める割合は１３．１％となっており、平成２２年以降、高齢夫婦世帯数を上回って推移しています。

高齢者のみの世帯の増加に伴い、日常的な見守りや生活支援に対するニーズが高まるとともに、認知症や疾病の重症化による生活機能の低下、判断能力の低下による権利擁護や意思決定支援など、多様な課題への対応が一層求められています。

このため、高齢者一人ひとりが健康で生きがいを持ちながら地域で活躍するとともに、必要なときに適切な支援やサービスを受けながら、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムのさらなる充実を図る必要があります。

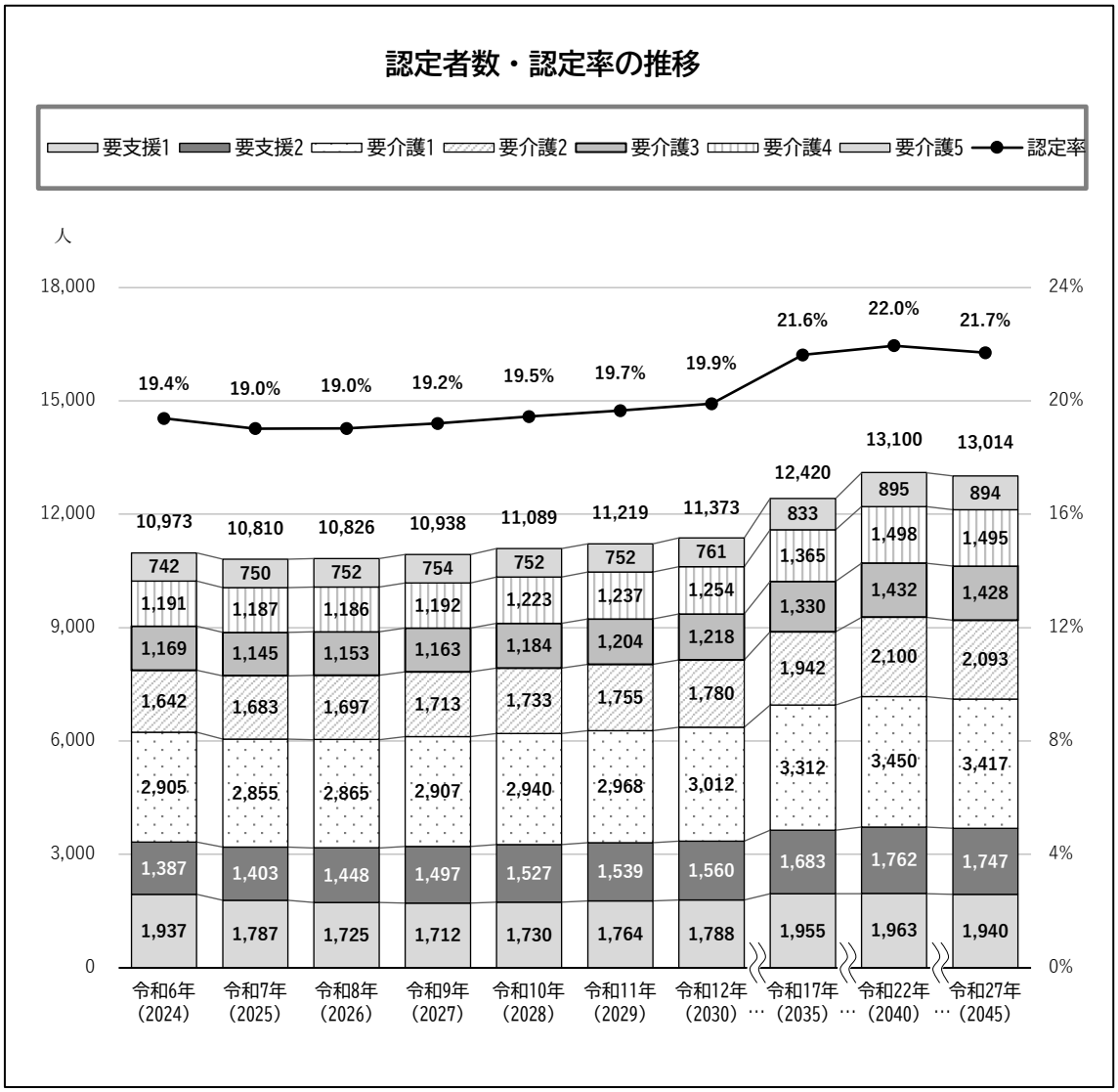


資料：総務省「国勢調査」

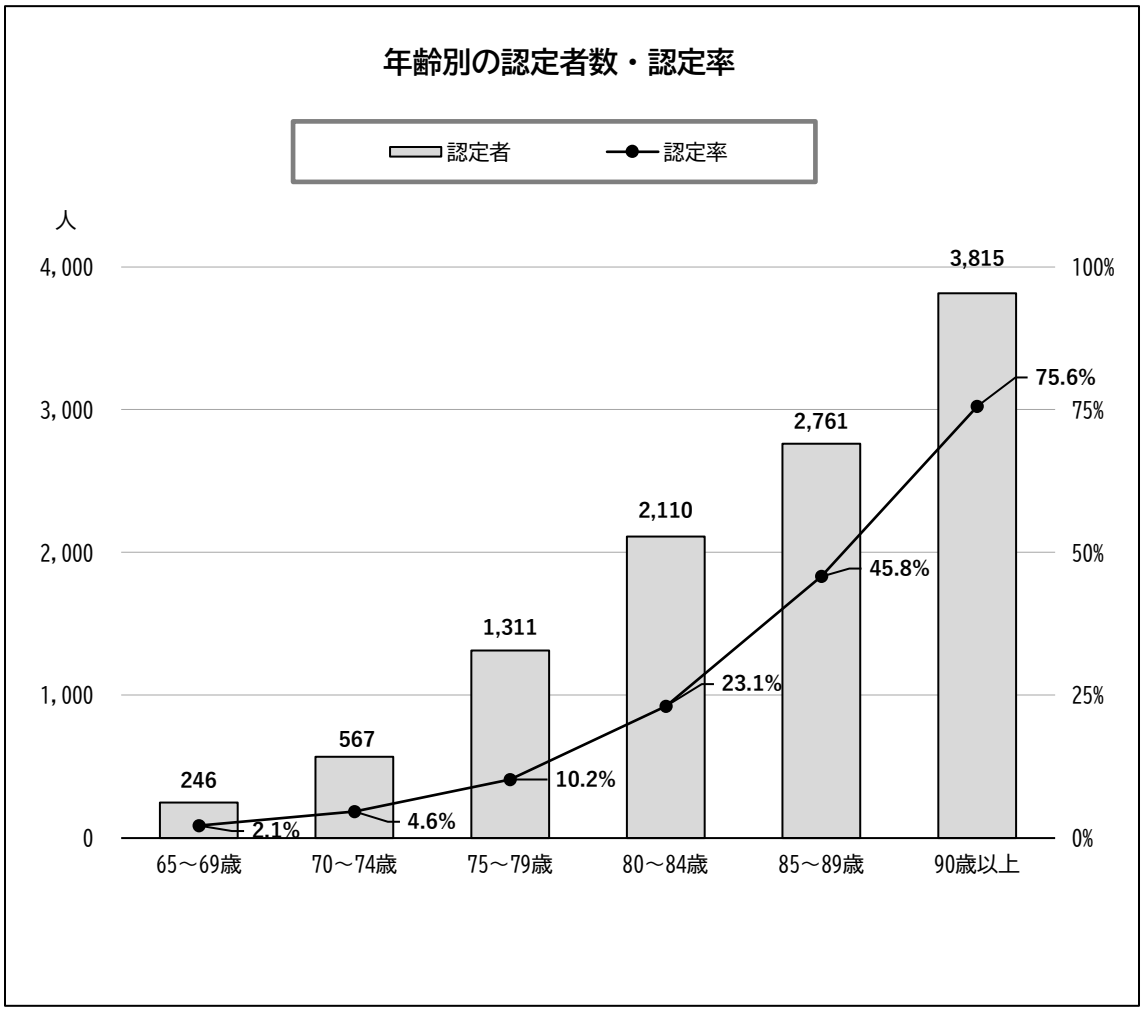
（３）要介護（要支援）認定者の状況

要介護（要支援）認定者数・認定率は、令和９年以降も増加・上昇が見込まれ、令和２２年（２０４０年）頃にピークに達する見込みです。また、年齢別認定率では、加齢に伴い認定率が上昇し、特に８５歳以上では高い割合となっています。

今後、高齢化の進行や後期高齢者の増加に伴い、要介護（要支援）の認定者のさらなる増加が見込まれることから、健康づくりや介護予防の取組を推進するとともに、重度化防止に向けた支援の充実を図る必要があります。また、増大する介護ニーズに対応するため、介護サービス基盤の確保とともに、適正かつ円滑な要介護認定体制の維持・充実が必要です。



資料：地域包括ケア「見える化システム」　将来推計



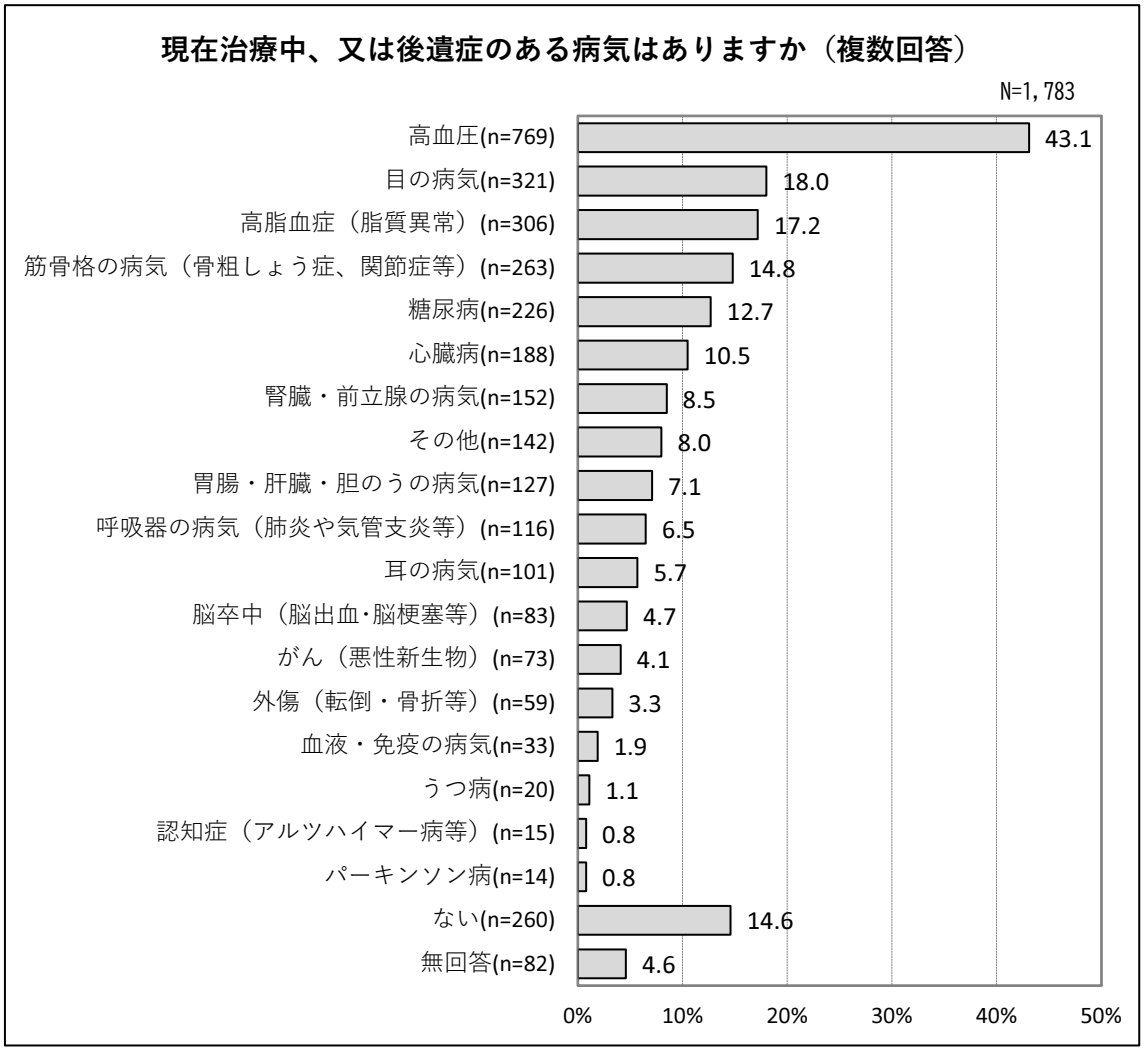
資料：「介護保険事業状況報告」月報（令和７年９月末現在）

（４）介護・介助が必要となる原因

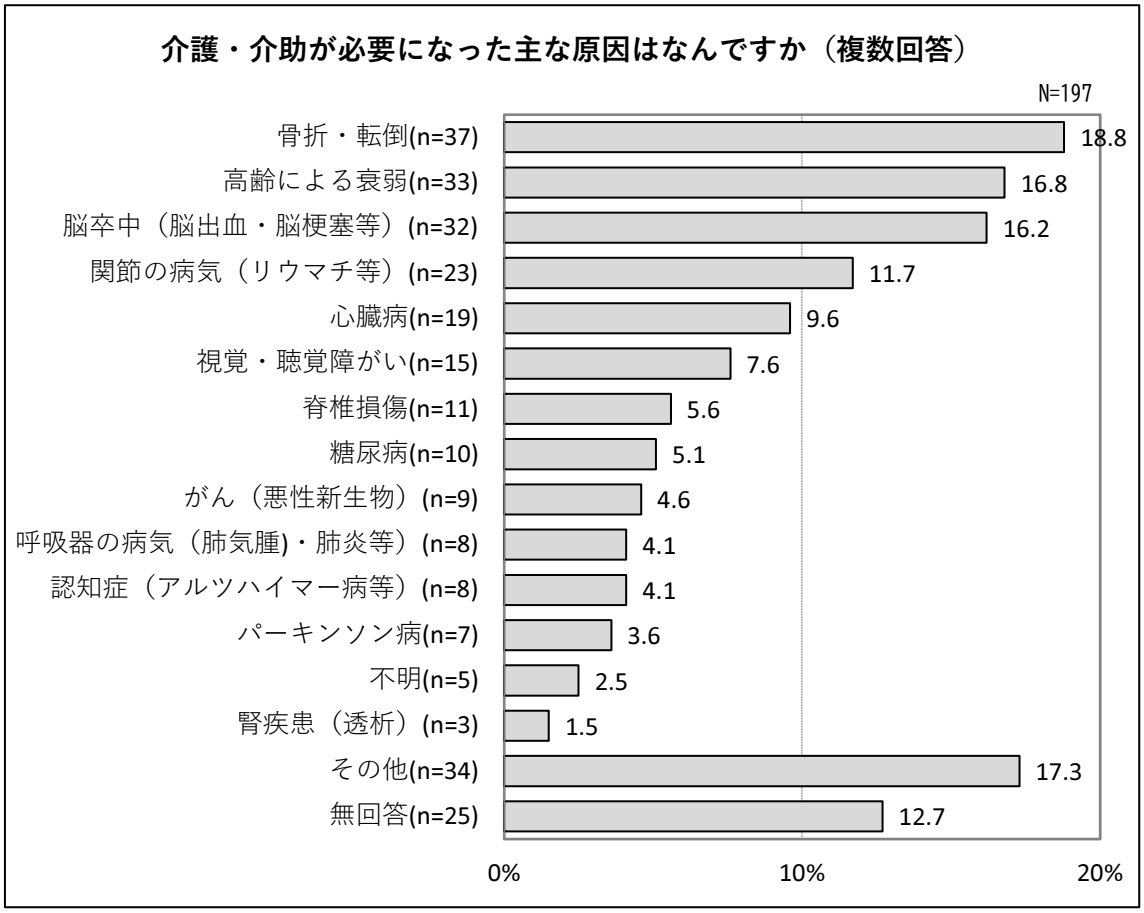
現在治療中の病気がある高齢者は８０．８％で、最も多いのが「高血圧」、次いで「目の病気」、「高脂血症（脂質異常）」となっています。

高齢者が介護や介助が必要になった主な原因は、「骨折・転倒」が最も多く、次いで「高齢による衰弱」となっています。

生活習慣病の予防や重症化予防に加え、転倒・骨折及びフレイル予防に取り組むことが重要です。また、一人ひとりの心身の状態や本人の意向を踏まえ、主体的な健康づくりや介護予防を促進するとともに、持てる力を生かした自立支援や重度化防止の取組を進める必要があります。



資料：すこやか長寿アンケート（令和 8 年 2 月）

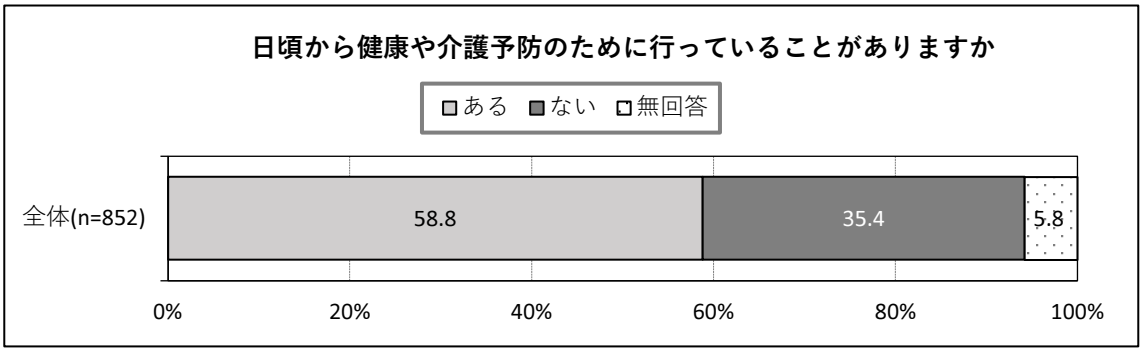


資料：すこやか長寿アンケート（令和８年２月）

（５）日頃からの健康や介護予防への取組

日頃から健康や介護予防のために行っていることがある高齢者は５８．８％となっています。

今後、より多くの高齢者が健康づくりや介護予防に取り組めるよう、介護予防の重要性について理解を深めるとともに、運動や栄養、趣味活動など、日常生活の中でできる多様な取組を推進し、継続的な実践につなげていくことが必要です。



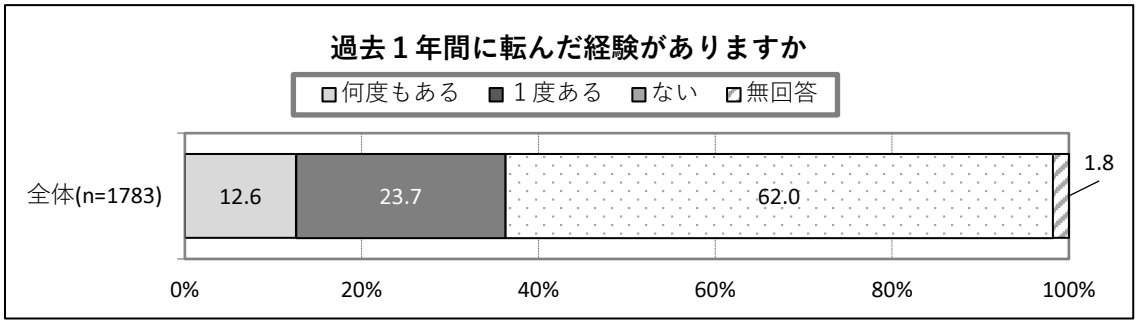
資料：まちづくりアンケート（令和８年１月）

（６）転倒の状況と外出を控える要因

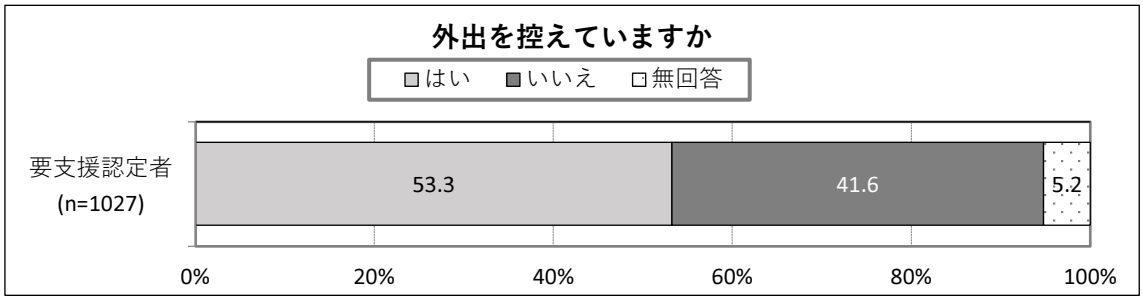
過去１年間に転んだ経験が「何度もある」又は「１度ある」と回答した高齢者は合わせて３６．３%となっています。

また、要支援認定者の５３．３%が外出を控えており、その理由として、「足腰などの痛み」が最も多く、次いで「交通手段がない」、「トイレの心配」となっています。

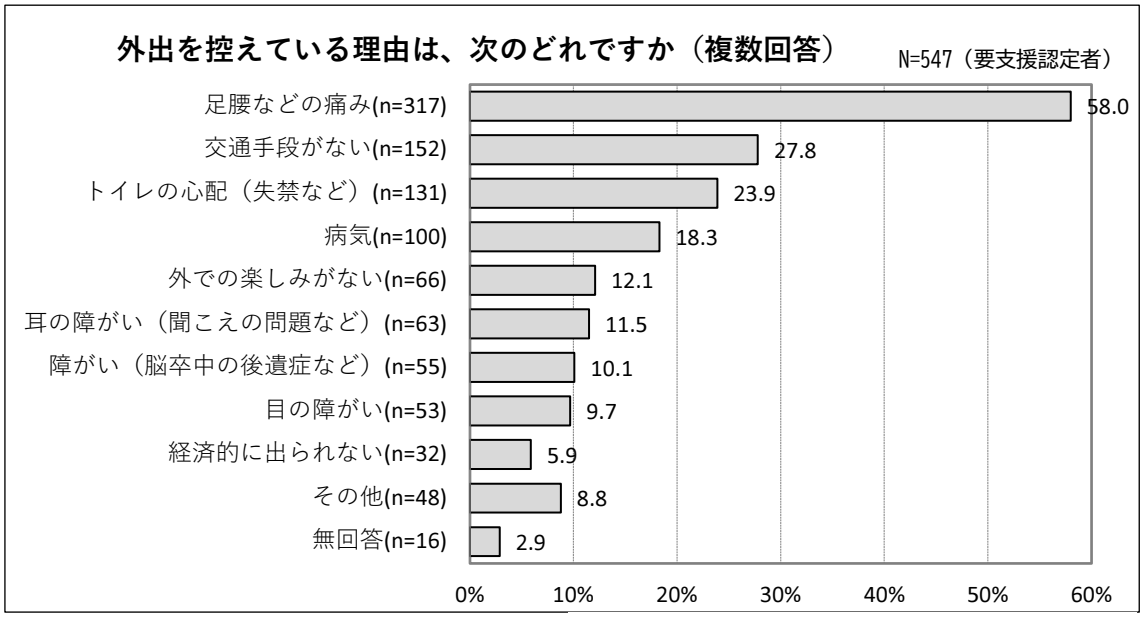
外出を控えることは、活動量の低下や人との交流の機会の減少につながるおそれがあります。そのため、転倒予防や身体機能の維持・向上に向けた取組を進めるとともに、身近な地域において活動や交流を継続できるよう、社会参加の機会の充実を図ることが必要です。



資料：すこやか長寿アンケート（令和８年２月）



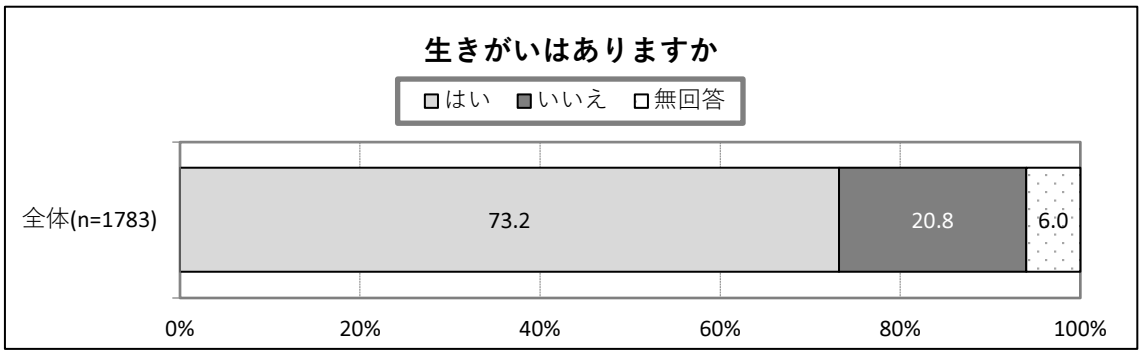
資料：すこやか長寿アンケート（令和８年２月）



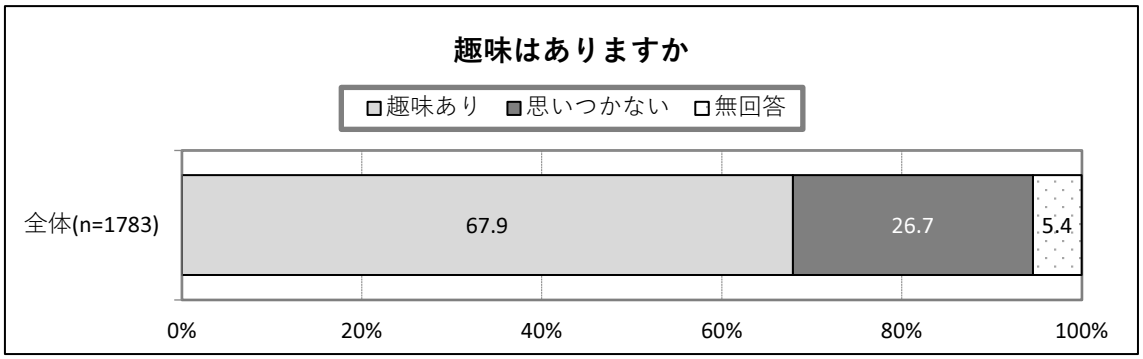
資料：すこやか長寿アンケート（令和８年２月）

（７）生きがいづくりと社会参加

生きがいを持っている高齢者は７３．２％で、趣味がある高齢者は６７．９％となっており、趣味等の日常の楽しみが生きがいにつながっていると考えられます。生きがいや楽しみの感じ方は人それぞれであり、一人ひとりの関心や希望に応じて、自分に合った楽しみや活動を選択できる環境づくりが重要です。



資料：すこやか長寿アンケート（令和８年２月）

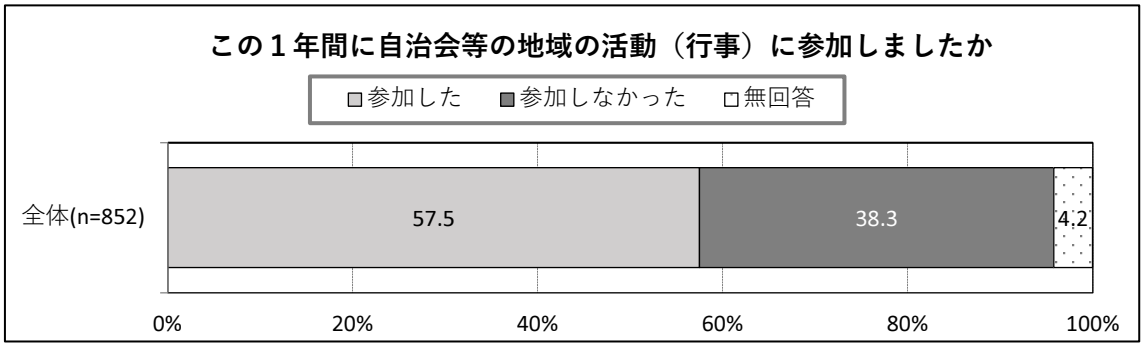


資料：すこやか長寿アンケート（令和８年２月）

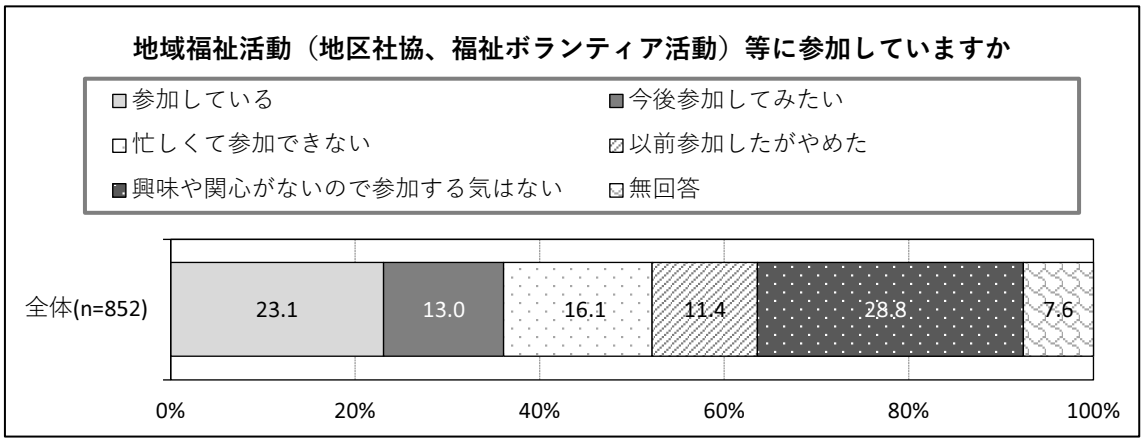
生きがいを持つことや趣味活動に加え、社会参加は、健康づくりや介護予防、フレイル予防につながることが期待されます。

この１年間に自治会等の地域活動や地域行事に参加した高齢者は５７．５％、地域福祉活動等に参加している高齢者は２３．１％となっています。高齢者がこれまで培ってきた知識や経験を地域で生かすことは、本人の生きがいや社会とのつながりを深めるとともに、健康の維持や介護予防にもつながることが期待されます。また、地域福祉活動への関心や理解を深めることは、活動への参加につながるきっかけになると考えられます。

このため、高齢者一人ひとりが生きがいを持ちながら健康でいきいきと暮らし続けることができるよう、趣味活動をはじめ、地域活動や地域福祉活動など、多様な社会参加の機会の充実を図る必要があります。



資料：まちづくりアンケート（令和８年１月）

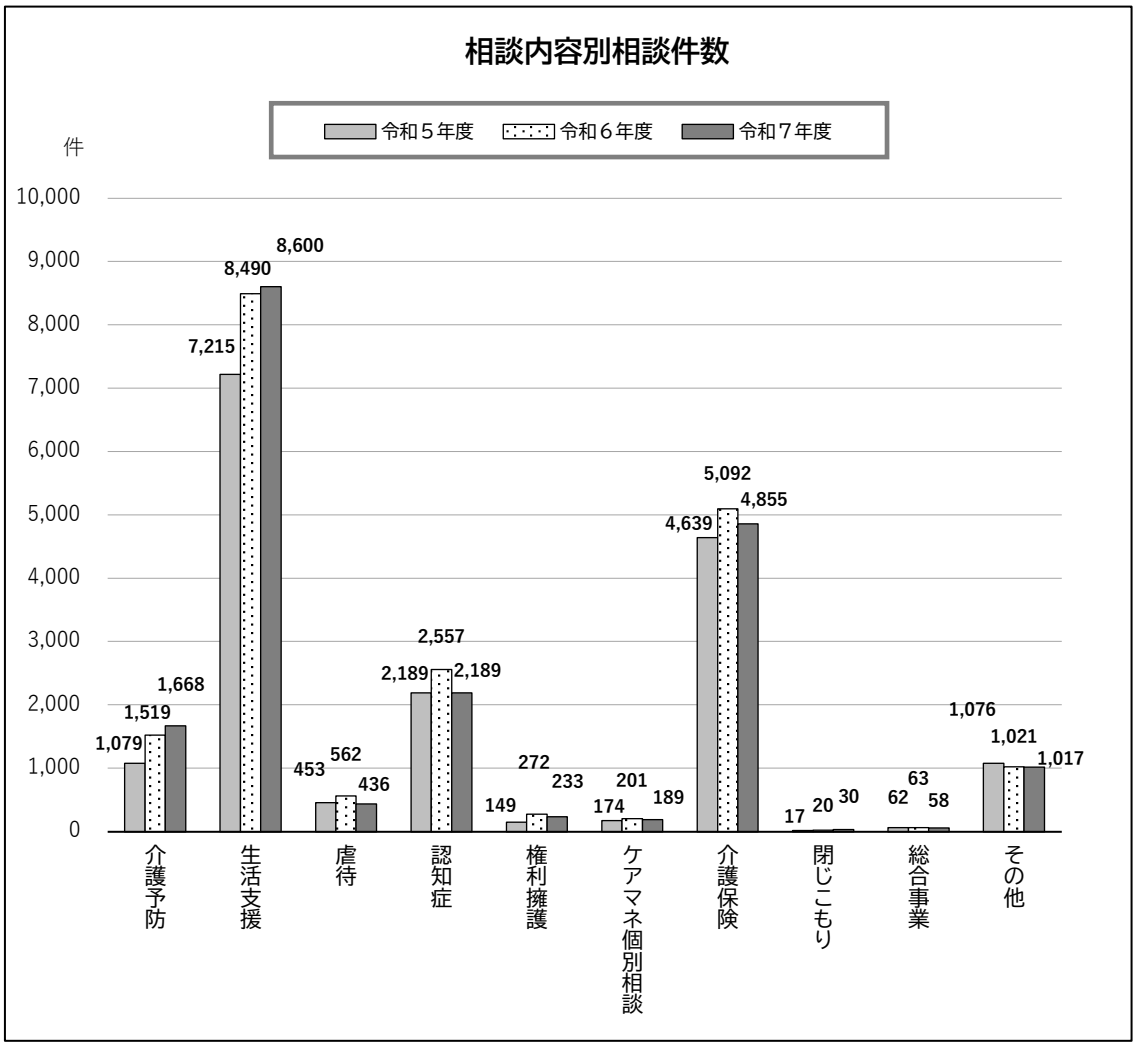


資料：まちづくりアンケート（令和８年１月）

（８）地域包括支援センターの状況

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、高齢者やその家族に対する相談支援の充実を図ってきました。こうした中、地域包括支援センターへの相談は、生活支援や介護保険に関する内容が多くを占める一方、認知症や権利擁護など相談内容は多岐にわたっており、高齢者本人に関する相談に加え、生活困窮、障がい、ひきこもりなど家族が抱える課題への対応も求められるなど、相談内容の複雑化・複合化が進んでいます。このため、やまぐち「まちの福祉相談室」をはじめとする関係機関との連携を強化し、包括的な支援体制の充実を図ることが必要です。

また、地域包括ケアシステムの深化と地域共生社会の実現に向け、地域包括支援センターが地域の相談支援やネットワークづくりの中核としての役割を果たし、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援などの機能を安定的かつ継続的に発揮できる体制を確保していくことが重要です。



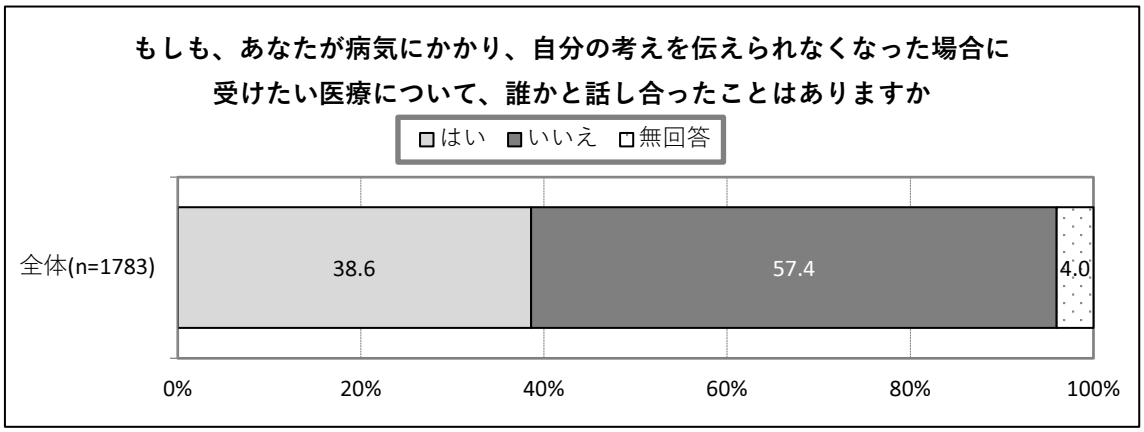
資料：地域包括支援センター実績

（９）在宅医療と介護の連携

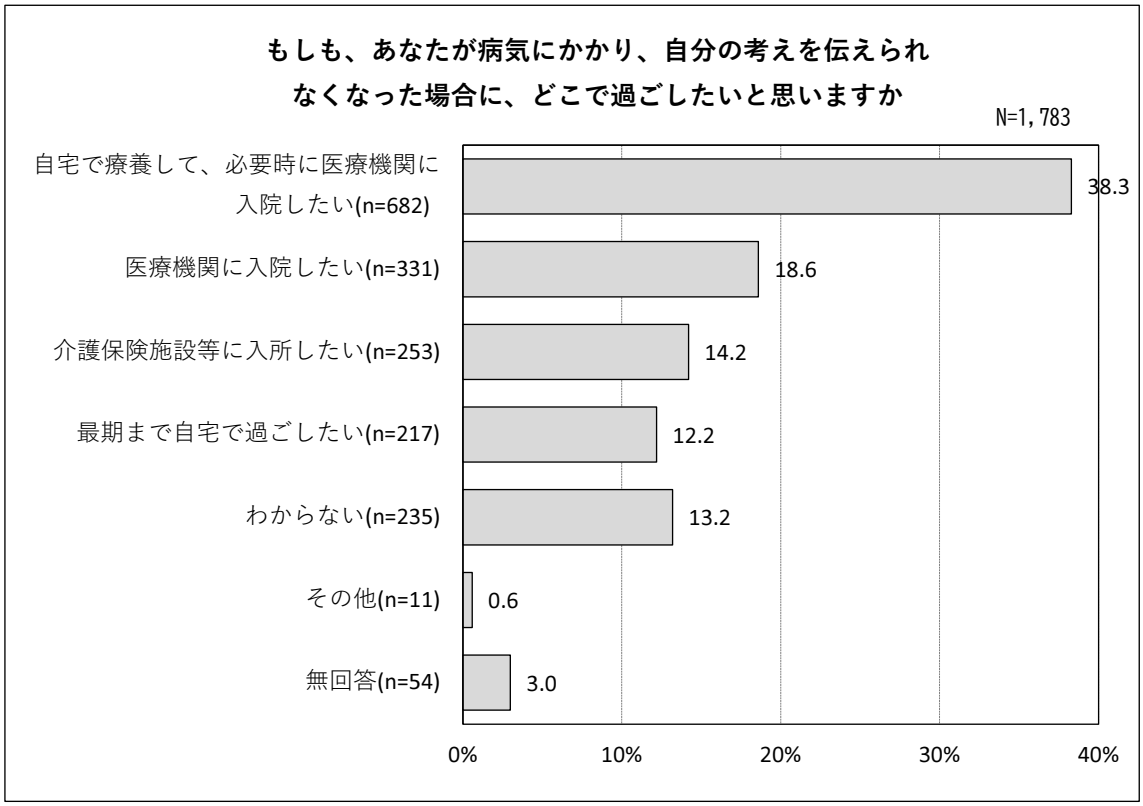
終末期に自身が受けたい医療について、家族等と話し合ったことのある高齢者は３８．６%となっています。

また、終末期を迎えた際に「自宅で療養して、必要時に医療機関に入院したい」が３８．３%、「最期まで自宅で過ごしたい」が１２．２%となっており、あわせて５０．５%の高齢者が自宅での療養を望んでいます。

終末期において、本人の意思や希望が尊重されるよう、日頃から望む医療やケアについて家族等と話し合うことの重要性を普及啓発するとともに、医療・介護関係者の連携を推進することが必要です。



資料：すこやか長寿アンケート（令和８年２月）



資料：すこやか長寿アンケート（令和８年２月）

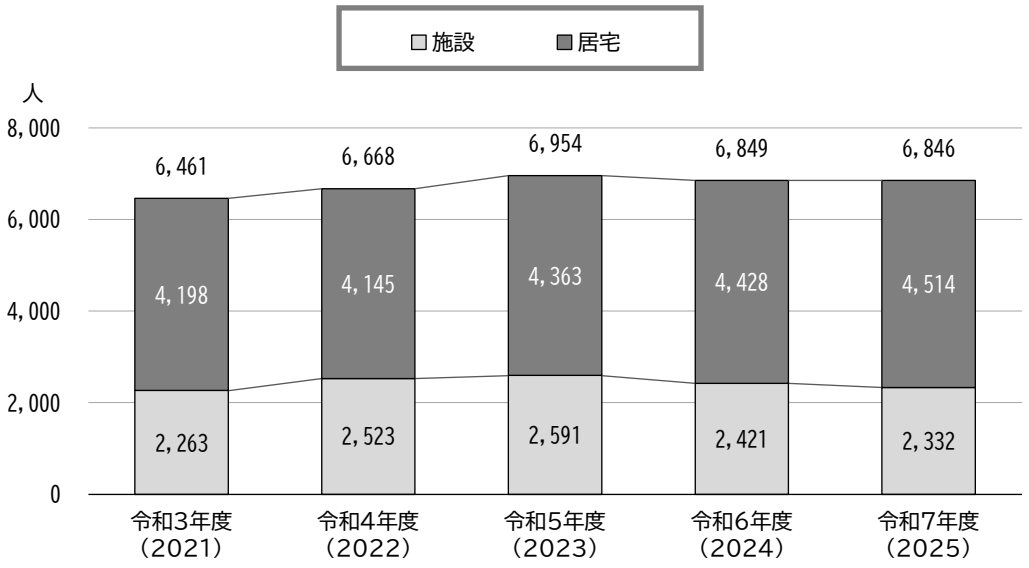
（１０）認知症の状況

①　認知症高齢者数の推移

要介護（要支援）認定者のうち、認知機能の低下により、生活に何らかの支障が出ている高齢者は約７，０００人程度で推移しており、そのうち半数以上の高齢者は在宅で生活しています。

認知症になっても住み慣れた場所で、暮らし続けられるように、地域への認知症に関する正しい知識の普及・理解促進とともに、介護者への支援の充実が重要です。

認知症高齢者数（認知症自立度Ⅱ以上）の推移



※　認知症自立度は、５つのランクに分類され、Ⅱ以上が日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さがみられる状態を指す

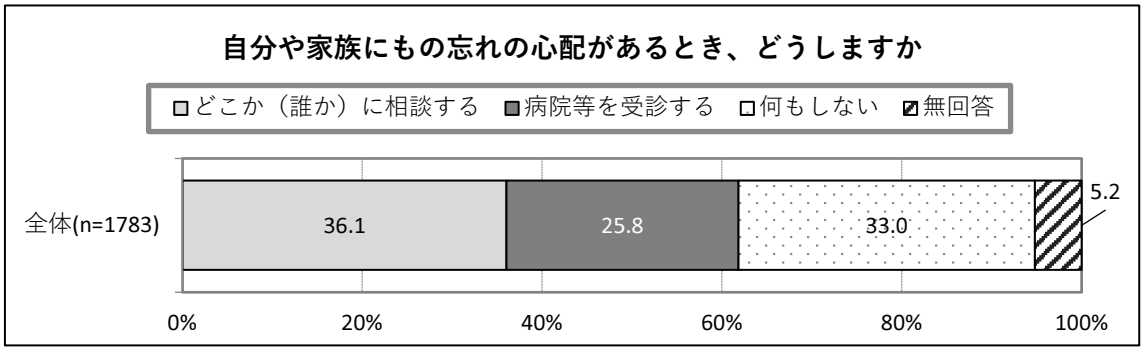
資料：要介護（要支援）認定者における主治医意見書から

②　もの忘れの心配と対処

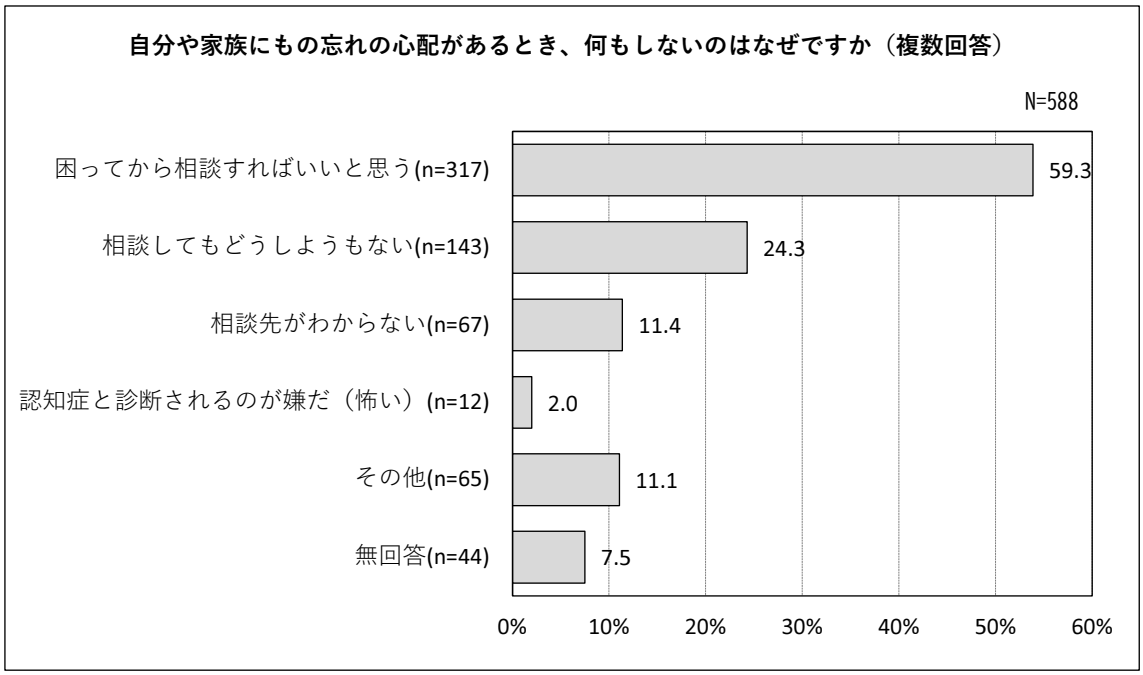
自分や家族に、もの忘れの心配があるときの対処について、「どこか（誰か）に相談する」が３６．１%、「病院等を受診する」が２５．８%となっています。

一方、「何もしない」と回答した高齢者は３３．０%となっており、その理由は、「困ってから相談すればいいと思う」が５９．３%となっています。

もの忘れが心配になったときに、相談等の対応を早期に行う必要性の普及啓発とともに、適切な医療・介護・福祉サービス等を提供できる体制が必要です。



資料：すこやか長寿アンケート（令和８年２月）

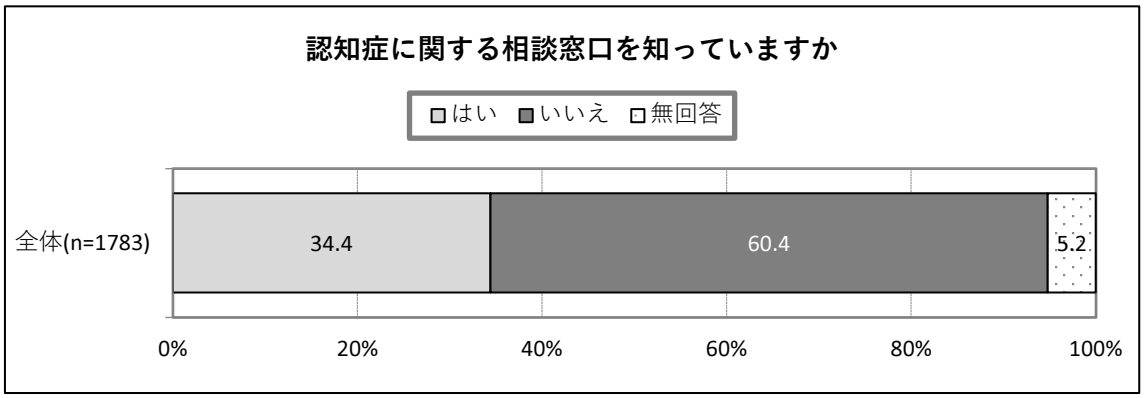


資料：すこやか長寿アンケート（令和８年２月）

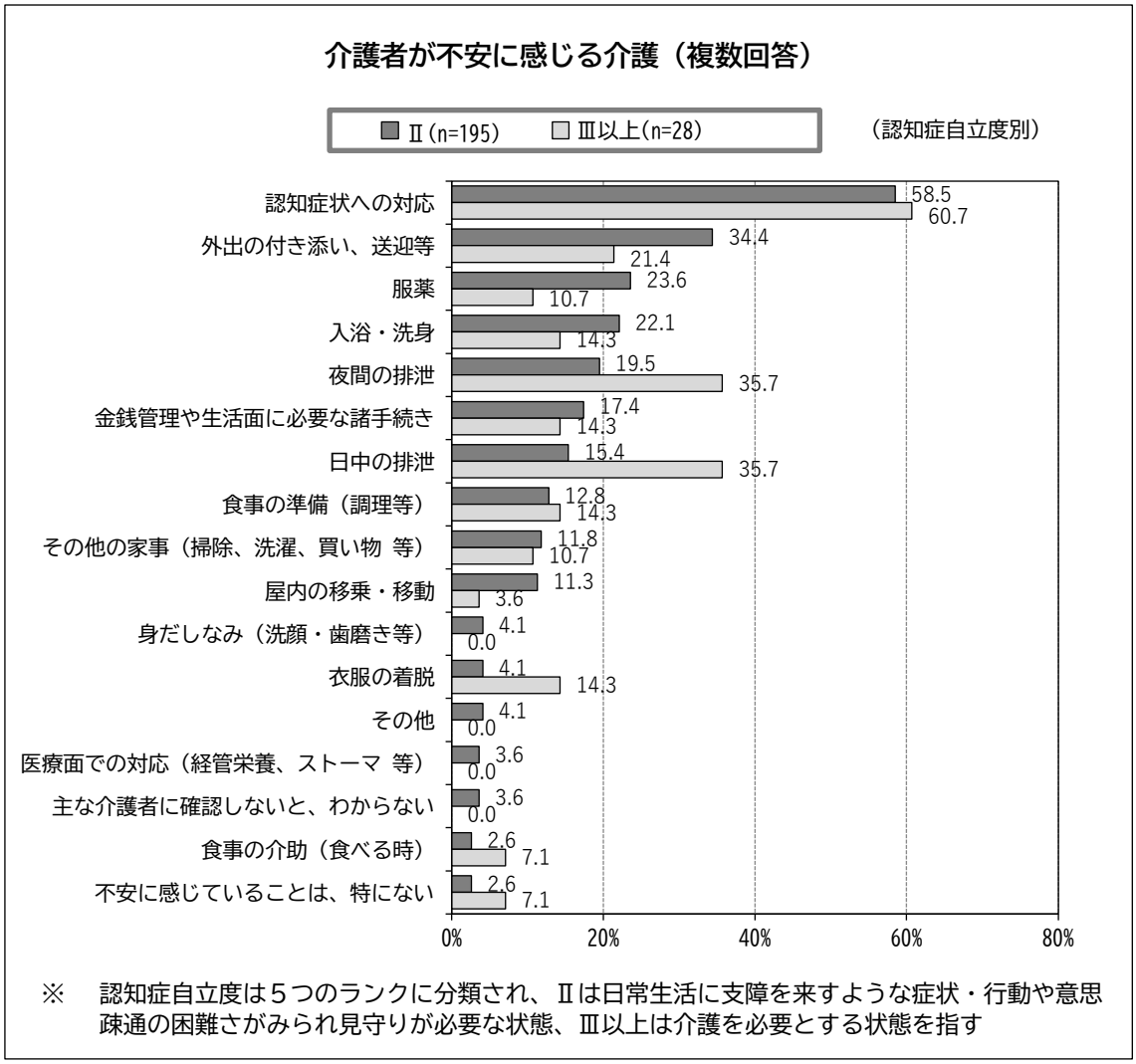
③　認知症に関する相談窓口

認知症に関する相談窓口を知らないと回答した高齢者は６０．４％となっています。

また、介護者が不安に感じる介護は、「認知症状への対応」が最も多くなっています。認知症の人や家族等が早期に相談し、必要な支援につながるよう、相談窓口の周知を図るとともに、関係機関の連携による相談支援体制の充実が必要です。



資料：すこやか長寿アンケート（令和８年２月）



※　認知症自立度は５つのランクに分類され、Ⅱは日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがみられ見守りが必要な状態、Ⅲ以上は介護を必要とする状態を指す

資料：在宅介護実態調査（令和 8 年 7 月）

④　認知症の人や家族、市民の認知症に対する思い

認知症の人やその家族、認知症支援に携わるボランティアであるオレンジサポーターからは、認知症に関する正しい知識の普及・理解促進や相談支援の充実、認知症になっても地域とのつながりを持ちながら、自分らしく暮らし続けられる地域づくりを求める声が寄せられています。

このことから、認知症の人本人の意思を尊重しながら、認知症への理解促進を図るとともに、相談支援体制の充実、社会参加の機会の確保及び地域全体で支え合う体制づくりを進めることが必要です。

認知症の人の声

- 少し失敗すると「認知症だから」と言われたり、本人抜きで物事が決められたりすることに、悔しさや寂しさを感じる。
- 認知症だからと特別扱いせず、例えば、“この人は右利き・左利き”と同じくらいの感覚でみてほしい。認知症という病気で一括りにせずに、一人ひとりを見てほしい。
- 困りごとを共有し、一緒に補い合える地域になってほしい。
- 道に迷った人には言葉で説明するだけでなく、一緒に行くなど、その人に合った支援をしてほしい。
- 困っている人がいたら認知症の有無に関係なく寄り添ってほしい。
- 認知症の人が孤立せず、「自分だけではない」と感じられる地域になってほしい。
- 認知症カフェやつどいの場等、自分が行くところではないと思っていたが、実際に行ってみると、とても心地良い場所で、自分自身を受け入れてくれて嬉しかった。

家族の声

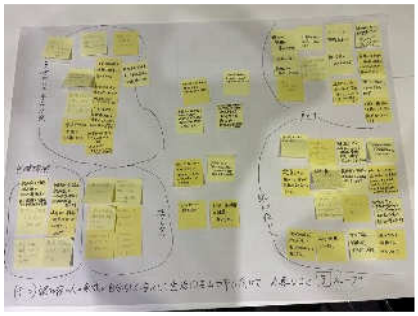
- 介護について共有できる人と「一緒に頑張っていこう」と言われると、気持ちが楽になり、励みになる。
- 本人に寄り添い、大切にしたいと思っていても、毎日の介護は大変。少しでも外に出たり、介護者同士がほっとできる時間が欲しい。
- 本人に声をかけてくれ、自宅まで付き添ってくれる地域住民に助けられた。
- 周囲の方からの指摘が辛く、どんどん萎縮するようになった。認知症への理解がまだまだ難しいと感じる。
- 医療従事者から、本人の前で「認知があるから」と冷たく言われ、傷ついた。
- 認知症と診断された後の手続きや窓口などが分かりづらい。
- 認知症のことを多くの人に知ってもらいたい。症状や対応について表面的なことではなく、具体的に知ってもらうことで誰もが支え合えると思う。
- 認知症の症状が軽い時から、気軽に行ける場所があると嬉しい。

オレンジサポーターの声

認知症の人や家族が安心して暮らせる地域づくりのために必要だと思うことについて、話し合いました。

- 認知症は誰もがなり得る病気であることを、世代を超えて学ぶことが大切。学生や企業にも認知症について学んでほしい。
- 認知症カフェが身近になり、気軽に行けて集える場所になるとよい。
- 認知症になっても、好きな趣味や活動が変わらず続けられる地域になるとよい。
- 認知症になっても行けるところがたくさんあるとよい。地域全体がやさしい地域であってほしい。
- 自分や家族が認知症かどうか気づかない場合もある。どの程度で相談するべきかわかるとよい。認知症かどうか悩んだ時に相談できる場所がほしい。運動や体操の機会、サロン活動を継続して、人との交流を図る。
- 日頃からの挨拶や隣近所との交流を大切にして、困ったときに助け合える関係づくり。

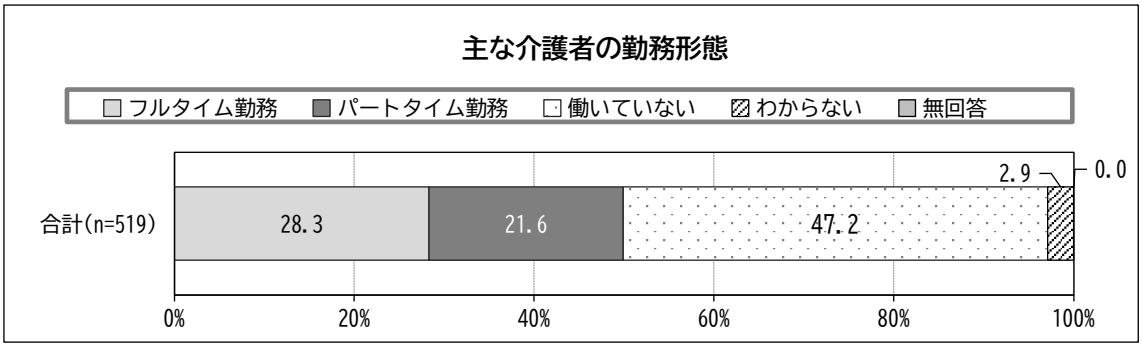




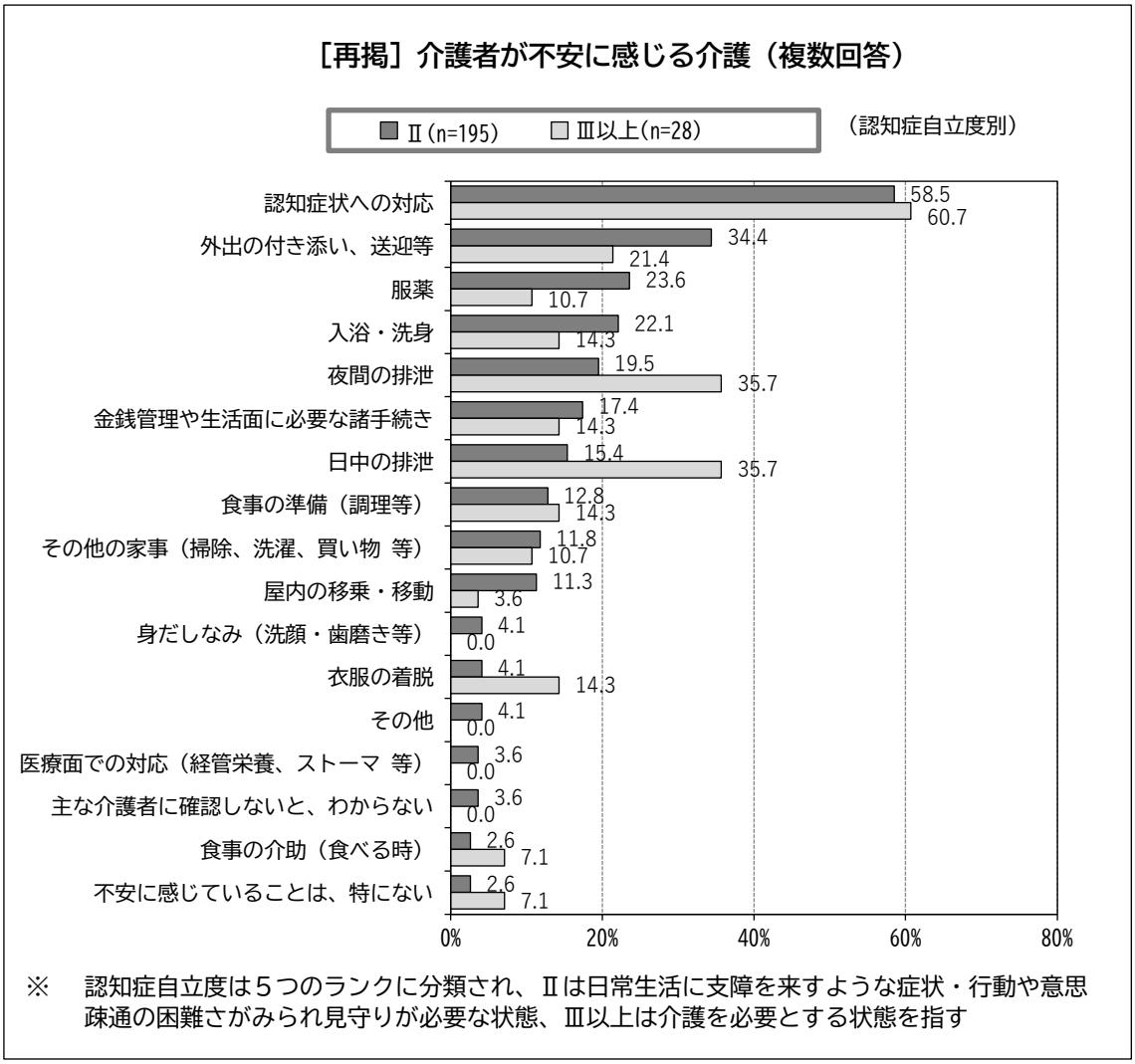
（１１）在宅介護の状況

主な在宅介護者の高齢化が進み、働いていない介護者が増加している一方で、４９．９%の人が就労しており、仕事と介護の両立が求められています。また、介護者の約６割の人は、「認知症状への対応」に最も不安を感じています。

このため、要介護者が住み慣れた地域で在宅生活を継続できるよう、相談支援体制の充実や、介護者の負担軽減及び介護離職の防止を図るため介護サービス提供体制の維持・確保が必要です。



資料：在宅介護実態調査（令和８年７月）



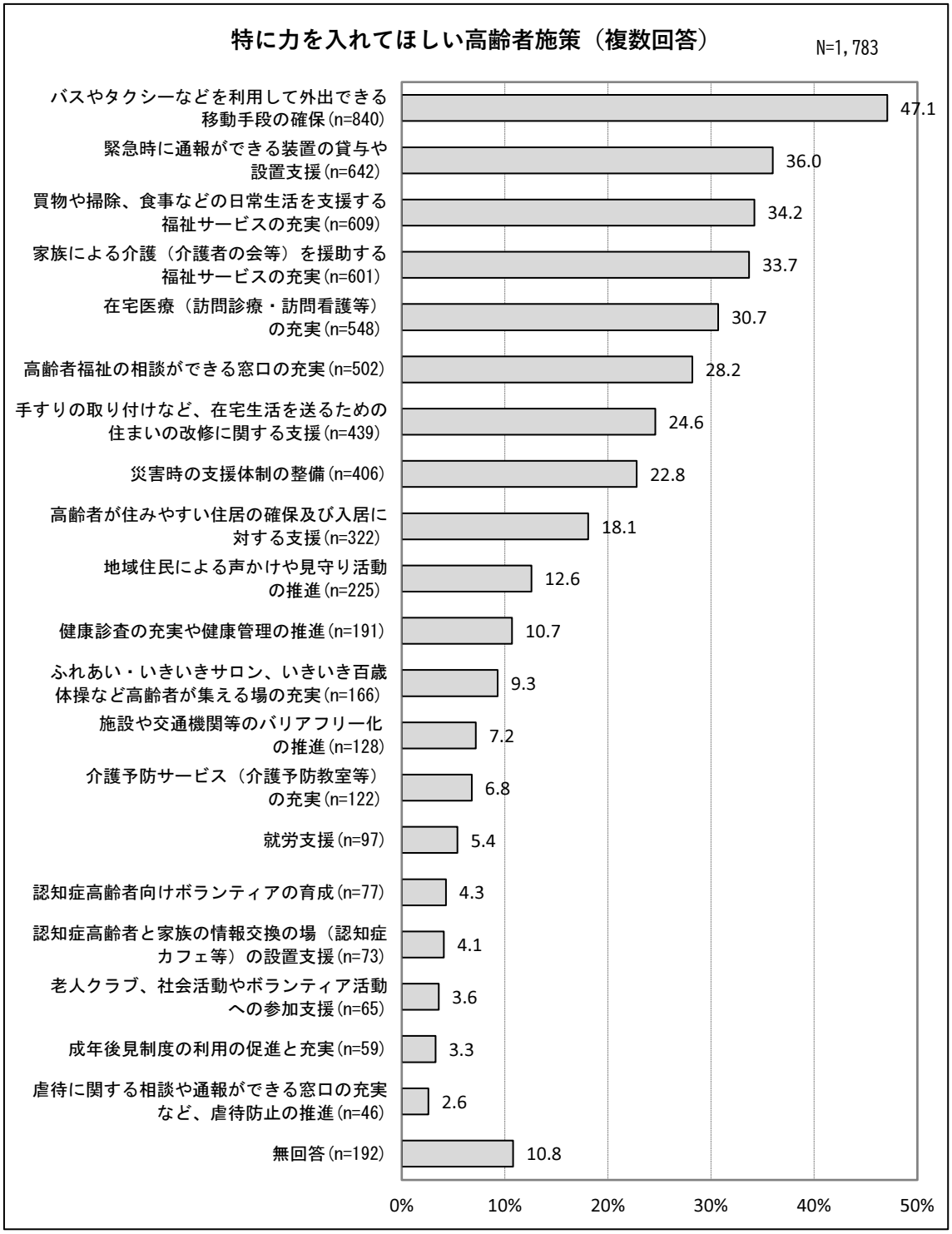
※　認知症自立度は５つのランクに分類され、Ⅱは日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがみられ見守りが必要な状態、Ⅲ以上は介護を必要とする状態を指す

資料：在宅介護実態調査（令和８年７月）

（１２）日常生活における支援

特に力を入れてほしい高齢者施策について、「バスやタクシーなどを利用して外出できる移動手段の確保」が最も多く、次いで「緊急時に通報ができる体制の整備」となっており、買物や通院等の日常生活に不可欠な外出時の移動手段の確保や、体調の急変等の緊急時の通報体制の整備が求められています。

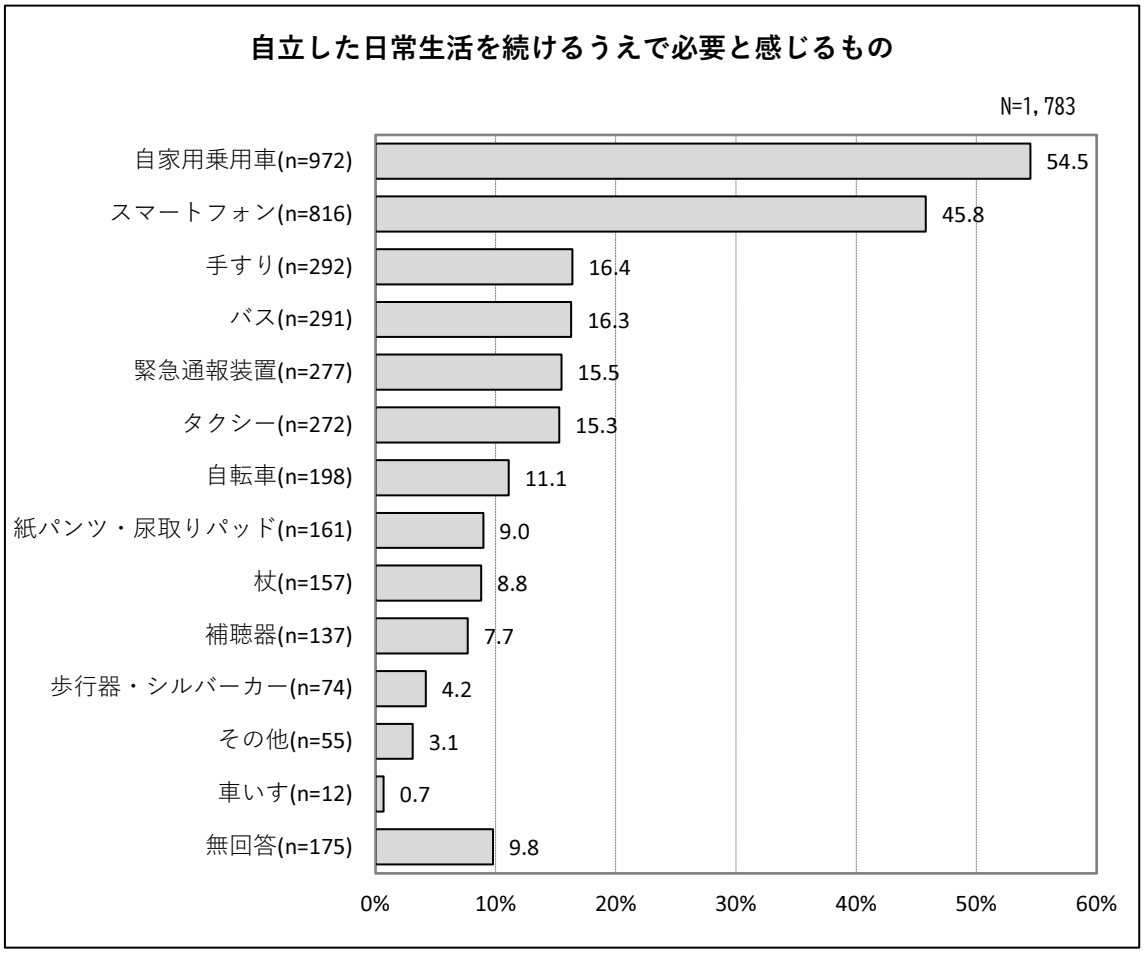
このため、高齢者一人ひとりの状態やニーズに応じた在宅福祉サービスの提供が必要です。



資料：すこやか長寿アンケート（令和８年２月）

また、自立した日常生活を続けるうえで必要なものは、自家用乗用車の54.5%に次いで、スマートフォンが４５．８%となっています。

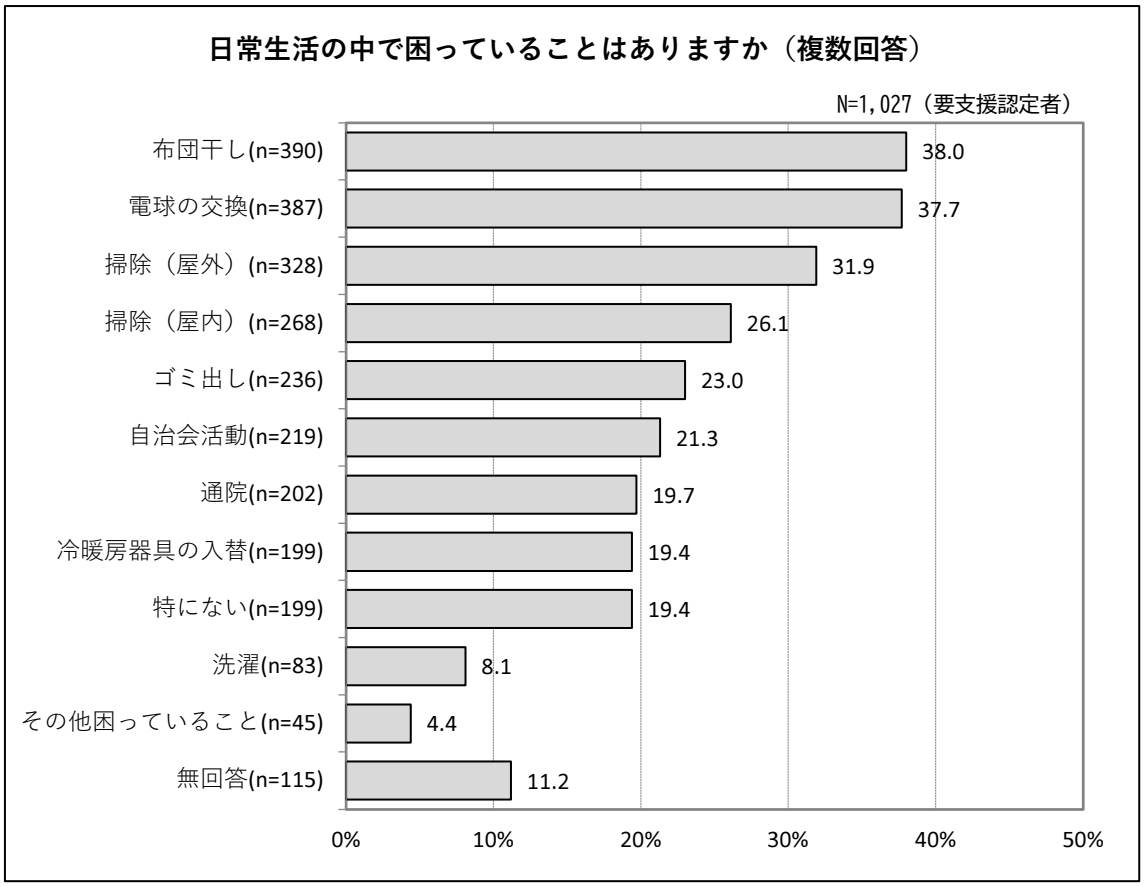
今後、日常生活をより快適かつ自立した生活を続けるためには、デジタル機器の有効活用に向けた環境整備や支援が必要です。



資料：すこやか長寿アンケート（令和８年２月）

（１３）地域での支え合い

日常生活の中で困っていることは、「布団干し」が最も多く、次いで「電球の交換」、「掃除（屋外）」となっており、身近な生活課題に対する支援の必要性がうかがえます。

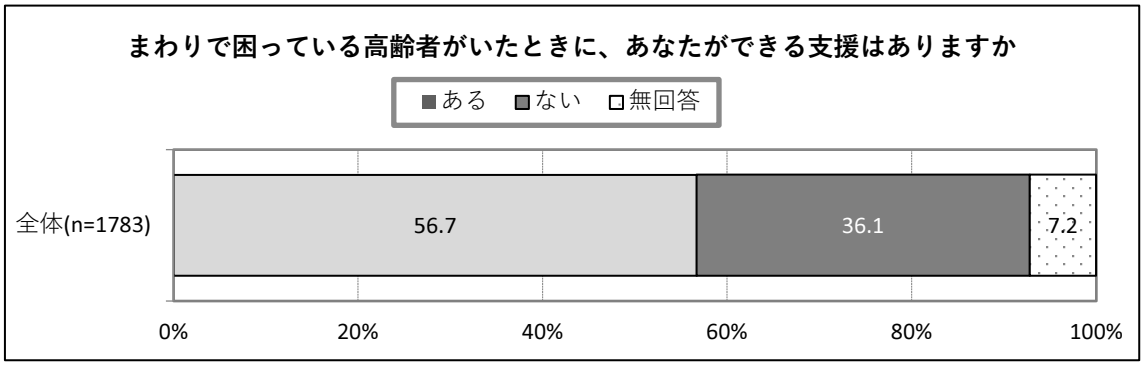


資料：すこやか長寿アンケート（令和 8 年 2 月）

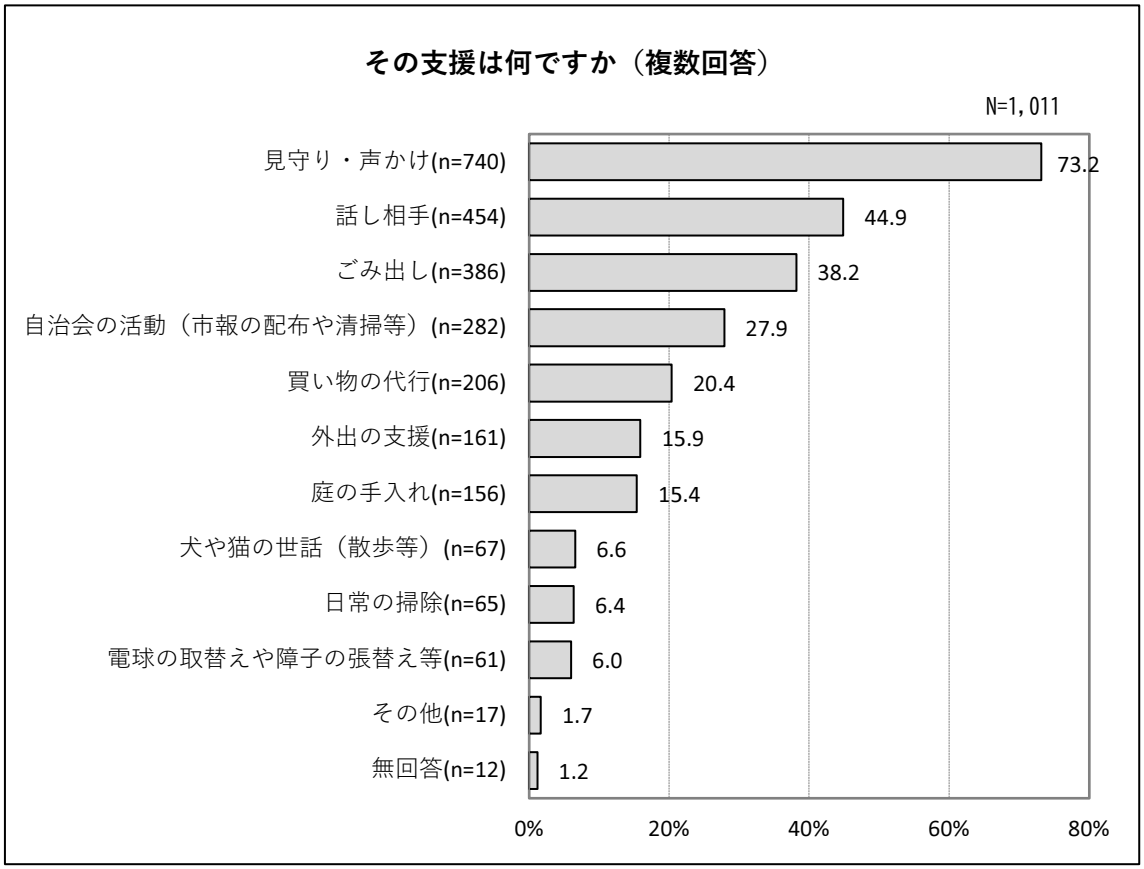
①　地域の支え合い意識

まわりで困っている高齢者がいたときに、できる支援が「ある」と回答した高齢者は５６．７%となっています。できる支援の内容については、「見守り・声かけ」が最も多く、次いで「話し相手」、「ごみ出し」となっています。

日常生活のちょっとした困りごとを地域で支え合うことができるよう、地域住民が共に支え合って行う仕組みづくりやきっかけづくりが必要です。



資料：すこやか長寿アンケート（令和 8 年 2 月）



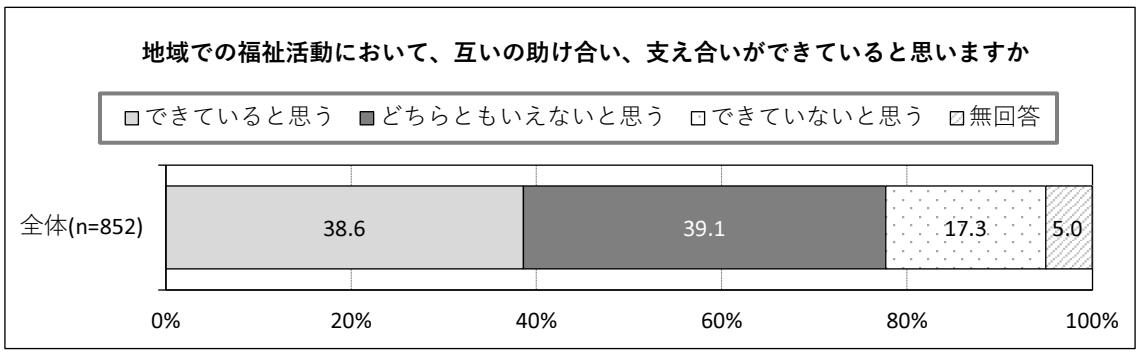
資料：すこやか長寿アンケート（令和８年２月）

② 地域の支え合い状況

地域での福祉活動において、互いの助け合いや支え合いができていると思う高齢者は３８．６％となっており、地域住民による支え合いの意識や活動が一定程度みられます。

一方で、地域での助け合い・支え合いについて「どちらともいえない」と回答した人が約４割を占めており、地域で行われている支え合い活動を知り、関わる機会を充実させることで、さらなる意識の醸成につながることが期待されます。

このため、地域住民や関係団体、事業者等との連携のもと、地域ごとの特性や実状を踏まえながら、見守りや生活支援など地域における支え合いの取組を推進し、多様な主体が地域を支える仕組みづくりを進めていく必要があります。



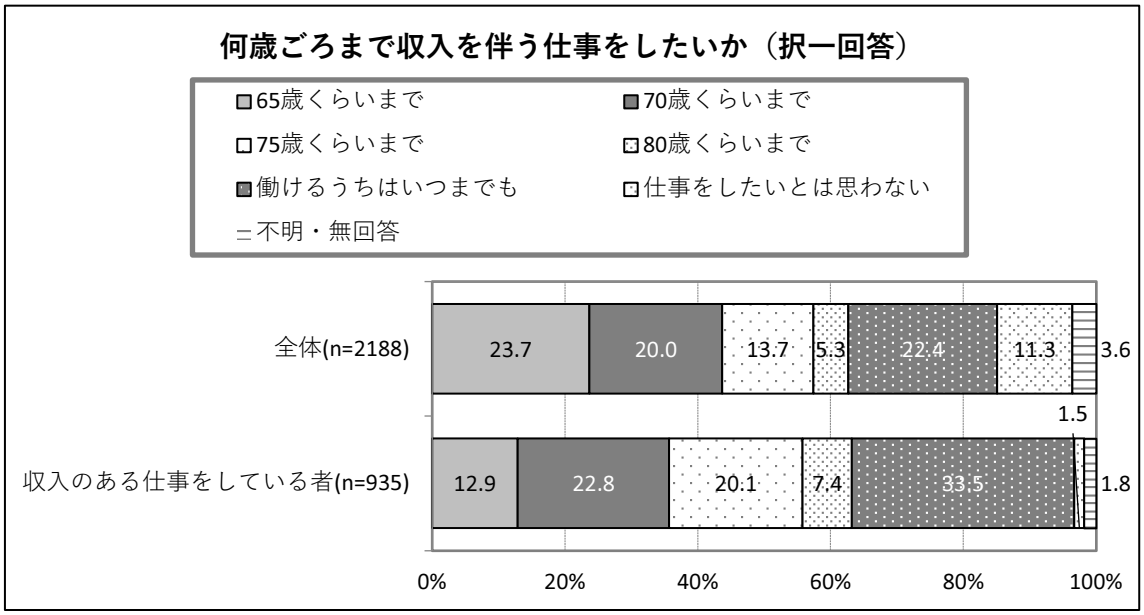
資料：まちづくりアンケート（令和８年１月）

（１４）地域で暮らし続けるための環境づくり

高齢化や高齢者世帯の増加に伴い、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、介護や医療サービスの提供だけでなく、就労、防災、交通、消費者被害防止、デジタル活用、住まいの確保など、日常生活を支える様々な分野の取組が必要となっています。高齢者一人ひとりの状況に応じた支援を行うとともに、関係部局や関係機関、多様な主体が連携しながら、安全・安心に暮らし続けられる環境づくりが必要です。

①　高齢者の就労意向の状況

収入のある仕事をしている６０歳以上の者については、約３割が「働けるうちはいつまでも」働きたいと回答しており、「７０歳くらいまで」又はそれ以上働きたいとの回答を合計すると、約８割の高齢者が高齢期においても就業意欲を有しています。生きがいや役割を持つことによる社会参加の促進や介護予防にもつながることから、高齢者がこれまで培ってきた知識や経験を生かして活躍できるよう、就労機会の確保と就労支援の充実が必要です。



出典：内閣府「令和７年版　高齢社会白書」

②　避難支援体制の状況

高齢化の進展やひとり暮らし高齢者の増加に伴い、災害時に支援を必要とする高齢者の増加が見込まれますが、個別避難計画策定率は約６割となっています。高齢者が住み慣れた地域で安全・安心に暮らし続けることができるよう、個別避難計画の作成を進めるとともに、地域や関係機関と連携した避難支援体制の充実が必要です。

避難支援体制の状況

４月１日時点の 山口市の状況	避難行動要支援者名簿に記載又は記録された避難行動要支援者の数（人）	個別避難計画を策定している数（人）	個別避難計画策定率（%）
令和８年度	２，０２３	１，１５６	５７．１
令和７年度	２，０９１	１，１７０	６０．０
令和６年度	２，５１０	１，０４０	４１．４

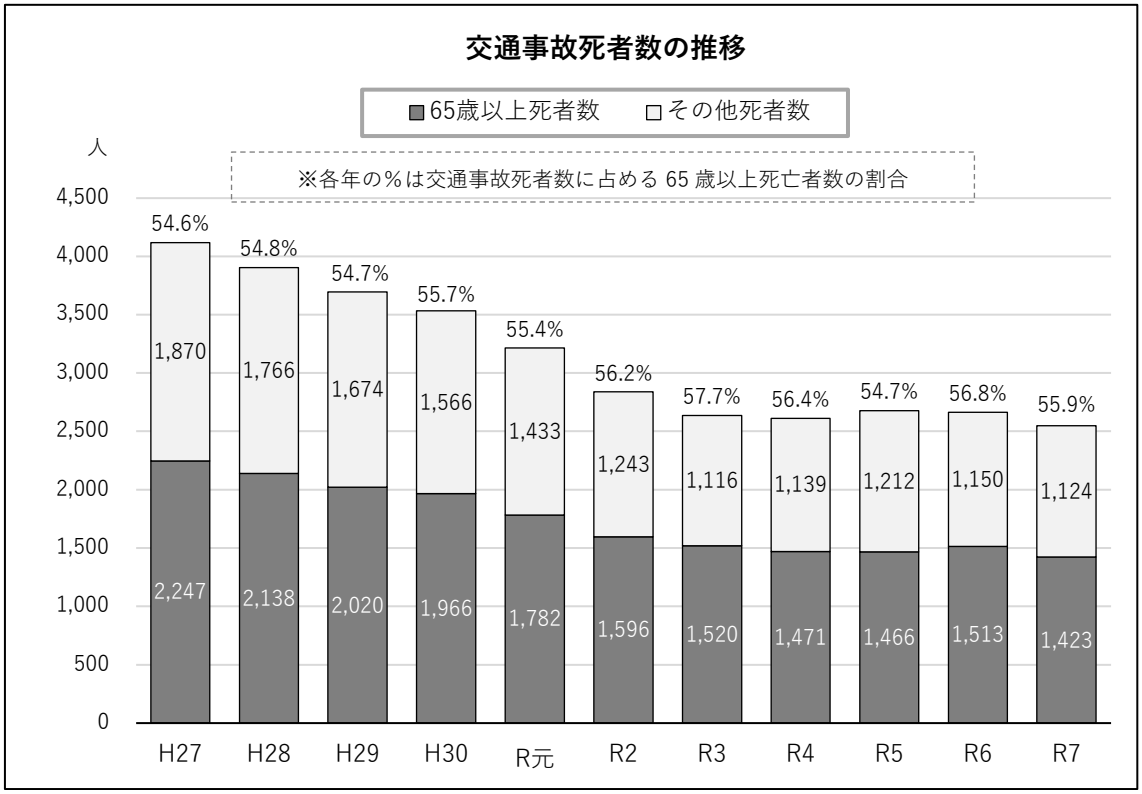
出典：内閣府「避難行動要支援者の避難行動支援に関すること」

③　交通事故・特殊詐欺被害の状況

交通事故による死者数全体は減少傾向にあるものの、６５歳以上の高齢者が占める割合は５５%前後で推移しています。

また、特殊詐欺による被害についても、６５歳以上の被害者の割合は６５．４%、手口別の６５歳以上の被害者の割合はオレオレ詐欺６６．６%、預貯金詐欺９８．９%、キャッシュカード詐欺盗９８．２%となっており、被害者のほとんどが高齢者となっています。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、交通安全対策の推進や防犯対策の強化が重要です。地域、警察、関係機関等が連携しながら、高齢者の交通事故防止に向けた啓発活動や安全な移動環境の整備を進めるとともに、特殊詐欺に関する情報提供や見守り活動の充実が必要です。



出典：警察庁「交通事故分析資料」

特殊詐欺被害の認知件数及び割合（令和６年）

手口別	合計		オレオレ詐欺		預貯金詐欺		キャッシュカード詐欺盗	
65 歳以上の被害者の割合（法人被害を除く）	男	女	男	女	男	女	男	女
	4,466	9,241	1,123	3,323	305	1,926	311	1,037
	21.3%	44.1%	16.8%	49.8%	13.5%	85.4%	22.7%	75.5%
	65.4%		66.6%		98.9%		98.2%	

資料：警察庁統計による。上記の数値は暫定値。

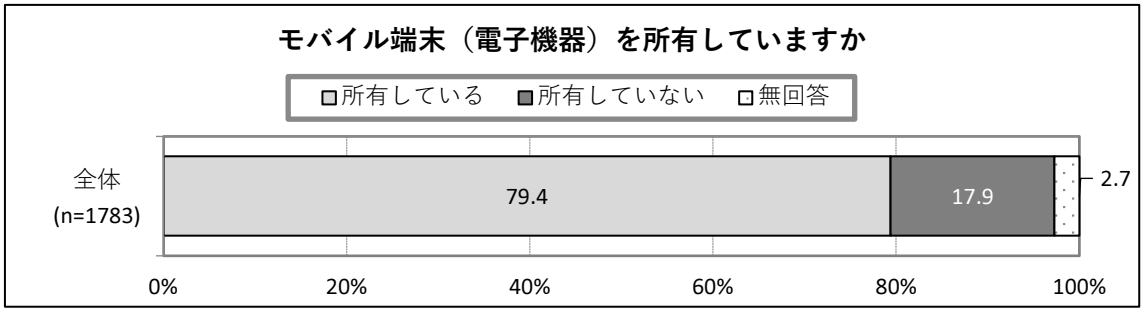
（注）特殊詐欺については主要な手口のみを掲載しているので足し合わせても合計とは一致しない。

出典：内閣府「令和７年版　高齢社会白書」

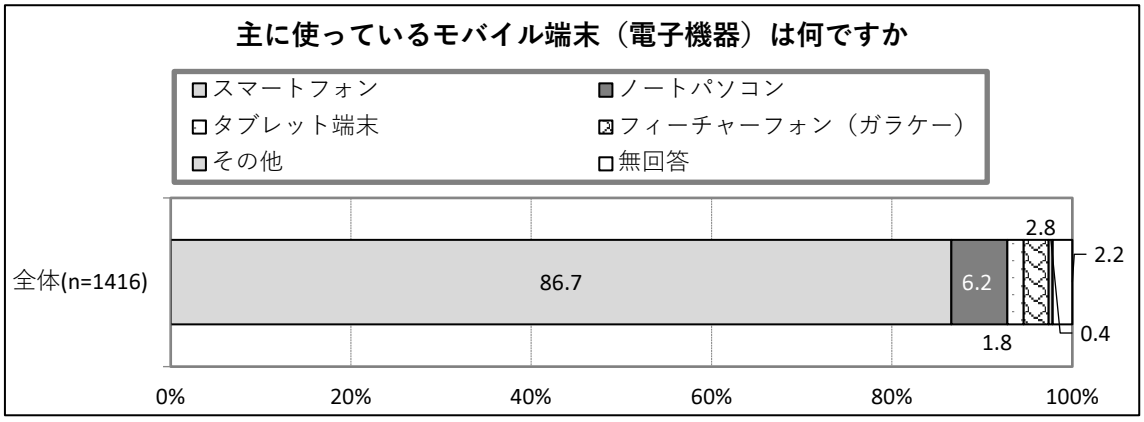
④　デジタル技術の利用状況

自立した日常生活を続けるうえで、４５．８%の高齢者がスマートフォンを必要なもの（２４ページ参照）とされており、デジタル技術は高齢者の暮らしを支える重要な手段となっています。また、モバイル端末を所有している高齢者は７９．４%に達し、そのうち８６．７%がスマートフォンを利用しており、デジタル技術は高齢者の日常生活に身近なものとなっています。

今後、行政手続や情報取得のデジタル化が進む中、誰もがその利便性を享受できるよう、デジタル技術の活用支援や情報提供の充実を図ることが必要です。



資料：すこやか長寿アンケート（令和 8 年 2 月）



資料：すこやか長寿アンケート（令和 8 年 2 月）

⑤　高齢者向け施設の入所・入居状況

高齢者向け住まいの入所・入居率は全体で９０．１%となっており、高齢者の住まいに対するニーズは高い状況にあります。

高齢者のみの世帯やひとり暮らし高齢者が増加する中、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、一人ひとりの状況に応じた住まいの確保が重要です。また、高齢者向け施設の入居率は高い水準にあることから、今後も多様なニーズに対する居住支援を推進するとともに、高齢者が安心して暮らせる居住環境の確保や住まいに関する情報提供の充実が必要です。

高齢者向け施設の入所・入居状況（令和８年４月１日現在）

	施設数（カ所）	定員（人）	入所・入居者（人）	入所・入居率（%）
養護老人ホーム	３	２００	１６８	８４．０
軽費老人ホーム	１	５０	４０	８０．０
ケアハウス	５	３００	２７２	９０．７
生活支援ハウス	１	１２	８	６６．７
住宅型有料老人ホーム	５０	１，５２１	１，３７５	９０．４
サービス付き高齢者向け住宅	２５	７０４	６４９	９２．１
合　計	８５	２，７８７	２，５１２	９０．１

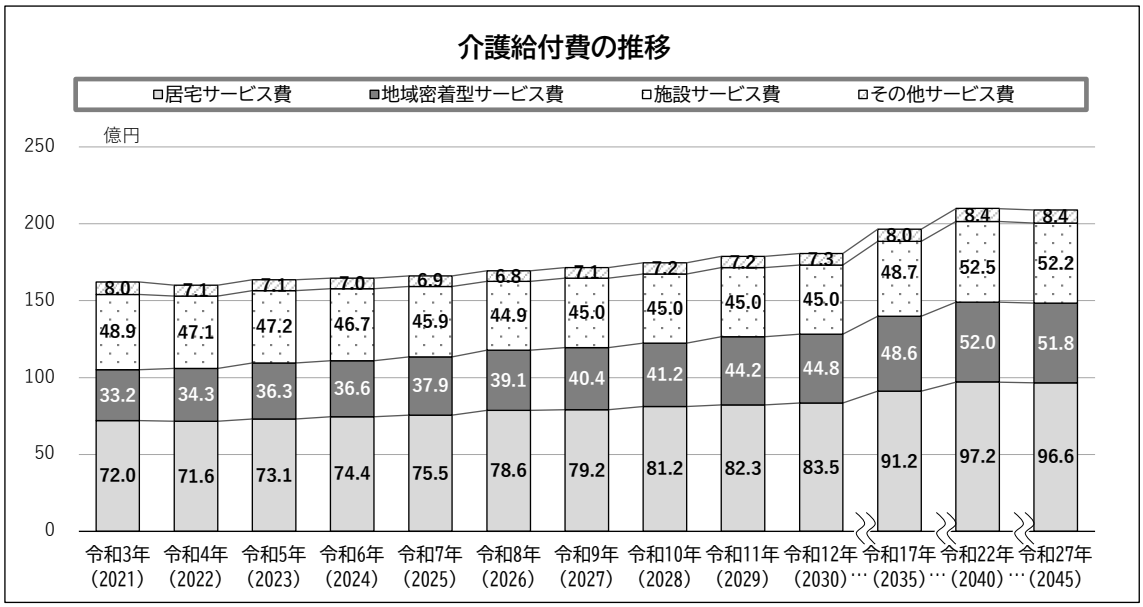
※ 住宅型有料老人ホームの定員等は調査回答４７施設のみ

※ サービス付き高齢者向け住宅の定員等は調査回答２３施設のみ

３　介護保険制度の状況

（１）介護給付費の推移

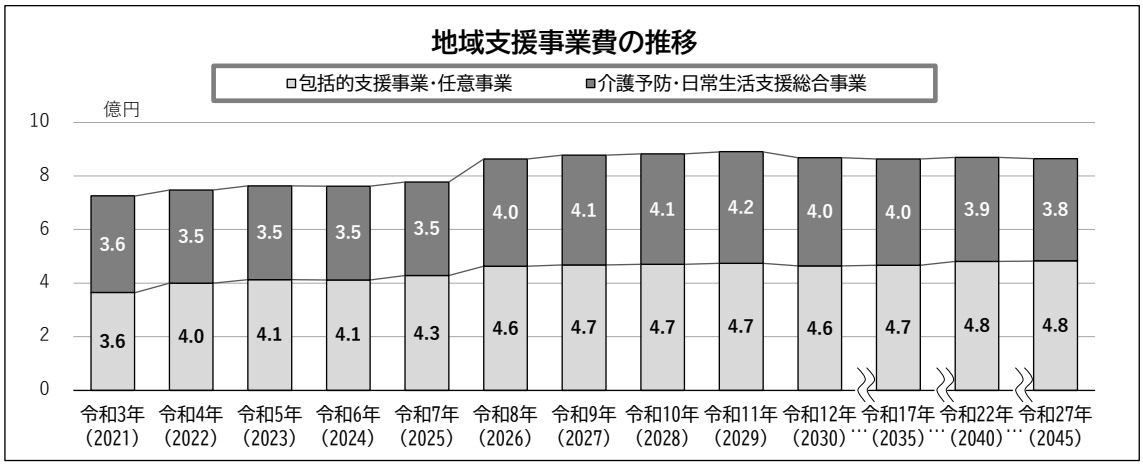
介護給付費は、高齢者人口の増加や要介護認定者数の増加を背景に、増加傾向で推移しています。今後も８５歳以上人口の増加に伴い、医療及び介護ニーズが高い高齢者の増加が見込まれることから、介護サービス需要は引き続き増加していくものと見込まれます。



資料：地域包括ケア「見える化システム」　将来推計

（２）地域支援事業費の推移

高齢者の社会参加や介護予防の取組、生活支援体制の整備、医療と介護の連携及び認知症高齢者への支援により、地域支援事業費は近年増加傾向にあります。今後は、おおむね横ばいで推移する見込みですが、高齢者人口の増加に伴い介護需要の増加が見込まれることから、自立支援・重度化防止の取組をさらに推進していく必要があり、地域支援事業の重要性は今後さらに高まるものと考えられます。



資料：地域包括ケア「見える化システム」　将来推計

（３）介護サービス基盤整備の状況

介護保険施設、居住系サービス（特定施設入居者生活介護）及び地域密着型サービス（地域密着型通所介護を除く。）は、おおむね計画どおりに整備が進んでいます。

一方で、介護人材不足を背景として、休止・廃止や受入れ定員数を減らす介護サービス事業所が増えています。

また、中山間地域では人口減少や高齢化の進展の影響により、サービス提供体制の維持・確保が課題となっています。

今後は、高齢化が更に進展する中、中重度の要介護者が可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるように、そして、介護者が就労を継続できるように、持続可能な介護サービス提供体制の確保が必要となっています。

介護サービス事業所の状況（令和８年４月１日現在）

圏域	地域名		介護保険施設				居住系サービス		居宅サービス（居住系・地域密着型サービスを除く）				
			介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護医療院	小計	特定施設	小計	訪問系事業所	通所系事業所	短期入所事業所	居宅介護支援事業所	小計
北東部	宮野・仁保 大内・小鯖	施設数	－	1	1	2	－	－	25	13	5	13	56
		定員	－	100	60	160	－	－	－	524	－	－	504
中央部	大殿・白石・湯田	施設数	1	－	1	2	1	1	16	7	2	9	34
		定員	80	－	8	88	83	83	－	310	－	－	310
鴻南	吉敷・平川・大歳	施設数	2	3	－	5	2	2	10	11	5	4	30
		定員	140	240	－	380	140	140	－	475	－	－	475
南部	陶・鋳銭司・名田島 秋穂二島・嘉川・佐山 小郡・秋穂・阿知須	施設数	5	4	1	10	－	－	31	21	11	17	80
		定員	374	290	60	724	－	－	－	698	－	－	698
徳地	徳地	施設数	1	－	－	1	－	－	2	4	1	4	11
		定員	54	－	－	54	－	－	－	108	－	－	108
阿東	阿東	施設数	1	－	－	1	1	1	4	1	1	2	8
		定員	80	－	－	80	50	50	－	27	－	－	27
合計		施設数	10	8	3	21	4	4	88	57	25	49	219
		定員	728	630	128	1,486	273	273	－	2,142	－	－	2,122

圏域	地域名		地域密着型サービス							
			定期巡回・随時対応型訪問介護	地域密着型通所介護	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	地域密着型介護老人福祉施設	小計
北東部	宮野・仁保 大内・小鯖	施設数	－	10	3	1	1	3	4	22
		定員	－	139	51	25	29	54	107	375
中央部	大殿・白石・湯田	施設数	1	10	－	1	1	2	2	17
		定員	－	135	－	25	29	27	49	265
鴻南	吉敷・平川・大歳	施設数	1	3	3	1	－	2	1	11
		定員	－	50	60	29	－	36	20	195
南部	陶・鋳銭司・名田島 秋穂二島・嘉川・佐山 小郡・秋穂・阿知須	施設数	1	9	3	2	2	6	1	24
		定員	－	139	39	54	58	99	20	409
徳地	徳地	施設数	－	－	－	－	－	2	1	3
		定員	－	－	－	－	－	27	20	47
阿東	阿東	施設数	－	3	2	－	－	1	－	6
		定員	－	45	18	－	－	18	－	66
合計		施設数	3	35	11	5	4	16	9	83
		定員	－	508	168	133	116	261	216	1,357

（４）介護人材の状況

介護サービス事業所では、介護人材不足の状況が続いています。

厚生労働省が令和６年度に公表した介護サービス見込み量等に基づく介護人材の必要数の推計によると、令和８年度には、山口県において約２，６００人、令和２２年度（２０４０年度）には約２，７００人の介護人材が不足すると見込まれています。

また、介護労働安定センターの調査では、山口県の介護サービス事業所の従業員の過不足の状況について、６５．０％の事業所が「不足している」と回答しており、事業を運営する上での課題については、「現行の介護報酬では、人材の確保・定着のために十分な賃金を支払えない・賃上げができない」が６３．７％で最も多く、次いで、「良質な人材の確保が難しい」が５４．９％となっています。

このほか、介護人材の確保・定着に影響を与える要因として、職場の人間関係、人手不足による負担増など、様々な課題があることが示されています。

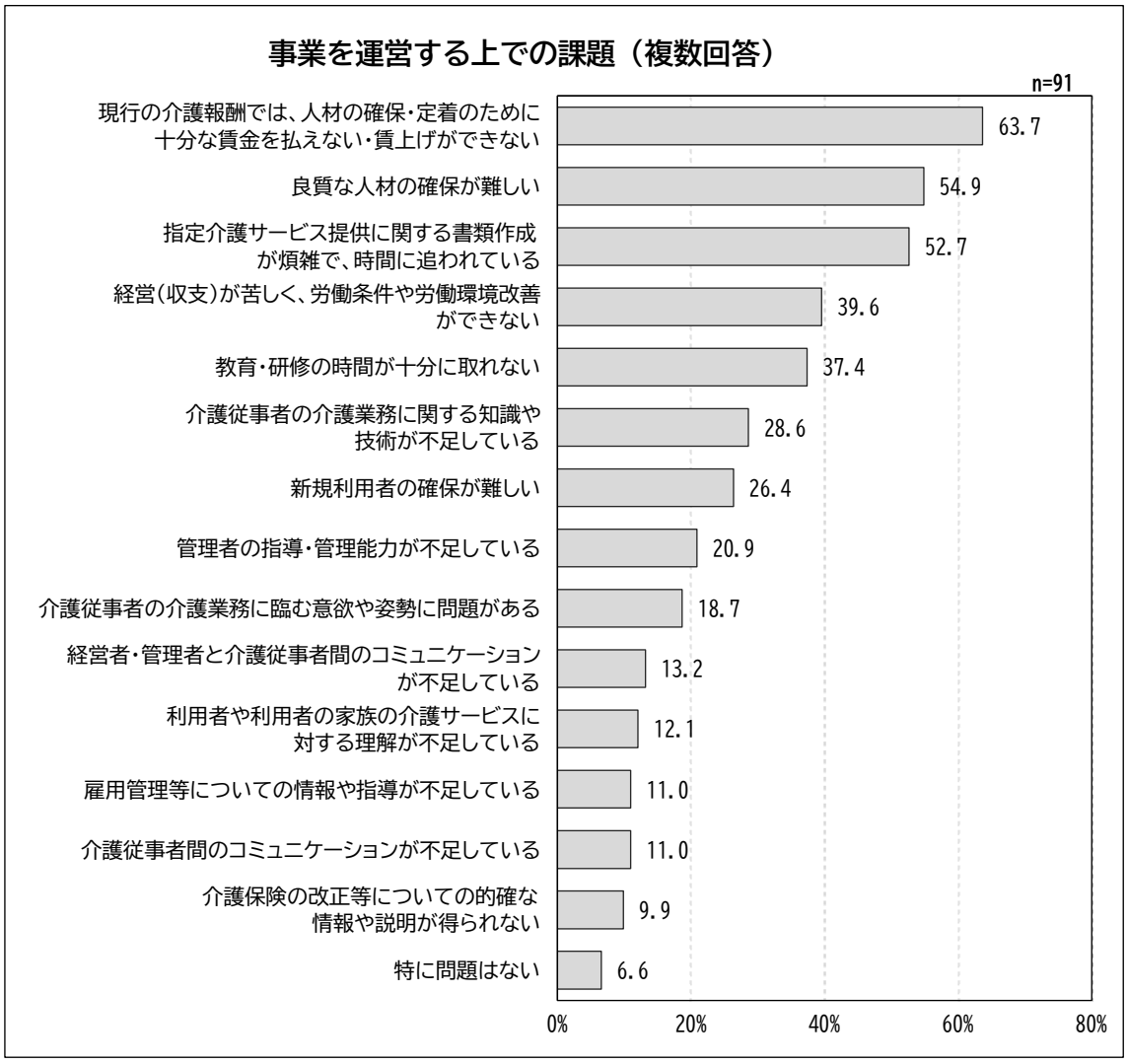
高齢者人口の増加により介護サービスの需要の増大が見込まれる中、生産年齢人口が減少することから、介護人材の確保・育成が課題となっています。

従業員の過不足の状況

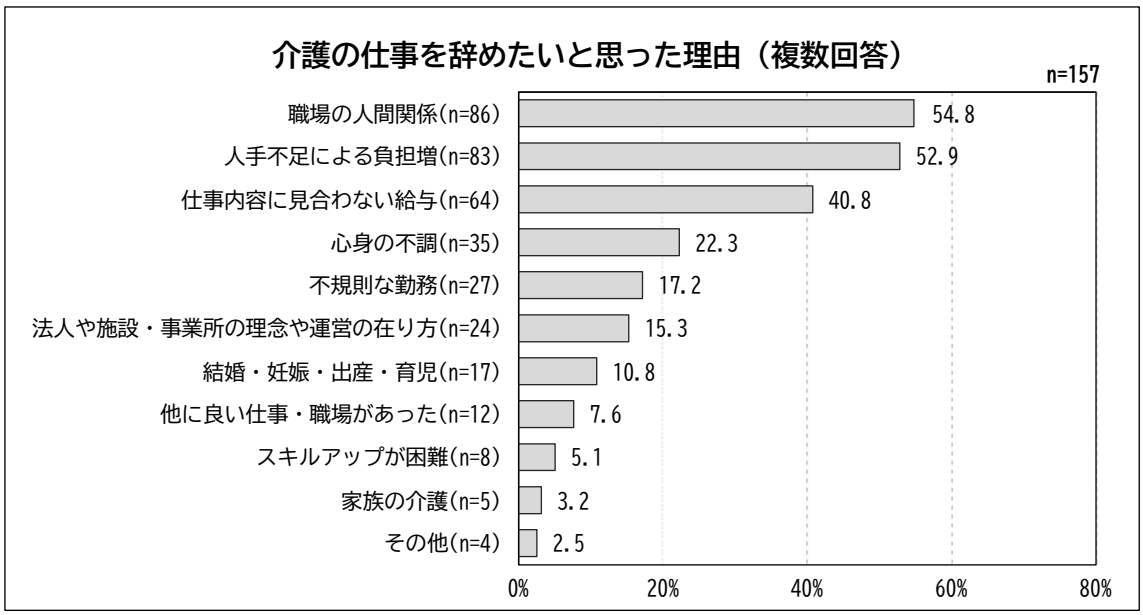
	当該職種のいる事業所数	不足感（%）					
		①大いに不足	②不足	③やや不足	④適当	⑤過剰	不足感再掲（①＋②＋③）
全体でみた場合	83	12.0	18.1	34.9	34.9	-	65.0
訪問介護員	26	11.5	26.9	26.9	34.6	-	65.3
介護職員	54	16.7	22.2	31.5	27.8	1.9	70.4
サービス提供責任者	32	6.3	9.4	6.3	78.1	-	22.0
生活相談員	34	2.9	-	5.9	91.2	-	8.8
看護職員	52	9.6	19.2	21.2	50.0	-	50.0
ＰＴ・ＯＴ・ＳＴ等（注）	21	23.8	4.8	9.5	61.9	-	38.1
介護支援専門員	42	4.8	16.7	11.9	66.7	-	33.4

（注）PT･OT･ST等 ： PT（理学療法士）、OT（作業療法士）、ST（言語聴覚士）等の機能訓練指導員

出典：令和７年度介護労働実態調査結果　都道府県版（公益財団法人介護労働安定センター）



出典：令和７年度介護労働実態調査結果　都道府県版（公益財団法人介護労働安定センター）



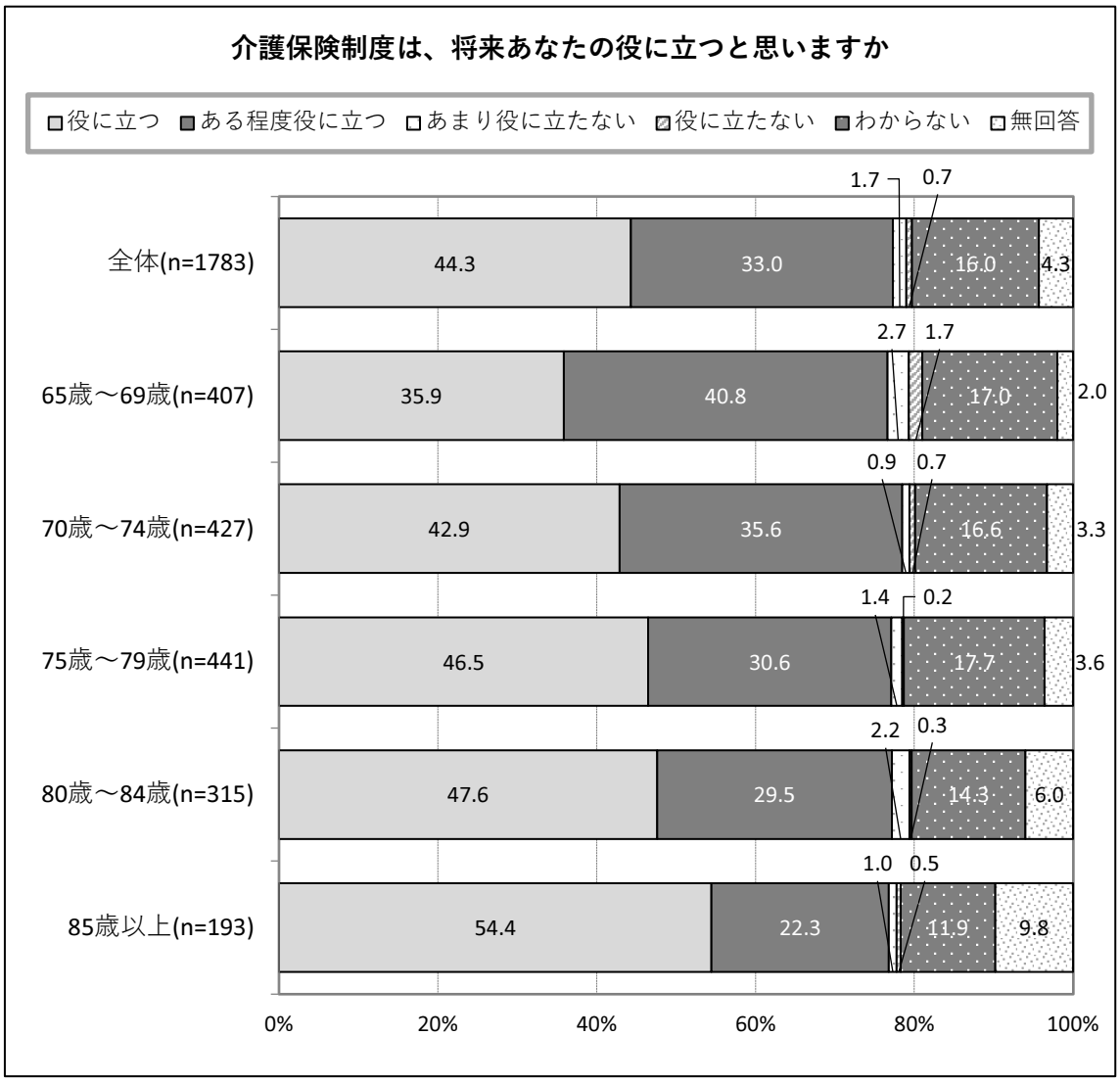
資料：介護人材実態調査（令和８年度実施）

（５）介護保険制度の理解促進

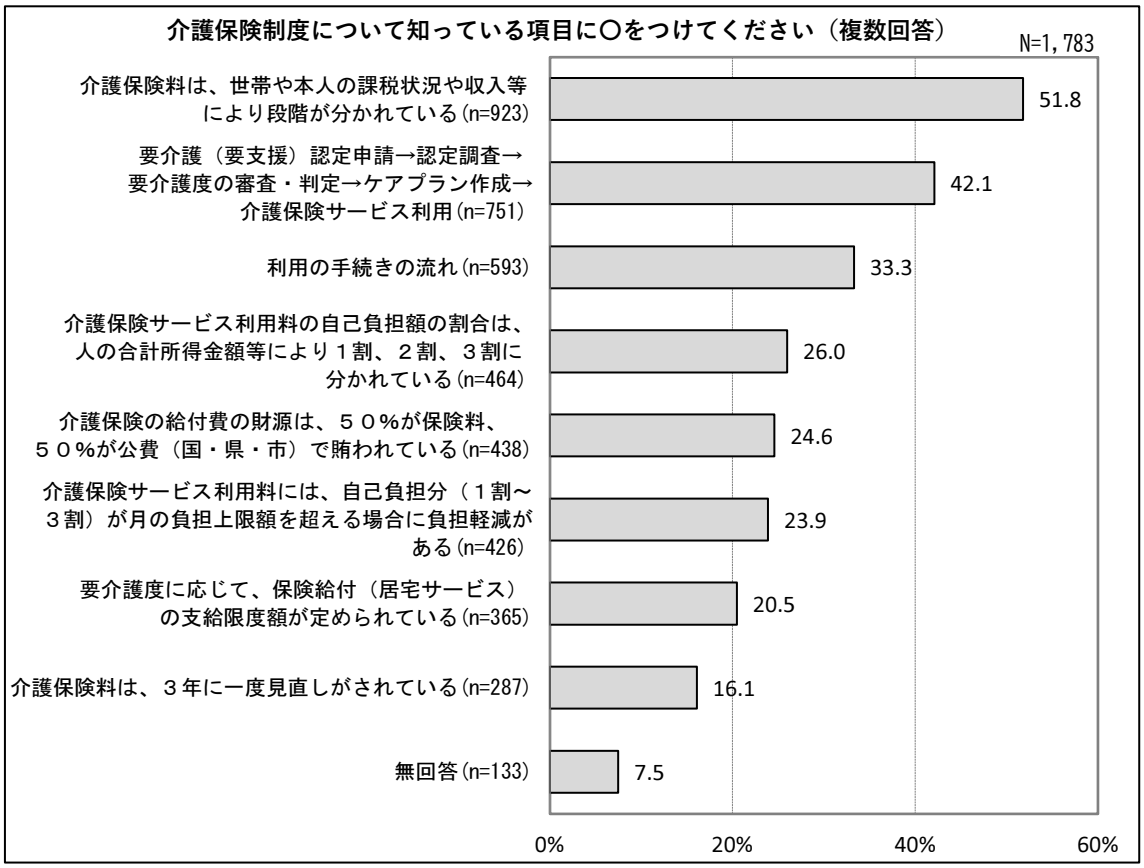
平成１２年に創設された介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支える制度として定着しており、制度が「役に立つ」、「ある程度役に立つ」と回答した高齢者は７７．３％となっています。

一方で、介護保険制度は、３年に１度見直しが行われることから、新しい介護保険サービスの創設、給付内容や介護報酬制度の改定が続き、制度内容やサービスの種類など、制度全体が複雑なものとなっています。

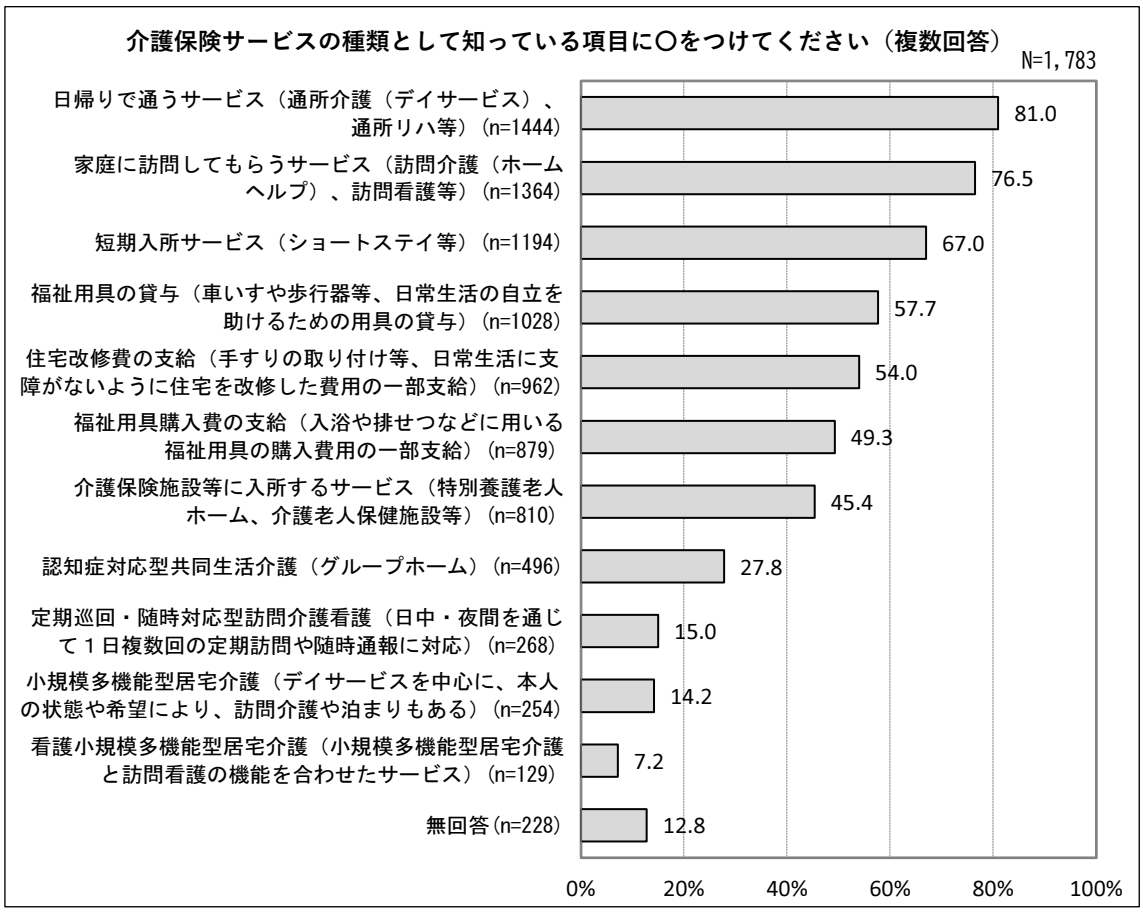
高齢者一人ひとりが自分に合ったサービスを選択し、できるだけ住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、そして、今後も介護保険制度を安定して運営していくためには、介護保険制度の理解をより一層促進していくことが必要です。



資料：すこやか長寿アンケート（令和８年２月）



資料：すこやか長寿アンケート（令和８年２月）



資料：すこやか長寿アンケート（令和８年２月）

第３章　計画の基本方針と基本目標

１　基本方針

家族や地域の「絆」で支え合い、高齢者が、
自分らしく、元気に、暮らし続けられるまち

前計画（第十次山口市高齢者保健福祉計画・第九次山口市介護保険事業計画）においては、地域包括ケアシステムの充実を図りながら、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ちながら、支え合い、安心して暮らし続けることができる地域共生社会の実現に向けて、「家族や地域の『絆』で支え合い、高齢者が、自分らしく、元気に、暮らし続けられるまち」を基本方針として掲げ、取組を進めてきたところです。

今後、高齢化の更なる進展や高齢者のみ世帯、認知症高齢者の増加などにより、高齢者を取り巻く課題や支援ニーズはますます多様化・複雑化することが見込まれます。このような中においても、高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けるためには、人と人とのつながりや地域における支え合いを大切にしながら、地域全体で高齢者を支える取組を進めていくことが重要です。

このため、本計画においても、引き続き「家族や地域の『絆』で支え合い、高齢者が、自分らしく、元気に、暮らし続けられるまち」を基本方針として定め、高齢者保健福祉施策及び介護保険事業を総合的かつ計画的に推進します。

地域包括ケアシステムの推進と自助・共助・公助

地域包括ケアシステムを推進していくに当たり、市民と市、また、市民同士が、相互にその特長を認め合いながら、役割分担のもと、連携していくことが必要です。

国の進める地域包括ケアシステムでは、自助・互助・共助・公助とし、自助は自分のことを自分ですることや、市場サービスの購入とし、互助は住民組織の活動やボランティア活動など相互に支えあうこと、共助は介護保険に代表される社会保険制度及びサービス、公助は高齢者福祉事業や生活保護とされています。

本市では、山口市協働のまちづくり条例において、自助、共助、公助によりまちづくりに取り組むことを規定していることから、次のように整理します。

【自助】市民一人ひとりが、豊かな生活を送るために努力すること。
【共助】近隣の方々、また、市民がボランティア活動など豊かな地域づくりに協力・協働すること。
【公助】介護保険に代表される社会保険制度及びサービス、高齢者福祉事業、生活保護をはじめとする行政機関などが提供するサービスなどのこと。

２　基本目標と基本施策

基本目標１：いきいきと自分らしく暮らす

- 高齢者がいつまでも自分らしく暮らせるよう、住み慣れた地域で、健康づくりや介護予防活動に主体的に取り組むことができる環境づくりを進めます。
- 高齢者が地域社会を支える担い手として活躍でき、いきいきと自分らしく暮らせるよう、生きがいづくりや社会参加の場を提供します。

基本施策１　介護予防の推進

○ 高齢者一人ひとりの健康状態や生活背景に応じて、生活習慣病やフレイルの予防を推進するとともに、身近な地域における介護予防活動を促進し、主体的な健康づくりや介護予防の取組を支援します。

○ 高齢者が自身の望む生活を継続できるよう、適切なケアマネジメントの推進や介護予防・生活支援サービス事業、多様な地域資源の活用を通じて、自立支援・重度化防止の取組を進めます。

基本施策２　社会参加と生きがいづくりの推進

○ 高齢者が趣味やサークル活動、生涯学習等を通して交流できる場や生きがいづくりの場の適切な管理運営を行うとともに、活動支援及び情報提供に取り組みます。

○ 高齢者がこれまで培ってきた知識や経験を生かし、地域活動やボランティア活動等、地域の一員として社会参加できる場の提供や仕組みづくりに取り組みます。



基本目標２：住み慣れた地域で支え合いながら暮らす

- 高齢化の更なる進展や単身高齢者の増加を見据え、地域住民や関係団体、民間事業者等の多様な主体が連携した支え合いの取組を推進します。
- 高齢者が個々の状態に応じて、希望する場所で生活することができるように、医療・介護連携体制の充実を図ります。
- 認知症の人の意思を尊重し、本人や家族等の意向を踏まえながら、認知症になっても希望を持って、自分らしく暮らせる地域づくりを推進します。
- 高齢者が住み慣れた地域での生活が続けられるよう、必要な福祉サービスの提供や、権利擁護支援、虐待防止等の取組を推進します。

基本施策１　地域包括ケアシステムの充実

○ 高齢者が介護や医療が必要になっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を継続できるよう、医療・介護の連携や地域の多様な主体による支え合いを推進します。

○ 地域包括支援センターをはじめとする関係機関が連携し、高齢者のみならず、障がい、子ども、生活困窮などの分野を横断した支援を進めることで、複雑化・複合化する課題や身寄りのない高齢者等にも対応できる包括的な相談支援体制の充実を図ります。

○ 地域包括支援センターが、地域の実情に応じた包括的な支援を行えるよう、必要な体制の確保と安定的な運営を図ります。

基本施策２　認知症対策の推進

○ 市民一人ひとりが「新しい認知症観※」に基づく認知症への正しい知識と理解を深めるとともに、認知症の人の本人発信や社会参加を通じて、認知症になっても希望を持って自分らしく暮らし続けることができる地域づくりを推進します。

○ 認知症の人や家族が身近な地域で安心して相談することができるよう、本人の希望や状態に応じて、医療・介護・福祉サービスや社会参加の機会につながる切れ目のない支援体制を整備します。

○ 市民一人ひとりが認知症を自分ごととして捉え、健康づくりや社会参加を通じた認知症への備えに取り組むとともに、認知機能の状態に応じて早期に相談や支援につながることができる環境づくりを推進します。

※　「新しい認知症観」とは、認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人ひとりが個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという考え方です。

基本施策３　在宅生活支援の充実

○ 高齢者が住み慣れた地域で、自分らしく安心して生活できるように、高齢者一人ひとりの状態に応じた福祉サービスを提供します。

○ 高齢者一人ひとりの意思や尊厳が尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、相談支援、権利擁護支援及び関係機関が連携した包括的な支援体制の充実を図ります。

○ 高齢者虐待の早期発見・早期対応を図り、高齢者や養護者が安心して生活できるように、関係機関や関係部署と連携して、支援体制の充実に取り組みます。

○ 就労、防災、交通、消費生活、生涯学習、デジタル技術の利活用など、高齢者福祉以外の分野についても、担当部局と連携して取り組みます。

基本目標３：介護サービスを利用して安心して暮らす

● 高齢者が加齢や病気などにより支援が必要になった場合においても、その状態に応じて適切な支援を受けることができるよう、サービス提供体制を計画的に整備します。
● ２０４０年を見据えた中長期的な視点のもと、介護人材の確保や介護現場における生産性向上を推進し、持続可能な介護サービス提供体制の構築を図ります。
● 適切な要介護（要支援）認定の実施、資格管理、給付管理など、介護保険制度の円滑な運営を行います。

基本施策１　介護サービスの充実

○ 被保険者の資格を正しく管理するとともに、デジタル技術の活用により、要介護（要支援）認定の調査や審査会をスムーズに行います。また、適正な介護サービス給付を行うとともに、介護保険制度の意義や仕組みの正しい理解を促すための普及啓発の取組を進めます。
○ 団塊ジュニア世代が６５歳以上の高齢者となり、介護ニーズが高い８５歳以上人口の増加が見込まれる２０４０年を見据え、中長期的な人口動態や介護ニーズの変化を踏まえながら、地域の実情に応じた介護サービス提供の基盤整備を計画的に進めます。
○ 生産年齢人口の減少が見込まれる中、県や関係機関と連携しながら、介護人材の確保・育成及び定着促進に向けた取組を進めるとともに、介護ロボットやＩＣＴ等の活用による介護現場の生産性向上を図ります。
○ 計画的な指導・監督等を実施し、事業所運営の適正化と介護サービスの質の確保を図ることで、介護保険制度の持続可能性を高めます。
○ 災害や感染症等が発生した場合でも必要な介護サービスが継続的に提供できるよう、介護サービス事業所や国・県等と連携した災害等に係る体制整備の取組を進めます。
○ 正確かつ効率的な賦課・徴収、管理事務等を行うとともに、介護保険財政の安定性を確保し、計画期間中の収支、サービス給付のバランスを考慮した介護保険料の設定を行います。

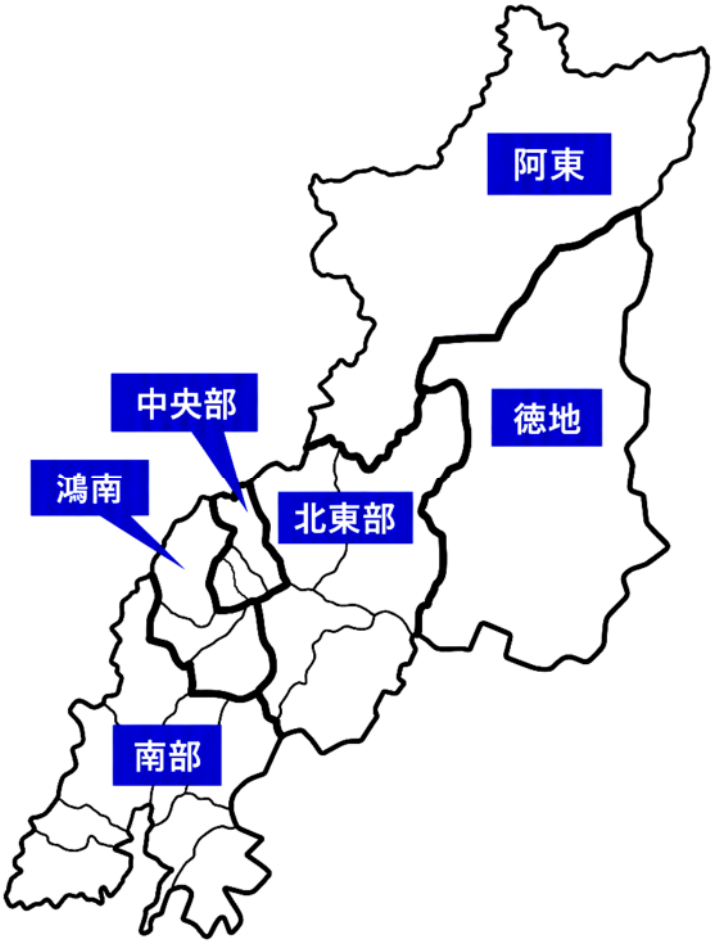
第４章　施策を推進する基本計画

１　日常生活圏域

（１）日常生活圏域の考え方と設定

日常生活圏域は、高齢者が住み慣れた地域での生活が継続できるよう、日常の生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供する施設の整備状況等を総合的に勘案して設定することとされています。（介護保険法第１１７条第２項）

本市では、地域の実情に応じて6つの日常生活圏域（北東部、中央部、鴻南、南部、徳地、阿東）を設定しており、本計画においても、従来の日常生活圏域を基本とします。



（２）日常生活圏域と地域包括支援センター

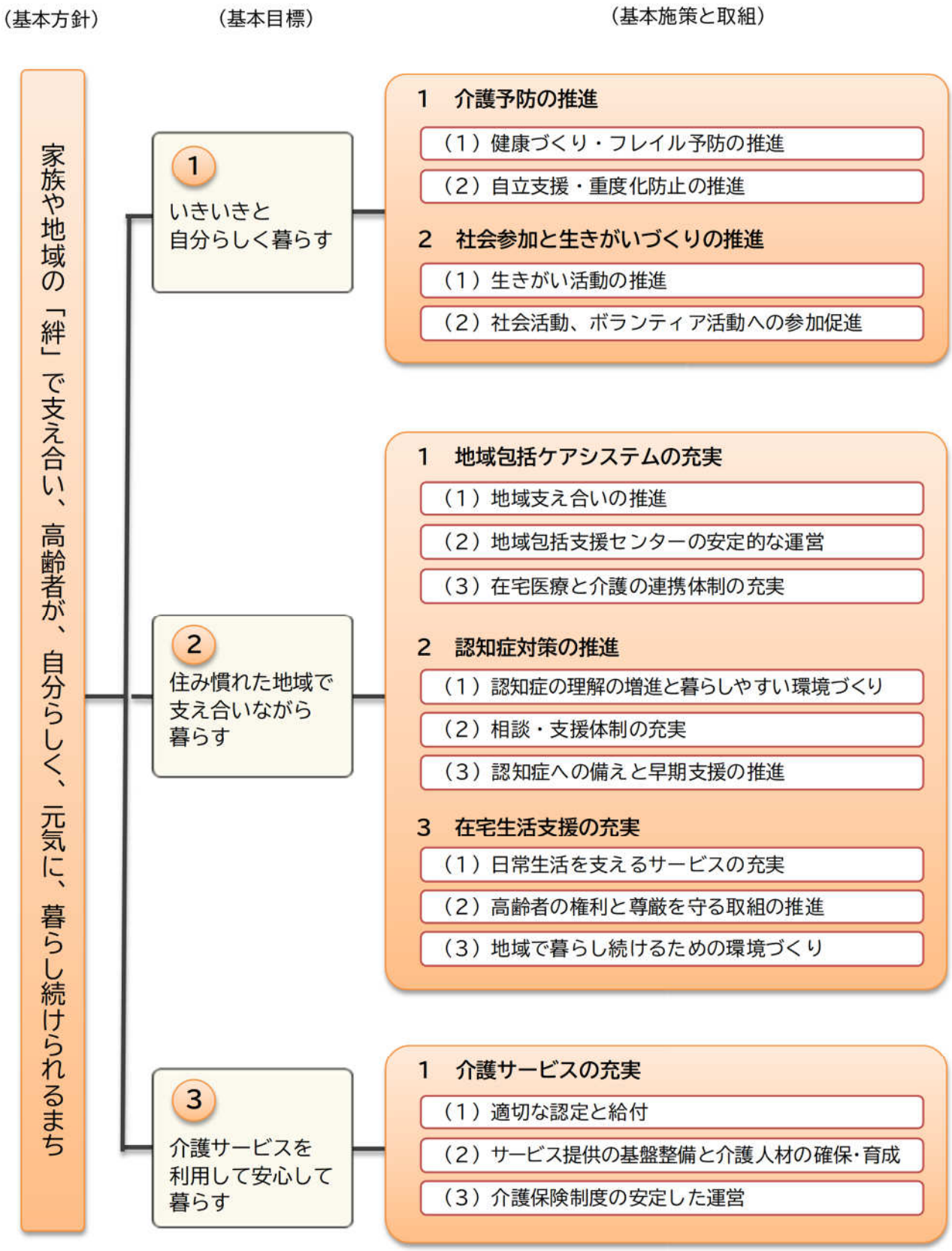
日常生活圏域ごとの実情を踏まえ、地域包括支援センターを設置しており、高齢者人口が多く面積も広い北東部圏域及び南部圏域川西地域では、２か所体制としています。引き続き、高齢者の多様なニーズに対応するため、圏域内の相談支援など、地域包括支援センターの機能の充実に努めます。

■日常生活圏域の地域構成と基礎指標及び地域包括支援センター

「住民基本台帳」令和8年9月末現在

圏域	地域名	センター名 （担当地域面積）	総人口	高齢者人口 （高齢化率）	認定者数
中央部	大殿 白石 湯田	中央地域包括 支援センター （21.87 ㎢）	29，951人	8，799人 （29．4%）	集計中
北東部	小鯖 大内	北東地域包括 支援センター （68.74 ㎢）	26，234人	7，923人 （30．2%）	
	仁保 宮野	北東第2地域包括 支援センター （111.25 ㎢）	15，507人	5，474人 （35．3%）	
鴻南	吉敷 平川 大歳	鴻南地域包括 支援センター （57.10 ㎢）	45，011人	10，883人 （24．2%）	
南部	小郡	川西地域包括 支援センター （33.39 ㎢）	25，277人	6，481人 （25．6%）	
	嘉川 佐山 阿知須	川西第2地域包括 支援センター （66.38 ㎢）	19，138人	6，208人 （32．4%）	
	陶・鋳銭司 名田島 秋穂二島・秋穂	川東地域包括 支援センター （81.11 ㎢）	12，991人	6，029人 （46．4%）	
徳地	徳地	基幹型地域包括 支援センター 徳地分室 （290.33 ㎢）	4，474人	2，569人 （57．4%）	
阿東	阿東	基幹型地域包括 支援センター 阿東分室 （293.06 ㎢）	4，316人	2，683人 （60．2%）	
計			182，899人	57，049人 （31．2%）	

２　基本計画


（基本方針）
（基本目標）
（基本施策と取組）
家族や地域の「絆」で支え合い、高齢者が、自分らしく、元気に、暮らし続けられるまち
1
いきいきと
自分らしく暮らす
1　介護予防の推進
（１）健康づくり・フレイル予防の推進
（２）自立支援・重度化防止の推進
2　社会参加と生きがいづくりの推進
（１）生きがい活動の推進
（２）社会活動、ボランティア活動への参加促進
2
住み慣れた地域で
支え合いながら
暮らす
1　地域包括ケアシステムの充実
（１）地域支え合いの推進
（２）地域包括支援センターの安定的な運営
（３）在宅医療と介護の連携体制の充実
2　認知症対策の推進
（１）認知症の理解の増進と暮らしやすい環境づくり
（２）相談・支援体制の充実
（３）認知症への備えと早期支援の推進
3　在宅生活支援の充実
（１）日常生活を支えるサービスの充実
（２）高齢者の権利と尊厳を守る取組の推進
（３）地域で暮らし続けるための環境づくり
3
介護サービスを
利用して安心して
暮らす
1　介護サービスの充実
（１）適切な認定と給付
（２）サービス提供の基盤整備と介護人材の確保･育成
（３）介護保険制度の安定した運営

基本目標１　いきいきと自分らしく暮らす

基本施策１　介護予防の推進

1－1

【施策の現況】

○ 高齢者人口の増加とともに、85 歳以上人口の増加が見込まれ、介護予防や重度化防止の重要性が高まっています。

○ 介護や介助が必要になった主な原因は、「骨折・転倒」に次いで、「高齢による衰弱」が上位を占めており、フレイル予防の重要性が高まっています。

○ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施により、健康状態や生活機能の維持・改善を図る取組を推進しています。

○ 高齢者の身近な地域に住民主体で運営できる通いの場が増え、介護予防に取り組めるように支援しています。

名　　称	実　施　数
元気いきいきひろば	9 か所
いきいき百歳体操	166 グループ
ふれあい・いきいきサロン	236 か所

（令和８年３月末現在）

○ 高齢者の自立支援に向けた適切なケアマネジメントが実践できるように取り組んでいます。

【課題】

■ 要介護や要支援状態になることを予防する、介護予防や健康づくりの取組を強化することが必要です。

■ 高齢者が地域の中で役割を持ち、主体的に介護予防に取り組むことができる環境づくりが必要です。

■ 高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を継続できるよう、本人の生活歴や価値観、強みを踏まえた自立支援の視点から、一人ひとりの状態や希望に応じた介護予防や生活支援の取組を進める必要があります。

【目標】

◇ 高齢者が住み慣れた地域で、健康づくりや介護予防に主体的に取り組み、自立した生活を継続できています。

【指標と目標値】

指　　標	実　績	目　標		
	(R7)	(R9)	(R10)	(R11)
日頃から健康や介護予防のために実行していることがある高齢者の割合	58.8%	63.0%	67.0%	70.0%

基本目標１　いきいきと自分らしく暮らす

基本施策１　介護予防の推進

1-1-1

取組１－１－１　健康づくり・フレイル予防の推進

（１）ねらい（事業をする効果）

■ 高齢者が自身の健康状態や心身の変化に気づき、健康づくりやフレイル予防に主体的に取り組むことで、健康の維持・改善を図り、住み慣れた地域で自分らしい生活を継続することができています。
■ 高齢者が、一人ひとりの状態や生活背景、希望に応じて、心身機能の維持・改善を図るとともに、地域とのつながりや役割を持ち、社会参加を通じて、その人らしい生活を継続することができています。

（２）取組の方向性

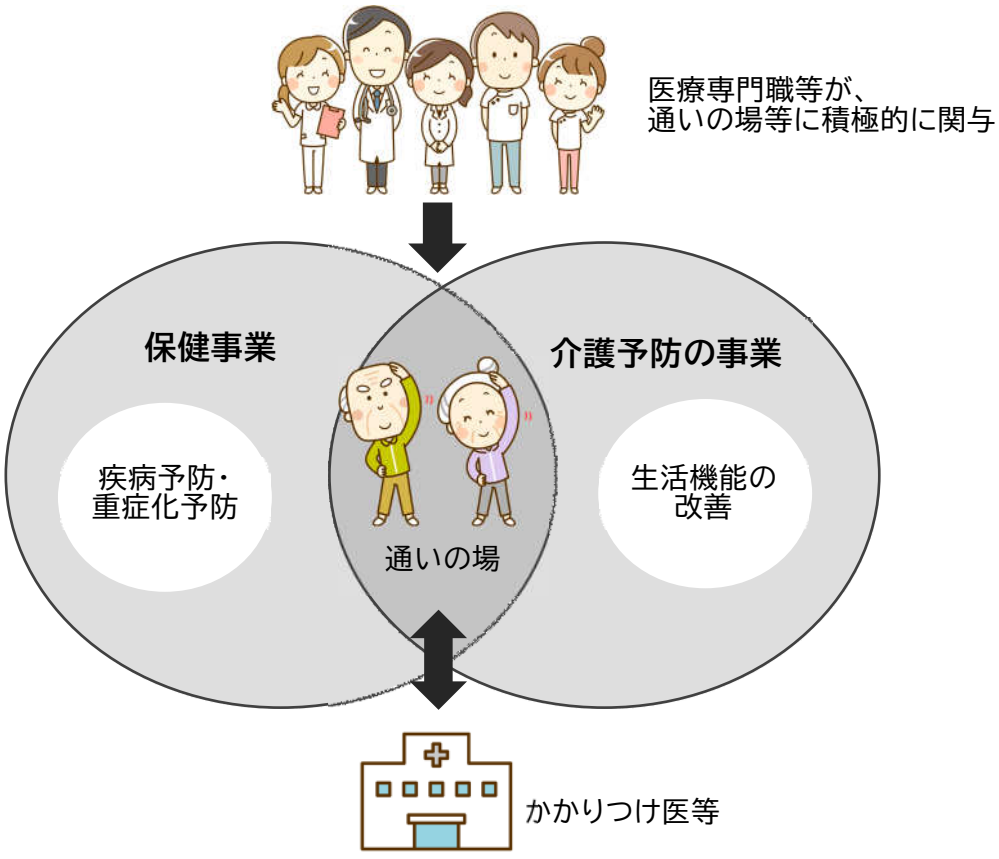
● 高齢者が自身の健康状態や心身の変化に関心を持ち、健康づくりやフレイル予防に主体的に取り組むことができるよう、健康教育や相談、介護予防に関する普及啓発を推進します。
● 地域において高齢者が継続的に健康づくりや介護予防に取り組み、地域とのつながりや役割を持つことができるよう、いきいき百歳体操やサロン等の地域活動の充実を図るとともに、多様な主体による活動を支援します。
● 高齢者がいつまでも健康で自分らしい生活を続けられるよう、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施により、健診結果や生活状況などから健康上の課題を把握し、一人ひとりの状態に応じた健康づくりや介護予防の取組につなげます。

（３）主な取組内容及び目標

事業名	内　容	実　績 (R7)	目　標 (R11)
介護予防健康教育相談事業	・生活習慣病の発症・重症化予防や介護予防について、正しい知識や技術の普及啓発を図る教室の開催、健康相談、訪問指導等を実施します。	健康教育・健康相談開催回数	
		489 回	500 回
介護予防普及啓発事業	・高齢者が参加する地域の団体・グループを対象に、介護予防の講義を行う専門職を派遣します。そのうち、「転倒骨折予防」、「認知症予防」、「栄養改善」の 3 項目は、重点項目として引き続き取り組みます。	介護予防出張講座開催回数	
		174 回	220 回
いきいき百歳体操	・「いきいき百歳体操」を用いた介護予防活動を行う地域の自主活動グループを対象に、講師を派遣します。	住民主体で週1回以上介護予防に取り組んでいるグループ数	
		166 ｸﾞﾙｰﾌﾟ	225 ｸﾞﾙｰﾌﾟ

事業名	内　容	実　績	目　標
		（R7）	（R11）
地域介護予防活動支援事業	・ふれあい・いきいきサロン等の介護予防の自主活動グループに運営費の補助を行います。	補助グループ数	
		39 ｸﾞﾙｰﾌﾟ	40 ｸﾞﾙｰﾌﾟ
充　高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	・通いの場等でフレイルチェックを実施する機会を増やし、健康状態や生活上の課題を把握するとともに、健康教育・相談を通じて、より多くの人がフレイル予防や健康づくりに取り組めるよう支援します。	通いの場等で健康教育・フレイルチェックを行った回数	
		541 回	620 回

保健事業と介護予防の一体的な実施　イメージ図



基本目標１　いきいきと自分らしく暮らす

基本施策１　介護予防の推進

1-1-2

取組１－１－２　自立支援・重度化防止の推進

（１）ねらい（事業をする効果）

■ 高齢者が主体的に介護予防･生活支援サービス事業や多様な地域資源を活用した介護予防に取り組み、自立した生活ができています。

（２）取組の方向性

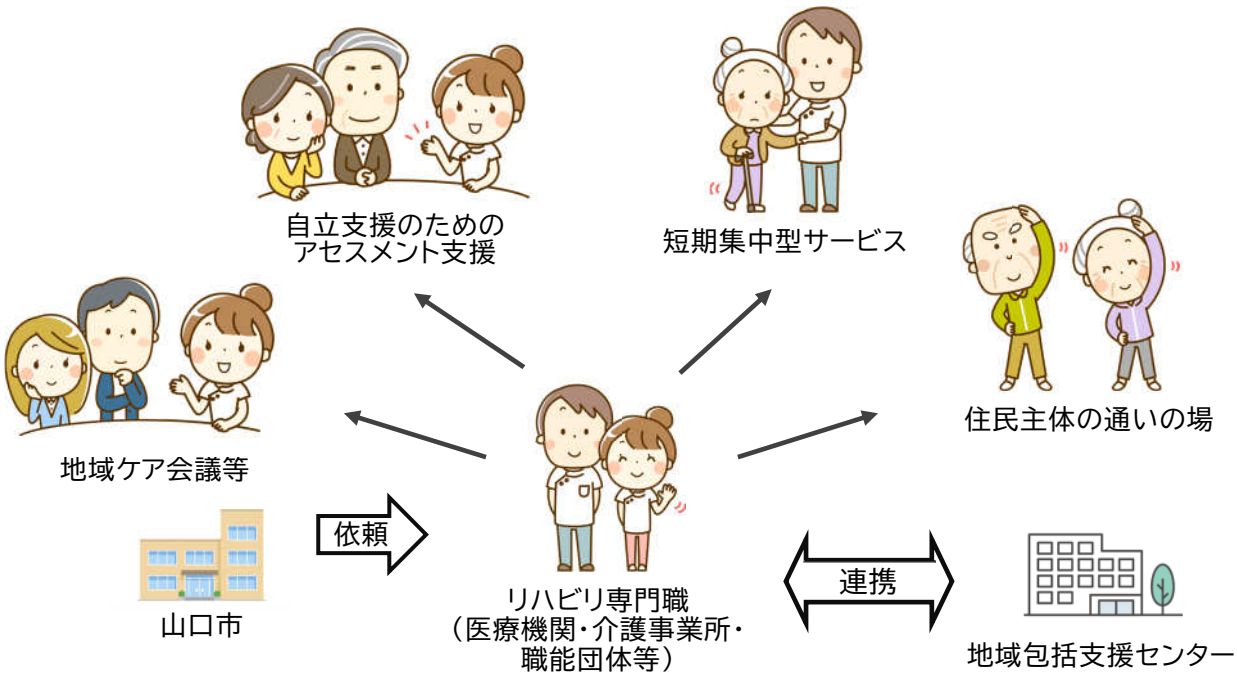
- 高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を継続できるよう、介護予防・生活支援サービス事業や多様な地域資源を活用し、一人ひとりの状態や生活課題に応じた支援を行います。
- 高齢者本人の有する能力を生かし、自立した日常生活を送ることができるよう、本人の希望や生活目標を踏まえた介護予防ケアマネジメントの充実を図ります。
- 介護予防・生活支援サービス事業所が、高齢者一人ひとりの状態や希望を踏まえた自立支援や重度化防止の取組を行えるよう、研修等を通じてサービスの質の向上を図ります。
- 生活機能の改善が必要な高齢者に対しては、短期集中型サービス実施事業等を活用し、リハビリテーション専門職等が関わりながら、心身機能の改善だけでなく、日常生活の活動や社会参加につながる支援を推進します。
- リハビリテーション専門職等の専門的な知見を活用し、地域包括支援センター等への助言や、介護予防・自立支援に関する取組の検討を行うことで、効果的な介護予防の推進を図ります。

（３）主な取組内容及び目標

事業名	内　容	実　績 (R7)	目　標 (R11)
介護予防・生活支援サービス事業（介護予防ケアマネジメントへの支援）	・地域包括支援センター職員及び介護支援専門員を対象に、自立支援・重度化防止の理解を深め、利用者の状態に応じた介護予防ケアマネジメントが行えるように研修を実施します。	研修会参加者延べ人数	
		223 人	230 人
介護予防・生活支援サービス事業（サービス実施事業所への支援）	・自立支援・重度化防止への理解を深めるための研修等を通じて、サービス実施事業所の質の向上を図ります。	研修会開催回数	
		3 回	維持

事業名	内　容	実　績	目　標
		（R7）	（R11）
充　短期集中型サービス実施事業	・リハビリテーション専門職等との面談を中心に、本人の望む生活や目標を明確にし、生活機能の改善やその実現に向けた主体的な取組を短期間で集中的に支援するとともに、より多くの人が本事業の取組につながるよう、利用促進を図ります。	サービス利用者数	
		142 人	180 人
リハビリ専門職相談派遣事業	・リハビリテーション専門職を派遣し、地域包括支援センター等のアセスメントやサービス提供事業所の取組内容等について、専門的な視点から助言・支援を行います。	リハビリ専門職の派遣回数	
		746 回	790 回

リハビリ専門職との連携による介護予防の推進　イメージ図



基本目標１　いきいきと自分らしく暮らす

1－2

基本施策２　社会参加と生きがいづくりの推進

【施策の現況】

○ 高齢者が、老人福祉館や高齢者生きがいセンター等を利用し、趣味やサークル活動に勤しみ、いきいきと日常生活を過ごしています。

○ 自治会等の地域活動や地域行事、地域福祉活動（地区社協、福祉ボランティア活動）等の担い手として、老人クラブが中心となり、これまで培ってきた知識や経験を生かし、活躍しています。

○ 高齢者の趣味や嗜好、ライフスタイルの多様化に伴い、交流活動や社会参加活動に対するニーズが多様化しています。

【課題】

■ 高齢者が趣味やサークル活動、生涯学習等を通して交流できる場や生きがいづくりの場の提供及び活動支援が必要です。

■ 高齢者がこれまで培ってきた知識や経験を生かし、地域活動や地域福祉活動等の担い手として活躍できる機会を確保するとともに、多様化するニーズに対応した社会参加の機会の充実を図る必要があります。

【目標】

◇ 高齢者が地域社会を支える担い手として活躍しながら、いきいきと自分らしく暮らしています。

【指標と目標値】

指　　標	実　績	目　標		
	(R7)	(R9)	(R10)	(R11)
65 歳以上で仕事や余暇の時間に生きがいを持って過ごしている人の割合	50.0%	55.0%	57.5%	60.0%
市有高齢者向け施設における趣味や習い事活動等の延べ参加者数	51,734 人	54,700 人	56,200 人	57,700 人
地域活動に参加している高齢者の割合	57.5%	58.0%	59.0%	60.0%

基本目標１　いきいきと自分らしく暮らす

基本施策２　社会参加と生きがいづくりの推進

1-2-1

取組　１－２－１　生きがい活動の推進

（１）ねらい（事業をする効果）

■ 高齢者が趣味やサークル活動、生涯学習等を通して、いきいきと自分らしく暮らしています。

（２）取組の方向性

● 高齢者の交流の場や生きがいづくりの場の適切な管理運営、活動支援及び情報提供に努めます。

（３）主な取組内容及び目標

事業名	内　容	実　績 (R7)	目　標 (R11)
高齢者生きがいセンター管理運営業務	・各高齢者生きがいセンターの指定管理者により、適切な管理運営を行います。	施設利用者数	
		27,486 人	31,700 人
老人福祉館管理運営業務	・老人福祉館の指定管理者により、適切な管理運営を行います。 ・小郡及び阿東老人福祉センターの適切な管理運営を行います。	施設利用者数	
		23,324 人	25,100 人
地域住民グループ支援事業	・介護予防のための体操や生きがいづくり、地域の支え合い活動を行う高齢者の自主活動グループに運営費の補助を行います。	補助グループ数	
		39 ｸﾞﾙｰﾌﾟ	40 ｸﾞﾙｰﾌﾟ

基本目標１　いきいきと自分らしく暮らす

基本施策２　社会参加と生きがいづくりの推進

1-2-2

取組　１－２－２　社会活動、ボランティア活動への参加促進

（１）ねらい（事業をする効果）

■ 高齢者がこれまで培ってきた知識や経験を地域活動やボランティア活動等に生かし、地域や社会の中で自分の役割をもって活躍しています。

（２）取組の方向性

● 地域社会を支える担い手として期待される地域活動やボランティア活動に、多くの高齢者が参加できる仕組みづくりに取り組みます。

（３）主な取組内容及び目標

事業名	内　容	実　績 (R7)	目　標 (R11)
高齢者活動助成事業	・老人クラブ等が実施する社会奉仕活動のほか、生きがいや健康づくりを推進する事業に対し、補助を行います。 ・老人クラブ会員のＩＣＴ利活用及び活動の活性化に向けた取組を支援します。	老人クラブ加入者数	
		5,003 人	維持
介護支援ボランティア活動助成事業	・介護施設等でのボランティア活動や「いきいき百歳体操」、「認知症カフェ」で活動する高齢者等を支援します。その活動実績をポイントとして付与し、交付金又は地域の特色を生かした物品の引換券を交付します。	ボランティア新規登録者数	
		24 人	50 人

基本目標２　住み慣れた地域で支え合いながら暮らす

基本施策１　地域包括ケアシステムの充実

2－1

【施策の現況】

○ 地域包括支援センターに配置した生活支援コーディネーターが、地域団体等による高齢者の生活課題の解決に向けた取組を支援するとともに、地域の課題把握や支え合いの仕組みづくりを促進しています。

○ 高齢化や世帯構成の変化に伴い、買物や通院等の外出支援、日常生活のちょっとした困りごとへの支援など、高齢者の在宅生活を支える多様な支援ニーズが高まっています。

○ 単身高齢者や高齢者のみ世帯、身寄りのない高齢者の増加に伴い、高齢者やその家族が抱える課題は生活困窮、障がい、ひきこもりなど複雑化・複合化しており、地域包括支援センターには関係機関と連携した包括的な相談支援が求められています。

○ 終末期に受けたい医療について周囲の人と話し合ったことのある高齢者は３８．６％にとどまる一方、終末期に自宅等における療養を希望する高齢者の割合は５０．５％となっています。

【課題】

■ 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、地域住民や関係団体、関係機関との連携に加え、民間事業者の参画を促進し、そのノウハウや資源も生かしながら、多様な主体による地域の実情に応じた支え合いの仕組みづくりを進めることが必要です。

■ 高齢者の個別課題や地域課題の解決に向けて、地域ケア会議等を活用し、関係機関が連携して支援する体制の充実が必要です。

■ 高齢者やその家族が抱える複雑化・複合化した課題に対応するとともに、身寄りのない高齢者等が安心して生活を継続できるよう、地域包括支援センターを身近な相談窓口として、関係機関との連携を図りながら、支援につなげていくことが必要です。

■ 高齢者が希望する生活を継続できるよう、在宅医療と介護の連携をさらに推進するとともに、本人の意思を尊重した支援体制の充実が必要です。

【目標】

◇ 高齢者が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けることができる支援体制ができています。

【指標と目標値】

指　　標	実　績	目　標		
	(R7)	(R9)	(R10)	(R11)
地域での福祉活動において、互いの助け合い、支え合いができていると思う高齢者の割合	38.6%	40.5%	41.0%	41.5%
地域包括支援センターを知っている市民の割合	57.7%	63.0%	64.0%	65.0%

基本目標２　住み慣れた地域で支え合いながら暮らす

基本施策１　地域包括ケアシステムの充実

2-1-1

取組　２−１−１　地域支え合いの推進

（１）ねらい（事業をする効果）

■ 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続し、地域の多様な主体による支え合いの中で、必要なサービスや地域資源を活用しながら、自分らしく暮らすことができています。

（２）取組の方向性

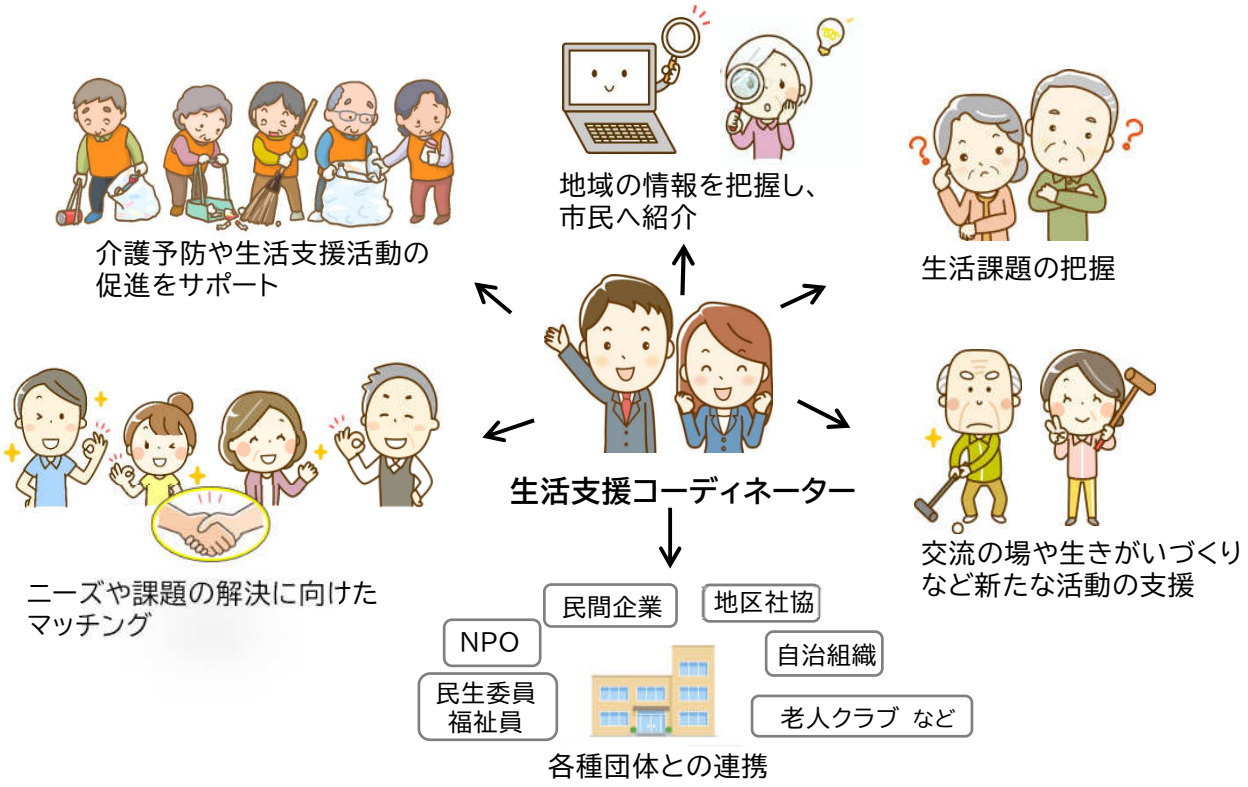
- 高齢者の社会参加等を促進するとともに、民間事業者との連携・協働を進め、高齢者を含めた地域住民や多様な主体による支え合いの地域づくりを推進します。
- 生活支援コーディネーターを配置し、地域の高齢者の生活課題や地域資源を把握するとともに、地域住民、関係団体、民間企業等の多様な主体をつなぎ、生活支援や介護予防に関する取組の充実を図ります。
- 生活支援コーディネーターが、地域にある支え合いの活動やサービス等の情報を把握し、高齢者が必要な地域資源を活用できるよう情報提供を行います。
- 地域の協議体等において、民間事業者を含む多様な主体と高齢者の生活課題を共有し、その解決に向けた協議を行うとともに、それぞれの強みを生かし、既存の助け合いの仕組みの充実や、地域の実情に応じた多様なサービスの創出等を支援します。
- 地域ケア会議を開催し、高齢者の個別課題の解決に向けた検討を行うとともに、個別事例から見える地域課題の把握や、必要な支援の検討につなげます。

（３）主な取組内容及び目標

事業名	内　容	実　績 (R7)	目　標 (R11)
充　生活支援・介護予防体制整備事業	・高齢者の介護予防や生活支援（家事支援や外出支援等）に関する課題や、課題解決に向けた取組方法等について、民間企業にも積極的に参画を働きかけ、関係団体・関係機関等の多様な主体と協議します。	生活支援コーディネーターが協議体等に出席する回数	
		86 回	105 回
生活支援・介護予防体制整備事業補助金	・高齢者の生活支援及び介護予防の体制づくりに取り組む住民主体の活動団体に補助金を交付します。	補助団体数	
		1 団体	2 団体

事業名	内　容	実　績	目　標
		（R7）	（R11）
充　個別地域ケア会議	・医療・介護分野の多職種が高齢者の個別事例を検討し、個別課題の解決に資するとともに、地域包括支援センター職員や介護支援専門員のケアマネジメントの質の向上を図ります。また、必要性の高いテーマを取り上げ、支援の充実につなげます。	市が主催する個別地域ケア会議の開催回数	
		20 回	維持

生活支援コーディネーターの役割



基本目標２　住み慣れた地域で支え合いながら暮らす

基本施策１　地域包括ケアシステムの充実

2-1-2

取組　２－１－２　地域包括支援センターの安定的な運営

（１）ねらい（事業をする効果）

■ 高齢者やその家族が抱える複雑化・複合化した課題に対して、身近な地域で相談支援を受けることができ、必要な支援やサービスにつながることで、安心して地域で生活できています。
■ 地域包括支援センターが地域の相談支援やネットワークづくりを進めながら、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができています。

（２）取組の方向性

● 高齢者やその家族が抱える複雑化・複合化した課題に対応するため、「まちの福祉相談室」や関係機関と連携した相談支援を推進します。
● 地域包括支援センターが関係機関や地域の多様な主体とのネットワークづくりを進め、高齢者を支える地域の連携を促進します。
● 地域包括支援センターの職員研修を行い、職員の資質向上を図ります。
● 身寄りのない高齢者等への支援について、地域ケア会議等を活用しながら地域課題として共有し、関係機関や多様な主体と連携した支援を進めます。

（３）主な取組内容及び目標

事業名	内　容	実　績 (R7)	目　標 (R11)
地域包括支援センター運営事業	・高齢者に加え、生活困窮、障がい、子ども分野など多様な相談を受け止め、必要な支援機関につなぐとともに、関係機関と連携して、相談・支援体制の充実を図ります。 ・日常生活圏域の高齢者の状況を踏まえた地域包括支援センターの運営を行います。	地域包括支援センターへの相談延べ件数	
		18,628 件	19,000 件
地域包括支援センター職員研修	・地域包括支援センター職員の資質向上のために研修会等を行います。	地域包括支援センター職員の資質向上のための研修会開催回数	
		2 回	維持

事業名	内　容	実　績	目　標
		（R7）	（R11）
地域包括支援センター運営協議会	・地域包括支援センターの運営状況の評価やセンターの事業計画等について、審議を行い、改善が必要な事項を各センターの運営に反映します。	運営協議会の開催回数	
		4 回	維持
充　地域ケア会議	・高齢者の個別課題や地域課題の解決に向け、多様な関係者と協議・検討を行います。	市及び地域包括支援センターが主催する地域ケア会議の開催回数	
		127 回	130 回

基本目標２　住み慣れた地域で支え合いながら暮らす

基本施策１　地域包括ケアシステムの充実

2-1-3

取組　２－１－３　在宅医療と介護の連携体制の充実

（１）ねらい（事業をする効果）

■ 高齢者が医療や介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で本人の希望に沿った生活を継続することができています。

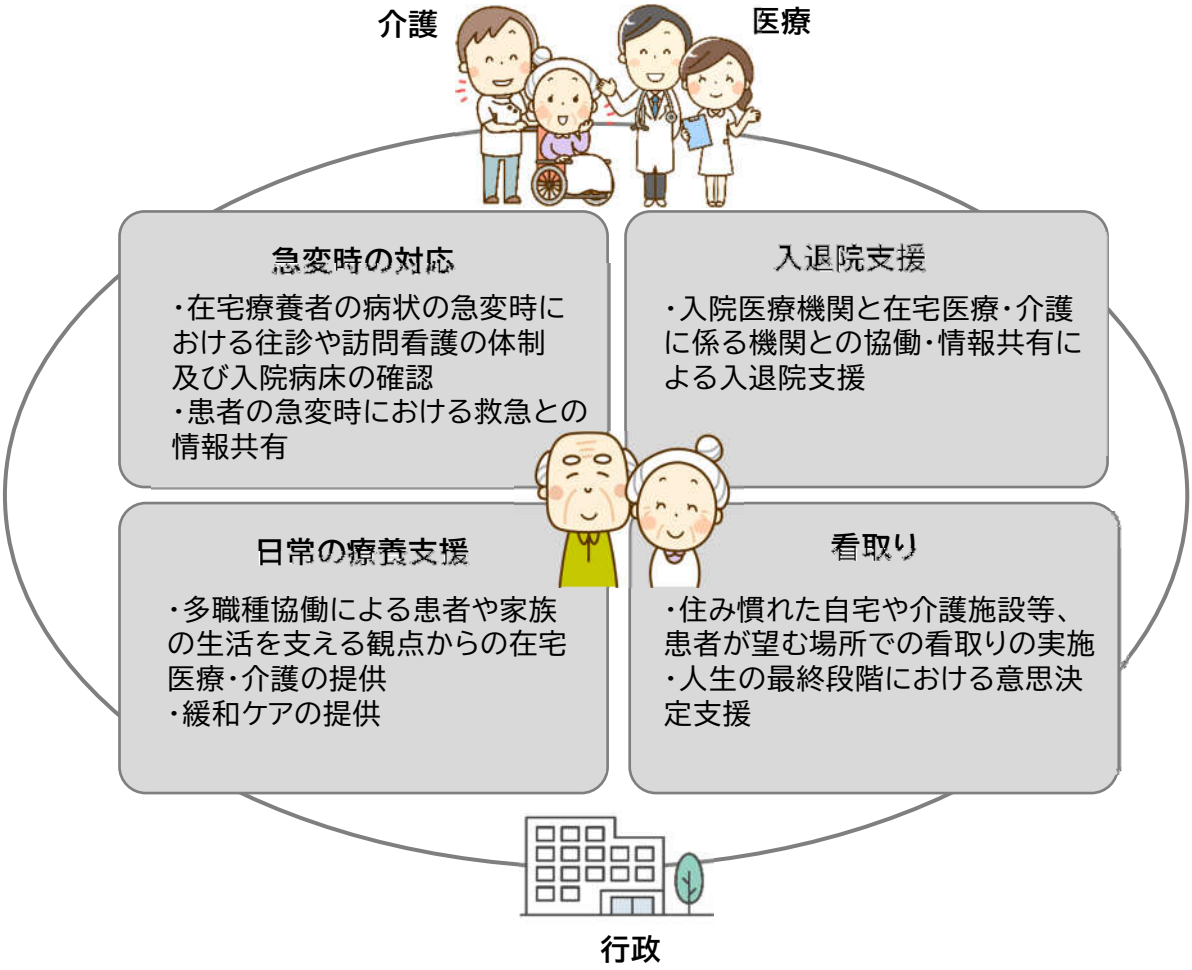
（２）取組の方向性

- 在宅医療や介護に関する市民の理解を深めます。
- 高齢者本人が望む医療や介護を受けながら、自分らしい生活を送ることができるよう、人生会議の普及啓発や意思決定支援の取組を推進します。
- 地域の医療・介護サービスについて自らが選択できるように、必要な情報を提供します。
- 医療と介護の両方を必要とする高齢者が、希望する場所で望む日常生活が過ごせるように、医療・介護関係者の連携を推進し、切れ目のない支援体制の充実を図ります。
- 医療・介護関係者が円滑に情報共有や連携を行えるよう、多職種による研修や意見交換の機会を設け、関係者間の連携強化を図ります。

（３）主な取組内容及び目標

事業名	内　容	実　績 (R7)	目　標 (R11)
医療・介護連携推進事業	・在宅療養や介護に関する情報を市民に提供します。 ・山口・吉南地区地域ケア連絡会議において、医療・介護連携の課題抽出と、必要な対応策の検討を行います。 ・医療と介護の連携強化のための研修会や事例検討会を行います。 ・複数の支援者が関わる在宅療養者について、在宅記録やＩＣＴツール等を活用した情報共有を進めます。	研修会等の開催回数	
		24 回	25 回
山口・吉南地区地域ケア連絡会議	・保健・医療・福祉の関係団体との協働により、高齢者や障がい者等の在宅ケアを推進するために課題の協議や関係機関の連携及び人材育成など行います。	合同研修会の開催回数	
		1 回	1 回

在宅医療と介護連携　イメージ図



基本目標２　住み慣れた地域で支え合いながら暮らす

基本施策２　認知症対策の推進

２－２

【施策の現況】

○ 要介護（要支援）認定者のうち、「認知機能の低下があり、生活に何らかの支障が出ている人」の半数以上が在宅で生活しています。
○ 高齢者のうち「認知症に関する相談窓口を知っている」人は約３４％に留まっています。
○ 認知機能の低下が疑われる際に、「何もしない」と回答した人が３３％おり、その理由として最も多いのは「困ってから相談すれば良い」となっています。また、市民からは、「どのような状態になったら相談すればよいのか分からない」「どこに相談したらよいのか分からない」との声があります。
○ 認知症の人や家族からは、「認知症だからと特別扱いしないでほしい」、「認知症のことを知ってほしい」との声があり、認知症に関する理解が求められています。
○ 学校や職域等、幅広い年齢層の人を対象に、認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に対する正しい知識の普及や理解促進に取り組んでいます。
○ 認知症サポーターのうち、ステップアップ講座を受講したオレンジサポーターが、「チームオレンジ」として、認知症カフェや認知症に関する普及啓発に取り組んでいます。
○ 医療・介護従事者等を対象に、認知症の人の容態に応じた対応力向上のための講座等を開催しています。
○ 認知症の人を介護している家族からは、介護に関する悩みや不安を共有し、介護者同士が支え合うことのできる場を求める声があります。

【課題】

■ 認知症に対する正しい知識の普及啓発を進めるとともに、市民一人ひとりが認知症を自分ごととして捉え、「新しい認知症観」に基づき、認知症の人の思いや希望、できることへの理解を深める取組が必要です。
■ 認知症になっても希望を持って自分らしく暮らし続けられるよう、認知症予防に関する正しい知識の普及を図るとともに、健康づくりや介護予防、社会参加等を通じた認知機能の維持・向上に向けた取組を推進することが必要です。
■ 認知症の人や家族を支援の対象としてだけではなく、地域社会をともにつくる主体として捉え、その参画のもとで施策を推進するとともに、認知症の人の意向や希望が尊重され、社会参加や役割の発揮につながる地域づくりが必要です。
■ 認知機能の低下が疑われる段階で相談や受診行動につながるよう、相談窓口や受診先等の周知を図るとともに、本人や家族が気軽に相談できる体制の充実が必要です。
■ 家族会や認知症カフェ等による交流機会の充実を図り、介護負担の軽減に向けた支援が必要です。
■ 医療・介護従事者への認知症の容態に応じたつなぎ先の周知、対応力向上のための研修等の取組、関係機関の連携強化など、切れ目のない支援体制の整備が必要です。

【目標】

◇ 認知症の人や家族が、住み慣れた地域で希望を持ち、自分らしく安心して暮らし続けることができています。

【指標と目標値】

指　　標	実　績	目　標		
	(R7)	(R9)	(R10)	(R11)
認知症高齢者のうち在宅で過ごしている人の割合	65.9%	71.5%	72.5%	73.5%
認知症サポーター延べ人数	19,887 人	22,200 人	23,500 人	24,800 人



基本目標２　住み慣れた地域で支え合いながら暮らす

基本施策２　認知症対策の推進

2-2-1

取組　２－２－１　認知症の理解の増進と暮らしやすい環境づくり

（１）ねらい（事業をする効果）

■ 市民一人ひとりが認知症を自分ごととして捉え、「新しい認知症観」に基づく認知症への正しい知識と理解を深め、認知症になっても希望を持って住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができています。
■ 認知症の人の意思や希望が尊重され、地域とのつながりや社会参加の機会が確保されるとともに、見守りや支え合いのある安心して暮らせる地域づくりが進んでいます。

（２）取組の方向性

● 幅広い世代を対象に認知症への理解促進を図るため、認知症サポーター養成講座を開催します。特に、認知症の人と地域で関わることが多い職域や学生等への受講を促進し、「新しい認知症観」に基づく認知症への理解を深めます。
● 「新しい認知症観」の普及啓発を図るため、認知症の人が自らの経験や思いを発信する機会を支援するとともに、認知症の人の思いや希望、日々の暮らしの中での気づきを継続的に把握し、地域づくりや施策の推進に反映します。
● 認知症の人の「本人発信」や社会参加、地域とのつながりの場として、認知症カフェの立ち上げ及び継続的な運営支援等を行います。
● オレンジサポーターによるチームオレンジの活動充実を図り、認知症の人や家族のニーズに応じた支援や社会参加の機会の確保を進めます。
● 認知症の人が日常生活や社会生活を営む上での障壁を減らし、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、チームオレンジによる支援や見守りネットワークの充実、ＧＰＳ機器の利用促進などを進めるとともに、多様な主体と連携した認知症バリアフリーの取組を推進します。

（３）主な取組内容及び目標

事業名	内　容	実　績 (R7)	目　標 (R11)
充　認知症サポーター養成講座	・学校や企業など幅広い世代を対象に認知症の人への理解を深めるとともに、認知症サポーター数の増加を図ります。	認知症サポーター養成者数	
		1,284 人	1,300 人
充　本人発信支援	・認知症の人が自らの経験や思い、日々の暮らしの中で感じている気づきや希望を発信できる機会を確保します。また、行政職員もその機会に参加し、その声を認知症への理解促進や地域づくりに活かします。	本人発信の実施回数	
		20 回	増加

事業名	内　容	実　績	目　標
		（R7）	（R11）
充　認知症カフェの活動支援	・認知症の人や家族の居場所づくり、交流、情報交換等を行うカフェの新規開設・運営・活動を支援します。また、本人の意見発信や社会参加ができる場としての機能の充実を図ります。	認知症カフェ開設箇所数	
		20 箇所	27 箇所
充　チームオレンジの活動支援	・オレンジサポーターによる「チームオレンジ」が、認知症の人の希望や意向を踏まえた認知症カフェの運営や、市が実施する認知症に関する事業への企画段階からの参画等、多様な活動に取り組めるよう支援を充実します。	オレンジサポーター活動延べ件数	
		241 件	260 件
ほっと安心SOSネットワーク事業	・認知症等により行方不明になる可能性のある人の情報の事前登録制度を関係者に周知し、必要な人に登録を促します。また、協力事業所の拡大に取り組み、警察からの行方不明者の捜索依頼があった際には、協力事業所等と協力して早期発見に努めます。	新規登録者数	
		52 人	60 人
お出かけ見守り支援機器の導入費等への助成	・認知症による行方不明者を早期に発見し、認知症の人の安全確保と家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、ＧＰＳ端末の購入やレンタルを行う際の初期費用の一部を助成します。	助成件数	
		2 件	10 件

基本目標２　住み慣れた地域で支え合いながら暮らす

基本施策２　認知症対策の推進

2-2-2

取組　２－２－２　相談支援体制の充実

（１）ねらい（事業をする効果）

■ 認知症の人や家族、もの忘れや認知症に不安を感じている人が、身近な地域で気軽に相談できる体制が整うとともに、本人の希望や状態に応じた医療・介護・福祉等の支援につながることができています。
■ 医療・介護従事者等の認知症への理解と対応力が向上し、関係機関が連携することで、認知症の容態に応じた切れ目のない支援が提供できています。

（２）取組の方向性

- 各地域包括支援センターに配置した認知症地域支援推進員を中心に、身近な地域での相談支援を行い、本人や家族の状況に応じて、医療・介護サービスや社会参加の場など必要な支援につなぎます。
- もの忘れや認知症の心配があるときに、早期の段階で相談や受診ができるように相談先や受診先の情報提供や啓発を行います。
- 専門医や多職種で構成される認知症初期集中支援チームによる認知症の人や家族へ包括的な支援を行います。
- 医療・介護従事者等を対象に、認知症の人の意思や希望を尊重した支援及び認知症の容態に応じた対応力の向上を図るための研修会を開催します。
- 認知症高齢者等の行方不明に備えた見守り体制の充実やＧＰＳ機器の活用促進を通じて、介護者の身体的・精神的負担の軽減を図ります。
- 介護者同士が情報交換や交流を行い、互いに支え合いながら介護負担の軽減につながる場として家族会の運営を支援します。また、認知症カフェにおいて、認知症の人や家族、もの忘れや認知症への不安を抱える人等が気軽に集い、交流や情報共有、相談を行うとともに、相互に支え合うピアサポートの場となるよう運営支援を行います。

（３）主な取組内容及び目標

事業名	内　容	実　績 (R7)	目　標 (R11)
認知症地域支援推進員による相談支援	・相談者の状態や希望を踏まえ、必要な情報提供や助言を行うとともに、本人や家族とともに今後の生活を考えながら、適切な医療・介護サービスや地域の社会資源等につなげます。	相談支援延べ件数	
		2,045 件	2,100 件
もの忘れほっとライン	・もの忘れや認知症に関する相談が匿名でも可能な「もの忘れほっとライン」の周知を行い、早期相談ができる体制を継続します。	相談件数	
		53 件	60 件

事業名	内　容	実　績	目　標
		（R7）	（R11）
認知症初期集中支援チームによる支援	・専門医や多職種で構成される認知症初期集中支援チームにより、認知症の人の容態に応じた医療や介護サービス利用に向けた支援を行います。	支援延べ人数	
		80 人	80 人
医療・介護従事者向け認知症講座	・医療・介護従事者等へ認知症対応力向上のための研修を実施します。	医療・介護従事者向け認知症講座開催回数	
		3 回	維持
ほっと安心SOSネットワーク事業（再掲）	・認知症等により行方不明になる可能性のある人の情報の事前登録制度を関係者に周知し、必要な人に登録を促します。また、協力事業所の拡大に取り組み、警察からの行方不明者の捜索依頼があった際には、協力事業所等と協力して早期発見に努めます。	新規登録者数	
		52 人	60 人
お出かけ見守り支援機器の導入費等への助成（再掲）	・認知症による行方不明者を早期に発見し、認知症の人の安全確保と家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、ＧＰＳ端末の購入やレンタルを行う際の初期費用の一部を助成します。	助成件数	
		2 件	10 件
家族会への支援	・家族会の活動を支援し、認知症の人を介護する家族同士のつながりや情報共有の機会の充実を図ります。	家族会支援実施回数	
		20 回	維持
充　認知症カフェの活動支援の充実（再掲）	・認知症の人や家族の居場所づくり、交流、情報交換等を行うカフェの新規開設・運営・活動を支援します。また、本人の意見発信や社会参加ができる場としての機能の充実を図ります。	認知症カフェ開設箇所数	
		20 箇所	27 箇所

基本目標２　住み慣れた地域で支え合いながら暮らす

基本施策２　認知症対策の推進

2-2-3

取組　２－２－３　認知症への備えと早期支援の推進

（１）ねらい（事業をする効果）

■ 市民一人ひとりが認知症を自分ごととして捉え、その人の希望に応じて健康づくりや社会参加を通じた認知症への備えに取り組むとともに、認知機能の状態に応じて、早期に適切な相談や支援につながることができています。

（２）取組の方向性

- 認知症や認知症予防に関する正しい知識の普及啓発を行います。
- 認知機能の変化に早期に気づき、適切な相談や支援につながることができるよう、認知症に関する相談窓口や受診先等の情報提供や普及啓発を行います。
- 地域の通いの場において、運動や栄養、フレイル予防等、認知症の発症遅延や進行予防につながる知識の普及啓発を行うとともに、社会参加や地域とのつながりづくりを促進します。
- 認知症カフェにおいて、認知症の人や家族、もの忘れや認知症への不安を抱える人などが気軽に集い、交流や情報共有、相談ができる場を提供し、社会参加や早期の支援につながる取組を推進します。

（３）主な取組内容及び目標

事業名	内　容	実　績 (R7)	目　標 (R11)
認知症予防に関する講座	・認知症に関する正しい知識や備えとしての認知症予防のための知識や実践方法等の普及啓発を行います。	認知症予防に関する講座開催回数	
		29 回	50 回
充　高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施（再掲）	・通いの場等でフレイルチェックを実施する機会を増やし、健康状態や生活上の課題を把握するとともに、健康教育・相談を通じて、より多くの人がフレイル予防や健康づくりに取り組めるよう支援します。	通いの場に対して健康教育・フレイル把握等を行った回数	
		541 回	620 回
充　認知症カフェの活動支援の充実（再掲）	・認知症の人や家族の居場所づくり、交流、情報交換等を行うカフェの新規開設・運営・活動を支援します。また、本人の意見発信や社会参加ができる場としての機能の充実を図ります。	認知症カフェ開設箇所数	
		20 箇所	27 箇所

基本目標２　住み慣れた地域で支え合いながら暮らす

基本施策３　在宅生活支援の充実

2－3

【施策の現況】

○ 約半数の高齢者が、買物や通院等の日常生活に不可欠な外出時の移動手段、また、約４割の高齢者が体調の急変等、緊急時の対応策に力を入れる必要があると感じています。
○ 財産や権利の保護を要する方やその家族、関係機関等からの成年後見制度に関する相談窓口として、山口市成年後見センターを設置しています。
○ 認知症などにより日常生活を送る上での判断が十分にできない高齢者等が、地域でできる限り自立した生活が送れるよう、山口市社会福祉協議会では、日常生活自立支援事業を実施しています。
○ 複合的な課題を抱える世帯や高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加等により、介護者の負担が増大し、高齢者虐待が発生しやすい要因が高まっています。
○ 高齢者を取り巻く課題は、就労、防災、交通、消費者被害防止、デジタル活用、住まいの確保など多岐にわたっており、関係機関等による様々な取組が実施されている一方で、分野横断的な連携や総合的な支援が求められています。

【課題】

■ 高齢者一人ひとりの状態に応じた福祉サービスの提供が必要です。
■ 判断能力が不十分な認知症高齢者等が、成年後見制度や日常生活自立支援事業を利用できるように普及啓発及び利用支援が必要です。
■ 高齢者虐待の早期発見・早期対応に向けた普及啓発、関係機関の連携強化が必要です。
■ 高齢者が安心して生活できるよう、多分野にわたる課題に対し、関係機関等と連携した総合的な取組を一層推進する必要があります。

【目標】

◇ 高齢者一人ひとりの状態に応じた福祉サービスを受けることで、高齢者が安心して生活できています。

【指標と目標値】

指　　標	実　績	目　標		
	(R7)	(R9)	(R10)	(R11)
困りごとの相談先がある高齢者の割合	83.3%	84.0%	84.5%	85.0%
成年後見制度の利用者数	438 人	460 人	470 人	480 人

基本目標２　住み慣れた地域で支え合いながら暮らす

基本施策３　在宅生活支援の充実

2-3-1

取組　２－３－１　日常生活を支えるサービスの充実

（１）ねらい（事業をする効果）

■ 地域で高齢者を支える体制が整い、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができています。

（２）取組の方向性

- 地域における見守り体制の支援及び強化を図ります。
- 買物や通院等の日常生活に不可欠な外出支援や緊急時の対応を行うとともに、医療・福祉機器の貸与や介護用品の支給など、高齢者の状態に応じた福祉サービスを提供し、在宅生活の継続を支援します。

（３）主な取組内容及び目標

事業名	内　容	実　績 (R7)	目　標 (R11)
高齢者見守り活動促進事業	・高齢者等と接することの多い民間事業者と連携して、異変のある高齢者を早期に発見し、必要な支援につなぎます。	見守り登録民間事業所の新規登録件数	
		2 件	5 件
	・地域住民等による見守り訪問活動を支援し、高齢者の孤立防止や異変の早期発見につなげます。	見守り訪問グループ数	
		801 ｸﾞﾙｰﾌﾟ	維持
敬老福祉優待バス乗車証交付事業	・７０歳以上の高齢者を対象に、敬老福祉優待バス乗車証を交付し、外出支援を行います。	一人当たりの年間平均利用回数	
		9 回	12 回
高齢者タクシー料金助成事業	・介護保険の要介護（要支援）認定者及び介護予防・日常生活支援総合事業の対象者に、タクシー利用券を交付し、外出支援を行います。	タクシー券交付者の使用率	
		40.4%	42.0%

事業名	内　容	実　績	目　標
		（R7）	（R11）
緊急通報システム設置事業	・慢性疾患等により日常生活上で注意を要する高齢者等の自宅に、緊急時の通報や日常生活に関する相談をすることができる通報端末を設置します。	緊急通報装置の新規設置台数	
		34 台	40 台
在宅緩和ケア支援福祉サービス事業	・在宅のがん末期の人を対象に、介護保険制度以外の医療・福祉機器の貸与等を行います。	利用者数	
		18 人	増加
介護用品支給事業	・在宅生活を支援するため、紙おむつや紙パンツなどの介護用品を支給します。	介護用品を支給した人数	
		266 人	280 人

基本目標２　住み慣れた地域で支え合いながら暮らす

基本施策３　在宅生活支援の充実

2-3-2

取組　２－３－２　高齢者の権利と尊厳を守る取組の推進

（１）ねらい（事業をする効果）

■ 身寄りの有無や判断能力の状況にかかわらず、必要な権利擁護の支援を受けながら、地域の中で、自分らしい生活を続けることができています。
■ 高齢者虐待の早期発見と迅速な対応により、高齢者の権利と尊厳が守られ、安心して生活できています。

（２）取組の方向性

- 権利擁護に関する相談支援の充実を図ります。
- 高齢者の意思や権利が尊重されるよう、本人を中心とした支援を推進します。
- 判断能力の低下や身寄りがないことにより、支援が必要な高齢者等への対応について、関係機関と連携した支援体制の充実を図ります。
- 国の制度改正の動向を踏まえ、相談支援から権利擁護支援まで切れ目なくつながる体制づくりを進めます。
- 高齢者虐待の早期発見・早期対応に向け、地域住民や関係機関に対し高齢者虐待への理解を深め、連携を進めます。

（３）主な取組内容及び目標

事業名	内　容	実　績	目　標
		（R7）	（R11）
充　成年後見制度利用促進事業	・成年後見制度に関する相談支援や広報啓発を行うとともに、受任調整会議や利用促進協議会を通じて関係機関との連携を推進し、権利擁護支援体制の充実を図ります。 ・国の制度改正の動向を踏まえ、身寄りのない高齢者等への支援を含め、相談から権利擁護支援まで切れ目なくつながる体制づくりを進めるとともに、成年後見制度利用促進計画の見直しに取り組みます。	権利擁護に関する普及啓発実施回数	
		6 回	10 回
成年後見制度利用支援事業	・成年後見制度の利用が必要な高齢者等に対し、市長申立てを実施します。 ・成年後見人等への報酬助成を行い、制度利用を支援します。	報酬助成件数	
		25 件	増加

事業名	内　容	実　績	目　標
		（R7）	（R11）
高齢者虐待防止のための普及啓発	・地域住民をはじめ、民生委員・児童委員、福祉員、自治会関係者など、地域からの相談事や見守り活動を行っている関係団体等へ虐待防止のための普及啓発、早期発見・早期相談につながる相談窓口の周知を行います。	普及啓発回数	
		35 回	40 回
高齢者虐待防止研修	・高齢者虐待を発見する機会が多く、当事者となり得る可能性のある養介護施設従事者等を対象に高齢者虐待未然防止や早期発見・早期対応についての研修を行います。	研修開催回数	
		1 回	維持
高齢者虐待防止ネットワーク推進会議	・「高齢者虐待防止ネットワーク推進会議」を開催し、虐待防止対策の検討及び関係機関や民間団体との早期発見・早期対応への連携・協力体制づくりを行います。	会議開催回数	
		1 回	維持

基本目標２　住み慣れた地域で支え合いながら暮らす

基本施策３　在宅生活支援の充実

2-3-3

取組　２－３－３　地域で暮らし続けるための環境づくり

（１）ねらい（事業をする効果）

■ 高齢者一人ひとりの状況に応じた生活支援を行うとともに、就労、防災、交通、消費者被害防止、デジタル活用、住まいなど地域生活を支える様々な分野の取組を総合的に推進することで、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができています。

（２）取組の方向性

● 高齢者を取り巻く様々な課題について、関係部署や関係機関と連携しながら取組を進め、高齢者が安全・安心に暮らせる環境づくりを推進します。

分　　野	内　　容
就　　労	・市内事業者と高齢者の就労マッチングを図るなど、高齢者の雇用機会の拡大を図ります。
防　　災	・自力での避難が困難な高齢者などの避難行動要支援者を地域における避難支援等関係者が連携して支援する体制を構築し、高齢者が安全に避難することができる環境づくりを進めます。 ・自主防災組織や防災リーダーを育成するとともに、防災活動の促進を図ることで地域防災力を向上させ、市民が安心して暮らせる災害に強いまちづくりを進めます。
交　　通	・警察や関係団体、地域と連携し、安全・安心な交通環境を確保します。 ・気軽に安心して移動できるよう、地域の実情に応じた高齢者の移動手段を確保します。
消費生活	・市民の消費者トラブルを未然防止するための出前講座や、振込め詐欺撃退電話装置の無料貸出を実施するとともに、デジタル社会に対応した消費者被害防止のための普及啓発活動など、福祉部門や地域の関係者による見守り体制と連携を図り、詐欺や悪質商法による被害防止に努めます。
生涯学習	・多様な学習機会と学習情報の充実を図ります。
デジタル技術	・デジタル技術の利活用により、市民の利便性向上を図ります。
住 ま い	・高齢者が安心して暮らせる居住環境の確保や住まいに関する情報提供を行います。

（３）主な取組内容

分野	事業名	内　容	所管部局
就労	シルバー人材センター支援事業	・シルバー人材センターの運営を安定させ、活動の活性化を促すため、公益社団法人山口市シルバー人材センターへの運営費補助金や高齢者活用・現役世代雇用サポート事業費補助金を交付します。	商工振興部
	雇用対策事業	・市内事業者と高齢者等の就労マッチングを図ります。	
防災	避難者対策推進事業	・避難行動要支援者の避難支援体制の強化を目的として、避難行動要支援者名簿を基に避難マイプランの作成を進め、地域の避難支援等関係者と情報共有や地域の防災活動等との連携を図り、避難支援に取り組みます。 ・一般の指定避難所への簡易ベッド等の配備を行うとともに、福祉施設との協定により、支援の必要な高齢者等の福祉避難所の確保を図ります。加えて、避難マイプランと連動した避難支援体制の構築を図ります。	総　務　部
	地域防災活動促進事業	・自主防災組織等の育成及び活動支援、防災講座の実施や、２１地域単位での防災活動を促進します。	総　務　部 総合支所
	自主防災組織助成事業	・災害時において、地域内での連携により、避難等の行動が地域で行えるように、防災資機材・地域防災活動への補助金を交付します。	総　務　部
交通	交通安全啓発事業	・広報誌や広報車等を活用した広報啓発を行うとともに、警察、交通安全協会等の関係機関や高齢者安心・安全ネットワークやまぐち等の関係団体と連携し、交通安全教室の開催や高齢者交通安全推進員による啓発活動を実施するなど、交通安全意識の向上に向けた啓発を行います。	地域生活部
	コミュニティバス実証運行事業	・山口都市核及びその周辺の住民等の移動手段確保のため、コミュニティバスの実証運行を行います。	都市整備部
	グループタクシー利用促進事業	・交通不便地域の高齢者の移動手段確保のため、グループ制によるタクシー利用券を交付します。	
	コミュニティタクシー運行促進事業	・コミュニティタクシーを運行している地域組織へ助成を行います。	
	徳地生活バス運行事業	・徳地地域において生活バスを運行します。	
	阿東生活バス運行事業	・阿東地域において生活バスを運行します。	

分野	事業名	内　容	所管部局
消費生活	消費者行政推進事務	・詐欺や悪質商法による消費者被害を防止するため、民生委員・児童委員、福祉員、老人クラブ及びサロン等を対象とした出前講座の開催、振込め詐欺撃退電話装置の無料貸出とともに、防犯アプリの普及促進、テレビや市報等の各種媒体を活用した注意喚起及び啓発活動を実施するなど、消費者被害防止に向けた普及啓発を推進します。	地域生活部
生涯学習	お気軽講座開催事業	・市民からの要望に応じて、担当部署職員が出向き、市政（所管事業）に関する説明を行うお気軽講座を実施します。	教育委員会
	大学連携講座等開催事業	・専門化・多様化する市民の学習ニーズに対応するため、大学等と連携した公開講座等を実施します。	
	社会教育活動推進事業	・地域が主体的に実施する生涯学習・社会教育等の活動を支援し、地域住民の学びやつながりづくりを促進します。	
デジタル技術		・地域交流センターが実施するスマートフォン講座やパソコン講座等を通じて、デジタル活用に向けた支援に取り組みます。	
	デジタル行政推進事業	・地域の団体や企業等と連携し、高齢者等へのスマートフォン講座等を展開します。	総　務　部
住まい	各種住宅の整備状況の把握	・有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の整備状況の把握に努め、必要に応じて情報提供を行います。	都市整備部 健康福祉部
	相談支援事業	・住宅の確保が困難な人（住宅確保要配慮者）への住宅確保などの居住支援に取り組みます。	健康福祉部

基本目標３　介護サービスを利用して安心して暮らす

基本施策１　介護サービスの充実

３－１

【施策の現況】

○ 要介護（要支援）認定者数及び認定率は今後も増加が見込まれており、介護ニーズの高い８５歳以上人口の増加に伴い、介護サービス需要の更なる増加が見込まれています。

○ 介護サービス基盤の整備はおおむね計画どおり進んでいますが、介護人材不足により休止・廃止や利用定員を縮小する介護サービス事業所も見られ、人口減少や高齢化が進行する地域においては、介護サービス提供体制の維持・確保が課題となっています。

○ 持続可能な介護保険制度の運営が求められる中、深刻な介護人材不足の状況が続いており、介護人材の確保・育成や介護現場の生産性向上に向けた取組を進めています。

【課題】

■ 高齢者が住み慣れた地域や住まいで、その有する能力に応じて自立した日常生活を続けられるよう、必要な介護サービスを提供していく必要があります。

■ 高齢化がピークを迎える２０４０年を見据えた介護ニーズの変化、地域の人口動態等を踏まえた持続可能な介護サービス提供体制を構築していく必要があります。

■ 介護保険制度の円滑・安定的な運営のため、介護人材の確保・育成に向けて、介護職場の生産性向上や職場環境の改善等、介護人材が持続的に働くことができ、質の高いサービスを提供するための取組が必要です。

■ 介護職の魅力発信や介護に対する理解促進を図るなど、中長期的な視点に立った介護人材の確保・育成・定着に向けた取組を行うことが必要です。

【目標】

◇ 高齢者が状態に応じた介護サービスを受けることで安心な暮らしができています。

◇ 介護保険制度が円滑かつ安定的に運営できています。

【指標と目標値】

指　　標	実　績	目　標		
	(R7)	(R9)	(R10)	(R11)
介護サービスが充実していると思う高齢者の割合	44.0%	46.0%	47.0%	48.0%

基本目標３　介護サービスを利用して安心して暮らす

基本施策１　介護サービスの充実

3-1-1

取組　３－１－１　適切な認定と給付

（１）ねらい（事業をする効果）

■ 資格の管理、要介護（要支援）認定調査・審査がスムーズに行われています。
■ 必要な介護サービスが適切に提供できています。

（２）取組の方向性

- 介護保険被保険者の資格等を管理し、要介護（要支援）認定のために、調査と審査を行います。
- 要介護（要支援）認定審査事務が適正・スムーズに行えるよう、研修の実施やデジタル技術を活用した事務の効率化を図ります。
- 要介護者等の自立支援に資するケアマネジメントや、事業者による不正・不適切なサービスの提供を防ぐ等の観点から、介護給付の適正化に取り組みます。
- 介護サービス事業所への介護サービス相談員の派遣や指導・監督等を通じて、サービスの質の向上及び事業所運営の適正化を図ります。
- 介護保険制度の意義や仕組みの正しい理解を促すための普及啓発を行います。
- 低所得者の負担を軽減し、介護サービスの利用促進を図ります。
- 在宅生活を支援するため、市町村特別給付により、介護用品等の支給を行います。

（３）主な取組内容及び目標

事業名	内　容	実　績 (R7)	目　標 (R11)
要介護（要支援）認定調査・審査事業	・認定調査員、審査会委員の研修を実施し、要介護（要支援）認定の平準化を図ります。	認定調査員、審査会委員の研修	
		4回	4回
	・認定の調査、審査を公平かつスムーズに行います。	申請から認定までの期間	
		36.4日	30日
介護給付費適正化事業	・認定調査状況チェック、医療情報との突合・縦覧点検、福祉専門職を交えたケアプラン点検等を行います。	県の指針に基づく適正化事業の実施率	
		100%	100%
	・ケアプラン、住宅改修及び福祉用具貸与について、専門職による点検・助言を実施し、サービスの必要性や適切性の確認を通じて給付の適正化を図ります。	ケアプラン及び住宅改修・福祉用具貸与に係る専門職による点検件数	
		112件	115件程度

事業名	内　容	実　績	目　標
		（R7）	（R11）
介護サービス相談員派遣事業	・介護サービス事業所へ介護サービス相談員を派遣し、利用者や家族の相談を受け付け、利用者と事業所の橋渡しをしながら、問題の改善や介護サービスの質の向上につなげます。	介護サービス事業所への介護サービス相談員の派遣日数	
		138 日	140 日
市所管事業所の指導・監督事務	・地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所に対する指導・監督を通じて、事業所運営の適正化を図ります。	指定有効期間内に全事業所の運営指導を実施	
		34 事業所	期間内実施
介護保険普及事業	・パンフレットや市報、市ウェブサイト、お気軽講座を始めとする研修会など様々な媒体を活用し、高齢者や家族、関係団体等にもわかりやすい情報提供を行います。	研修会参加者数	
		62 人	300 人
社会福祉法人軽減補助事業	・社会福祉法人等が低所得者に対して実施する、介護サービス利用者の負担額軽減に対して補助金を交付します。	事業を実施する社会福祉法人数の維持	
		15 法人	維持
介護用品支給事業（再掲）	・在宅生活を支援するため、紙おむつや紙パンツなどの介護用品を支給します。	介護用品を支給した人数	
		266 人	280 人

基本目標３　介護サービスを利用して安心して暮らす

基本施策１　介護サービスの充実

3-1-2

取組　３－１－２　サービス提供の基盤整備と介護人材の確保・育成

（１）ねらい（事業をする効果）

■ 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる介護サービスが整っています。
■ 介護サービス事業所で働く人材が確保されています。

（２）取組の方向性

〔サービス提供の基盤整備〕

- 在宅生活を継続するために有効なサービスを重点的に整備します。
- 施設等サービス（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院・特定施設入居者生活介護）及び地域密着型サービスについては、日常生活圏域ごとの状況や将来の認定者数の見込みを勘案しながら計画的な整備を進めます。
- 地域医療構想等との整合性の確保、在宅医療と介護の連携、介護離職防止に向けて介護老人福祉施設等従来からの介護サービスに加え、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況や入所状況等を把握するほか、中長期的な人口構造の変化の見通しを踏まえながら、サービス量を見込み、必要な基盤整備を行います。
- 高齢者と障がい者を地域で包括的に支援する共生型サービスの提供を推進します。
- 県と連携しながら、市所管事業所の行う手続の簡素化等、業務効率化に取り組みます。
- 人口減少が進行する地域においても必要な介護サービスを確保できるよう、新たな介護サービス類型の活用も含め、地域の実情に応じたサービス確保方策について検討を進めます。

〔人材の確保・育成〕

- 介護サービスの持続的な提供と介護サービスの質の維持・向上に向けて介護人材を確保するために、介護資格取得や研修受講に対する支援を行います。
- 介護職場の生産性向上、職場環境の改善に向けた支援等を行います。
- 介護事業所の採用活動や人材確保に対する支援を行います。
- 介護体験授業の実施や介護職の魅力発信により、介護という仕事に対する正しい知識の周知を図るとともにイメージアップに取り組みます。
- 県をはじめとする関係機関や関係団体、労働担当部局等と連携し、外国人介護人材を含む介護人材の確保・育成及び離職防止に関する普及啓発等の取組を行います。

〔災害・感染症対策に係る体制整備〕

- 災害や感染症発生時においても必要な介護サービスが継続して提供できるよう、介護サービス事業所等に対し、業務継続計画（ＢＣＰ）に基づく取組について周知・啓発を行うとともに、防災や感染症対策に関する情報提供に努めます。
- 平時からの情報共有や連携体制の構築に努めるとともに、災害や感染症発生時における介護サービス提供体制の確保に向け、県や関係団体等との連携を図ります。

（３）主な取組内容及び目標

事業名	内　容	実　績	目　標
		（R7）	（R11）
介護サービス事業所の整備	・高齢者が住み慣れた地域での暮らしを継続できるように、介護サービス事業所を整備します。	介護サービス基盤整備計画の進捗率	
		－	100%
介護サービス相談員派遣事業（再掲）	・介護サービス事業所へ介護サービス相談員を派遣し、利用者や家族の相談を受け付け、利用者と事業所の橋渡しをしながら、問題の改善や介護サービスの質の向上につなげます。	介護サービス事業所への介護サービス相談員の派遣日数	
		138 日	140 日
市所管事業所の指導・監督事務（再掲）	・地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所に対する指導・監督を通じて、事業所運営の適正化を図ります。	指定有効期間内に全事業所の運営指導を実施	
		34 事業所	期間内実施
充　介護人材育成・確保支援事業	・介護の仕事への理解促進と魅力発信を図るため、小中学校で介護体験授業を実施します。	介護体験授業の実施校数	
		20 校	20 校程度
	・介護職員の資質向上及び定着促進を図るため、資格取得や研修受講に要する経費の一部を助成します。	資格取得等助成件数	
		26 件	30 件以上
	・介護職員の定着や職場環境の改善、生産性向上を図るため、人材育成やマネジメント力向上に関する研修の実施やノーリフティングケア等の導入支援を行います。	研修会参加人数	
		24 人	30 人以上
	・介護人材の安定的な確保を図るため、採用活動及び人材確保に要する経費助成制度の見直し・充実を行い、介護事業所の人材確保を支援します。	採用活動等助成件数	
		10 件	20 件以上
新　中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の維持に向けた検討	・第１０次計画期間中に特例介護サービスの新たな類型の活用等、中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の維持に向けた検討を進めます。	計画期間中に検討	
		－	検討

（４）住宅型有料老人ホーム等の施設・入居者状況（令和８年４月１日現在）

			住宅型有料老人ホーム	サービス付き高齢者向け住宅	軽費老人ホーム	合計
施設数			50か所	25か所	6か所	81か所
回答施設数			47か所	23か所	6か所	76か所
入居定員（回答施設のみ）			1,521人	704人	350人	2,575人
入居者数（回答施設のみ）			1,375人	649人	312人	2,336人
（入居率）			（90.4%）	（92.2%）	（89.1%）	（90.7%）
	性別	男性	366人	163人	94人	623人
		女性	1,009人	486人	218人	1,713人
	年代別	65歳未満	21人	8人	0人	29人
		65歳以上75歳未満	74人	17人	16人	107人
		75歳以上85歳未満	319人	133人	126人	578人
		85歳以上	961人	491人	170人	1,622人
	要介護度別	自立	16人	19人	118人	153人
		要支援1	23人	28人	46人	97人
		要支援2	29人	28人	37人	94人
		要介護1	360人	195人	81人	636人
		要介護2	320人	142人	26人	488人
		要介護3	259人	88人	3人	350人
		要介護4	236人	88人	1人	325人
		要介護5	128人	56人	0人	184人
		申請中・不明	4人	5人	0人	9人

基本目標３　介護サービスを利用して安心して暮らす

基本施策１　介護サービスの充実

3-1-3

取組　３－１－３　介護保険制度の安定した運営

（１）ねらい（事業をする効果）

■ 介護保険制度が安定して運営できています。

（２）取組の内容

● 高齢者が住み慣れた地域や住まいで、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、給付実績の把握や分析、地域特性等を踏まえながら、団塊ジュニア世代が６５歳以上となる２０４０年を見据えた中長期的な人口動態や介護ニーズの変化を踏まえ、サービスの種類ごとの量を見込みます。

（３）第十次山口市介護保険事業計画における介護（予防）サービス量（事業費）の見込みと、保険料の設定

①　介護サービス整備の計画

①－１　介護（予防）サービス整備の基本方針

● 在宅生活の継続に有効なサービスを重点的に整備します。

● 施設等サービス（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護）及び地域密着型サービスについては、日常生活圏域ごとの状況や将来の認定者数の見込みを勘案し、計画的に整備を行います。

● 地域医療構想等との整合性の確保、在宅医療と介護の連携、介護離職の防止に向けて、介護老人福祉施設等従来からの介護サービスに加え、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況や入所状況等を把握するほか、２０４０年を見据えた中長期的な人口動態の変化の見通しを踏まえながら、サービス量を見込み、必要な基盤整備を行います。

● 介護給付費（給付）と介護保険料（負担）のバランスに配慮するとともに、地域の実情に応じた持続可能な介護サービス提供体制の確保を図ります。

①－２　施設等サービスの計画

（ア）介護老人福祉施設

・要介護度が中重度の方の在宅生活の継続に向けた地域密着型サービスの重点的な整備、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入所状況、（地域密着型）介護老人福祉施設の入所率の状況等を考慮し、本計画期間では新たな整備を行いません。

（イ）介護医療院

・利用人数の実績と定員数を考慮し、本計画期間では新たな整備を行いません。

（ウ）介護老人保健施設

・利用人数の実績と定員数を考慮し、本計画期間では新たな整備を行いません。

（エ）特定施設入居者生活介護

・市内では有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が多く整備されていることから、本計画期間では新たな整備を検討しません。

区分		令和8年度末（見込）	第九次			
			令和９年度	令和10年度	令和11年度	令和11年度末
（ア）介護老人福祉施設	事業所数（か所）	10				10
	定員（人）	728				728
（イ）介護医療院	事業所数（か所）	2				2
	定員（人）	120				120
（ウ）介護老人保健施設	事業所数（か所）	8				8
	定員（人）	630				630
合計	事業所数（か所）	20	0	0	0	20
	定員（人）	1,478	0	0	0	1,478
（エ）特定施設入居者生活介護	事業所数（か所）	4				4
	定員（人）	273				273

①－３　地域密着型サービスの計画

在宅介護実態調査の結果から、介護者が不安に感じる介護は「認知症への対応」、「夜間の排泄」、「外出支援」の割合が高く、要介護者の要介護度が中重度になるほどその不安の割合は高くなっています。

こうした不安は、訪問サービスを多頻度で利用している場合と、訪問・通所・短期入所サービスを組み合わせて利用している場合に軽減される傾向がみられます。

また、高齢化の進展に伴い、中重度の要介護者や認知症高齢者の増加が見込まれており、在宅生活を支えるサービスの重要性が高まっています。

このため、中重度の要介護者が可能な限り住み慣れた地域で在宅生活を継続できるよう、地域密着型サービスについて、利用ニーズや各圏域の整備状況等を踏まえながら計画的なサービス基盤の確保を図ります。

（オ）定期巡回・随時対応型訪問介護看護

・定期巡回サービスは一日に複数回、定期的に利用者宅へ訪問し、また、随時訪問サービスについては、通報があってからおおむね３０分以内の間に訪問できることが必要とされるサービスです。
・北東圏域においては前計画期間中に事業所が廃止となり未整備となっているほか、ケアマネジャーを対象とした居宅介護支援事業所等アンケート調査の結果から、徳地圏域は他の圏域と比べ訪問系サービスである「訪問介護」及び「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の不足度が高くなっています。
・このため、北東圏域及び徳地圏域における在宅生活を支える訪問サービスの提供体制の充実を図るため、両圏域においてそれぞれ１事業所、計２事業所の整備を進めます。

（カ）看護小規模多機能型居宅介護

・各圏域における整備状況や利用状況等を考慮し、本計画期間では新たな整備を行いません。

（キ）小規模多機能型居宅介護

・各圏域における整備状況や利用状況等を考慮し、本計画期間では新たな整備を行いません。

（ク）地域密着型介護老人福祉施設

・要介護度が中重度の方の在宅生活の継続に向けた地域密着型サービスの重点的な整備、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入所状況、特定施設入居者生活介護、（地域密着型）介護老人福祉施設の入居・入所率の状況等を考慮し、本計画期間では新たな整備を行いません。

（ケ）認知症対応型共同生活介護

・既存事業所の入居状況や入居率、各圏域の整備状況等を考慮し、本計画期間では新たな整備を行いません。

（コ）認知症対応型通所介護

・既存事業所の利用状況や各圏域の整備状況等を考慮し、本計画期間では新たな整備を行いません。

（サ）地域密着型特定施設入居者生活介護

・市内では有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が多く整備されていることから、本計画期間では新たな整備を検討しません。

年度	区分	か所	定員	圏域
令和１０年度	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	１か所	－	北東部
		１か所	－	徳地

単位：か所数 /（　）は定員数（人）

区分		令和8年度末（見込）	第十次			
			令和９年度	令和10年度	令和11年度	令和11年度末
（オ）定期巡回・随時対応型訪問介護看護	北東部	0		1		1
	中央部	1				1
	鴻南	1				1
	南部	1				1
	徳地	0		1		1
	阿東	0				0
	合計	3	0	2	0	5
（カ）看護小規模多機能型居宅介護	北東部	1（29）				1（29）
	中央部	1（29）				1（29）
	鴻南	1（29）				1（29）
	南部	2（58）				2（58）
	徳地	0（0）				0（0）
	阿東	0（0）				0（0）
	合計	5（145）	0（0）	0（0）	0（0）	5（145）
（キ）小規模多機能型居宅介護	北東部	1（29）				1（29）
	中央部	1（29）				1（29）
	鴻南	1（29）				1（29）
	南部	2（54）				2（54）
	徳地	0（0）				0（0）
	阿東	0（0）				0（0）
	合計	5（141）	0（0）	0（0）	0（0）	5（141）
（ク）地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	北東部	4（107）				4（107）
	中央部	2（49）				2（49）
	鴻南	1（20）				1（20）
	南部	1（20）				1（20）
	徳地	1（20）				1（20）
	阿東	0（0）				0（0）
	合計	9（216）	0（0）	0（0）	0（0）	9（216）

単位：か所数 /（　）は定員数（人）

区分		令和8年度末（見込）	第十次			
			令和９年度	令和10年度	令和11年度	令和11年度末
（ケ）認知症対応型共同生活介護	北東部	3（54）				3（54）
	中央部	1（18）				1（18）
	鴻南	2（36）				2（36）
	南部	5（99）				5（99）
	徳地	2（27）				2（27）
	阿東	1（27）				1（27）
	合計	14（261）	0（0）	0（0）	0（0）	14（261）
（コ）認知症対応型通所介護	北東部	3（51）				3（51）
	中央部	0（0）				0（0）
	鴻南	3（60）				3（60）
	南部	3（39）				3（39）
	徳地	0（0）				0（0）
	阿東	2（18）				2（18）
	合計	11（168）	0（0）	0（0）	0（0）	11（168）
（サ）地域密着型特定施設入居者生活介護	北東部	0（0）				0（0）
	中央部	0（0）				0（0）
	鴻南	0（0）				0（0）
	南部	0（0）				0（0）
	徳地	0（0）				0（0）
	阿東	0（0）				0（0）
	合計	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）

②　サービス量の見込み

介護（予防）サービスについては、これまでの各サービスの給付実績のほか、地域包括ケア「見える化システム」により提供されている第九期将来推計用将来人口、今後の認定者数の推計及び「①　介護サービス整備の計画」を踏まえて見込んでいます。

地域支援事業については、介護予防・日常生活支援総合事業及び包括的支援事業・任意事業ともに、将来推計人口における高齢者人口の伸び率、要支援認定者・事業対象者数の伸び率の見込みと、前計画期間中の実績の分析・評価結果から、必要なサービス量を見込んでいます。

②－１　介護予防サービスの量の見込み

区分			第十次			第十一次	第十四次
			令和９年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和22年度
介護予防サービス							
	介護予防訪問入浴介護	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		人数(人)	0	0	0	0	0
	介護予防訪問看護	回数(回)	1,193.4	1,249.0	1,290.0	1,312.0	1,460.5
		人数(人)	273	284	294	299	332
	介護予防訪問リハビリテーション	回数(回)	101.7	99.8	96.8	96.8	107.8
		人数(人)	10	10	10	10	11
	介護予防居宅療養管理指導	人数(人)	112	116	117	118	132
	介護予防通所リハビリテーション	人数(人)	511	522	529	528	587
	介護予防短期入所生活介護	日数(日)	97.0	96.8	90.9	90.9	102.7
		人数(人)	16	16	15	15	17
	介護予防短期入所療養介護（老健）	日数(日)	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2
		人数(人)	2	2	2	2	2
	介護予防短期入所療養介護（病院等）	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		人数(人)	0	0	0	0	0
	介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		人数(人)	0	0	0	0	0
	介護予防福祉用具貸与	人数(人)	1,429	1,486	1,522	1,542	1,713
	特定介護予防福祉用具購入費	人数(人)	17	17	17	17	19
	介護予防住宅改修	人数(人)	25	25	26	26	29
	介護予防特定施設入居者生活介護	人数(人)	30	30	31	32	34
	介護予防支援	人数(人)	1,712	1,758	1,799	1,823	2,026
	登録施設介護予防支援	人数(人)	0	0	0	0	0
地域密着型介護予防サービス							
	介護予防認知症対応型通所介護	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		人数(人)	0	0	0	0	0
	介護予防小規模多機能型居宅介護	人数(人)	10	10	10	10	12
	介護予防認知症対応型共同生活介護	人数(人)	0	0	0	0	0

※ 回（日）数、人数は１月当たりの数

②－２　介護サービスの量の見込み

区分			第十次			第十一次	第十四次
			令和９年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和22年度
居宅サービス							
	訪問介護	回数(回)	28,780.3	29,315.3	29,659.2	30,202.5	35,442.4
		人数(人)	1,162	1,172	1,174	1,193	1,391
	訪問入浴介護	回数(回)	332.1	322.8	324.0	335.4	390.3
		人数(人)	69	70	71	73	85
	訪問看護	回数(回)	6,610.4	6,779.6	6,877.3	7,013.2	8,200.1
		人数(人)	1,326	1,387	1,419	1,443	1,681
	訪問リハビリテーション	回数(回)	880.7	879.4	888.5	912.0	1,055.8
		人数(人)	73	73	73	75	87
	居宅療養管理指導	人数(人)	1,763	1,807	1,829	1,860	2,170
	通所介護	回数(回)	27,851.8	28,912.3	29,187.2	29,666.1	34,542.0
		人数(人)	1,976	2,038	2,058	2,091	2,430
	通所リハビリテーション	回数(回)	8,689.3	8,739.3	8,733.7	8,737.7	10,131.3
		人数(人)	955	944	937	938	1,087
	短期入所生活介護	日数(日)	3,079.7	3,092.8	3,102.6	3,148.8	3,683.2
		人数(人)	284	284	285	290	339
	短期入所療養介護（老健）	日数(日)	786.4	839.8	867.7	880.8	1,042.9
		人数(人)	102	108	110	111	131
	短期入所療養介護（病院等）	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		人数(人)	0	0	0	0	0
	福祉用具貸与	人数(人)	3,489	3,633	3,726	3,788	4,417
	特定福祉用具購入費	人数(人)	45	46	49	49	57
	住宅改修費	人数(人)	24	25	26	26	30
	特定施設入居者生活介護	人数(人)	211	213	215	217	254
	居宅介護支援	人数(人)	4,628	4,747	4,857	4,935	5,732
	登録施設介護支援	人数(人)	0	0	0	0	0
地域密着型サービス							
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数(人)	562	590	789	800	894
	地域密着型通所介護	回数(回)	9,174.2	9,598.4	9,771.2	9,939.2	11,590.0
		人数(人)	730	748	755	768	893
	認知症対応型通所介護	回数(回)	3,029.5	3,018.0	3,070.5	3,119.9	3,627.8
		人数(人)	323	328	333	338	393
	小規模多機能型居宅介護	人数(人)	118	118	120	122	143
	認知症対応型共同生活介護	人数(人)	239	238	241	243	284
	地域密着型特定施設入居者生活介護	人数(人)	0	0	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数(人)	210	210	210	213	249
	看護小規模多機能型居宅介護	人数(人)	100	101	102	103	121
施設サービス							
	介護老人福祉施設	人数(人)	620	620	620	620	723
	介護老人保健施設	人数(人)	561	561	561	561	653
	介護医療院	人数(人)	149	149	149	149	173

※ 回（日）数、人数は１月当たりの数

②－３　地域支援事業の量の見込み

Ⅰ　介護予防・日常生活支援総合事業

区分				第十次			第十一次	第十四次
				令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和22年度
介護予防・生活支援サービス事業	介護予防・生活支援サービス事業	訪問型サービス	件	6,800	6,900	7,000	7,100	7,800
		通所型サービス	件	8,000	8,200	8,400	8,600	10,000
		その他の生活支援サービス	人	5	5	5	5	5
	介護予防ケアマネジメント事業	介護予防ケアマネジメント件数	件	5,800	5,900	6,000	6,100	6,500
一般介護予防事業	介護予防普及啓発事業	介護予防出張講座開催数	回	205	220	235	250	300
	介護予防健康教育相談事業	開催回数	回	500	500	500	500	500
	地域介護予防活動支援事業	高齢者自主活動グループ数	ｸﾞﾙｰﾌﾟ	12	12	12	12	12
	介護支援ボランティア活動助成事業	ボランティア新規登録者数	人	50	50	50	50	50
	地域リハビリテーション活動支援事業	ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ専門職員派遣数	回	900	950	1,000	1,050	1,300

※　年間の数

Ⅱ　包括的支援事業・任意事業

区分				第十次			第十一次	第十四次
				令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和22年度
包括的支援事業（既存分）	地域包括支援センター運営事業	設置か所数	か所	8	8	8	今後検討	今後検討
		相談件数	件	18,900	19,000	19,100	19,200	20,300
	高齢者虐待防止推進事業	虐待防止ネットワーク会議	回	1	1	1	1	1
任意事業	介護給付費適正化事業	主要３事業実施率	%	100	100	100	100	100
	サービス事業者振興事業	協議会数	件	1	1	1	1	1
	家族介護慰労金支給事業	支給件数	件	8	8	8	8	8
	家族介護支援事業	人数	人	130	130	130	150	150
	成年後見制度利用支援事業	利用人数	人	25	25	25	25	25
	ケアマネジャー支援事業	支援件数	件	30	30	30	30	30
	認知症高齢者対策推進事業	認知症サポーター数	人	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
	介護相談員派遣事業	派遣日数	日	140	140	140	140	140
	シルバーハウジング生活援助派遣事業	派遣箇所	か所	2	2	2	2	2
包括的支援事業（充実分）	医療・介護連携推進事業	会議・研修開催数	回	25	25	25	25	25
	生活支援・介護予防体制整備事業	生活支援コーディネーター数	人	9	9	9	9	9
	認知症地域ケア総合推進事業	初期集中支援件数	件	70	70	70	70	70
		認知症カフェ補助件数	か所	21	22	23	24	30
	地域ケア会議推進事業	開催回数	回	165	165	165	165	165

※　年間の数

②－４　市町村特別給付費の量の見込み

区分			第十次			第十一次	第十四次
			令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和22年度
介護用品支給事業	支給人数	人	270	275	280	285	325

※　市町村特別給付費の量は年間の数

③　必要な事業費の見込み

介護予防サービス給付費、介護サービス給付費の見込みは、②－１、②－２の介護（予防）サービス量の見込みと、前計画期間中の給付実績をもとに算出しています。

地域支援事業費の見込みは、②－３の地域支援事業の量の見込みと、前計画期間中の事業実績をもとに算出しています。

③－１　介護予防サービス給付費の見込み

（単位：千円）

区分	第九次			第十一次	第十四次
	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和12年度	令和22年度
介護予防サービス	今後、介護報酬改定等を反映して、事業費の積算を行います				
介護予防訪問入浴介護					
介護予防訪問看護					
介護予防訪問リハビリテーション					
介護予防居宅療養管理指導					
介護予防通所リハビリテーション					
介護予防短期入所生活介護					
介護予防短期入所療養介護（老健）					
介護予防短期入所療養介護（病院等）					
介護予防福祉用具貸与					
特定介護予防福祉用具購入費					
介護予防住宅改修					
介護予防特定施設入居者生活介護					
介護予防支援					
登録施設介護予防支援					
地域密着型介護予防サービス					
介護予防認知症対応型通所介護					
介護予防小規模多機能型居宅介護					
介護予防認知症対応型共同生活介護					
合計					

※　給付費は年間の額

③－２　介護サービス給付費の見込み

（単位：千円）

区分	第十次			第十一次	第十四次
	令和９年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和22年度
居宅サービス	今後、介護報酬改定等を反映して、事業費の積算を行います				
訪問介護					
訪問入浴介護					
訪問看護					
訪問リハビリテーション					
居宅療養管理指導					
通所介護					
通所リハビリテーション					
短期入所生活介護					
短期入所療養介護（老健）					
短期入所療養介護（病院等）					
福祉用具貸与					
特定福祉用具購入費					
住宅改修費					
特定施設入居者生活介護					
居宅介護支援					
登録施設介護支援					
地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護					
地域密着型通所介護					
認知症対応型通所介護					
小規模多機能型居宅介護					
認知症対応型共同生活介護					
地域密着型特定施設入居者生活介護					
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護					
看護小規模多機能型居宅介護					
施設サービス					
介護老人福祉施設					
介護老人保健施設					
介護医療院					
合計					

※　給付費は年間の額

③－３　地域支援事業費の見込み

（単位：千円）

区分	第十次			第十一次	第十四次
	令和９年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和22年度
介護予防・日常生活支援総合事業	今後、実績などを勘案し、事業費の積算を行います				
介護予防・生活支援サービス事業費					
一般介護予防事業					
包括的支援事業・任意事業					
包括的支援事業・任意事業（既存分）					
包括的支援事業（充実分）					
地域支援事業費　計					

※　地域支援事業費は年間の額

③－４　市町村特別給付費の見込み

（単位：千円）

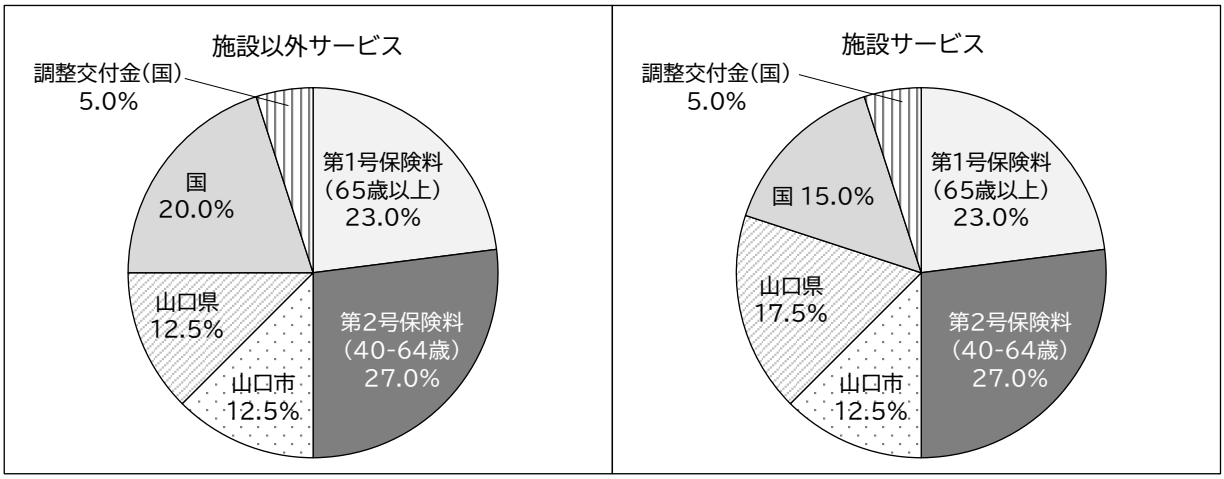
区分	第十次			第十一次	第十四次
	令和９年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和22年度
介護用品支給事業	今後、実績などを勘案し、事業費の積算を行います				

※　市町村特別給付費は年間の額

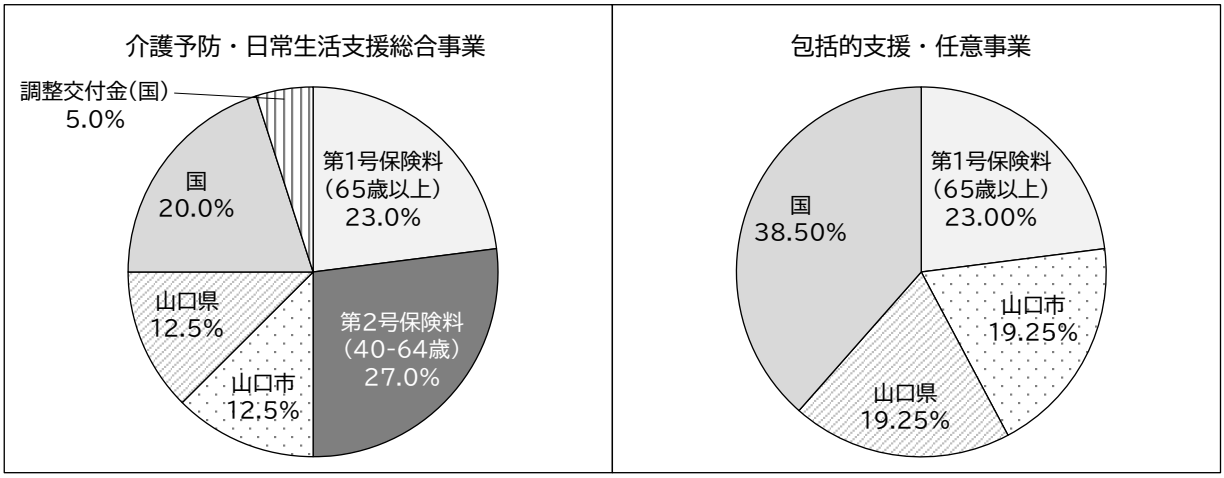
④　介護保険料の設定

④－１　今期における財源構成

介護サービス（介護予防サービス）給付費の財源構成は次のとおりです。



地域支援事業費の財源構成は次のとおりです。



④－２　第１号被保険者の保険料の算定

Ⅰ　保険料負担分相当額

保険料負担分相当額は第九次（令和９～１１年度）の給付費総額に第１号被保険者の負担率（２３%）を乗じた額です。

第十次給付費総額 （ 標準給付費 ＋ 地域支援事業費 ） 千円	×	第１号被保険者 負担率 23%	＝	保険料負担分 相当額 千円

Ⅱ　保険料収納必要額

保険料収納必要額は次の方法で算定します。

保険料負担分 相当額 千円	＋	調整交付金 相当額 千円	－	調整交付金 見込額 千円	＋	市町村特別 給付費等 千円	－	保険者機能強化推進 交付金等の交付見込額 千円	－	介護給付費準備基金 取崩額 千円	＝	**保険料収納 必要額 千円**

Ⅲ　保険料基準額（月額）

保険料基準額（月額）は次の算定式により算定します。予定保険料収納率は、９９．９０％に設定しています。第１号被保険者数は、所得段階別加入割合に応じて算出した所得段階別補正後被保険者数を使います。山口県に設置されている財政安定化基金からの借入れは想定していません。

保険料収納 必要額 千円	÷	予定保険料 収納率 ％	÷	所得段階別補正後 被保険者数 人	÷	12か月	＝	**保険料基準額 （月額） 千円**

Ⅳ　保険料算定基礎数値

（単位：円）

区分	第十次			
	合計	令和9年度	令和10年度	令和11年度
標準給付費見込額（A）	今後、介護報酬改定等を反映して、事業費の積算を行います			
総給付費（介護予防給付費＋介護給付費）				
特定入所者介護サービス費				
高額介護サービス費				
高額医療合算介護サービス費				
審査支払手数料				
地域支援事業費（B）				
介護予防・日常生活支援総合事業費（b）				
包括的支援事業・任意事業				
包括的支援事業費（社会保障充実分）				
第十次給付費総額（C＝A＋B）				
第１号被保険者負担分相当額（D＝C×23%）				
調整交付金相当額（E＝（A＋b）×5%）				
調整交付金見込額（F＝（A＋b）×G）				
調整交付金見込交付割合（G）				
市町村特別給付費（H）				
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額（I）				
介護給付費準備基金取崩額（J）				
保険料収納必要額(K＝D＋E－F＋H－I－J)				
予定保険料収納率（L）				
所得段階別加入割合補正後被保険者数（M）				
保険料基準額（年額）（N＝K／L／M）				
保険料基準額（月額）（N／12）				

※（B）の地域支援事業費は収入額を控除した後の額です。

※（M）の所得段階別加入割合補正後被保険者数とは、所得段階により保険料が異なるため、所得段階別加入人数を各所得段階別の保険料率で補正した人数です。

Ⅴ　保険料段階区分ごとの介護保険料年額

保険料段階	本人の課税状況	世帯員の課税状況	対象者	基準額に対する割合（乗率）	介護保険料年額(円)

今後、国による基準所得金額の変更を反映して保険料段階区分を設定します。